本籍　埼玉県大里郡武川村大字上原九六七番地
住居　同県熊谷市筑波町二〇七番地
地方技官（休職中）　毛利正男　大正一四年九月一五日生

右稲垣音三に対する加重収賄、請託収賄、単純収賄、高沢皐月、山本善二郎、毛利正男、小川武雄に対する加重収賄、請託収賄、単純収賄、有印公文書偽造各被告事件について、昭和二八年一一月二八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人高沢皐月同毛利正男の各原審弁護人馬橋隆二及び被告人稲垣音三同山本善二郎同小川武雄からそれぞれ上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人稲垣音三の弁護人松永義雄の上告趣意は、事実誤認、これを前提とする法令違反、量刑不当の主張を出でないものであり、

被告人高沢皐月、同毛利正男の弁護人馬橋隆二の上告趣意第一点は、違憲をいうが、所論第三、第五の各事実は、公文書偽造の犯罪事実であり、同第六、第一〇の各事実は、判示公印の押してある用紙各一枚を与えて右公文書偽造に協力した不正の行為をしたことに関し収賄した犯罪事実であつて、前者と後者とは、同一の犯罪事実ではないから、違憲の主張は、その前提を欠くものであり、また、同第二点は、単なる訴訟法違反の主張に帰するものであり、

被告人山本善二郎、同小川武雄の弁護人中島武雄の上告趣意は、原審で主張、判断のない第一審における単なる訴訟法違反の主張であつて、いずれも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔
裁判官　真野毅
裁判官　入江俊郎

弁護人松永義雄の上告趣意

右被告人に対する収賄等被告事件につき上告趣意書を提出すること左の如し

一、第一審判決は其主文において「被告人を懲役二年に処する」との刑の言渡をなしたる処被告人は之に対して控訴の申立をなしたるに原審は之を棄却するとの判決をなした、而して原審判決は其理由において「被告人稲垣音三の弁護人松永義雄の控訴の趣意第一点について所論は運輸省陸運管理局より埼玉陸運事務所に対し同管理局から三菱重工業株式会社茨城機器製作所に対する払下証明書に基き自動車の検査及び登録の申請があつたときは陸運局車輛課に稟請の上処置すべき旨の通牒のあつたのは昭和二十五年九月十八日であり、それ以前は被告人稲垣は右払下証明書が内容虚偽のものであることはこれを知らなかつたものであるにもかかはらず原判決は浦和地方裁判所昭和二十六年(わ)第三九四号事件の第一の(1)(イ)及び(4)(イ)等の事実において同被告人がすでに右通牒以前に同払下証明書の内容虚偽なることを知つていたと認定したのであるから事実誤認であると主張するのである。よつて按ずるに押収にかかる原庁昭和二十七年押第七一号の二五によれば所論通牒の発せられたのが昭和二十五年九月十八日であることは明かであるが原判決挙示の証拠を綜合すれば被告人稲垣はそれより前右第一の(1)(イ)事実当時においても前記払下証明書が内容虚偽のものであることを知つていた事実を認めるに充分であるなを同被告人の検事に対する供述調書同通牒発布後においても右同種の払下証明書につきそれが不正であることを知りつつことさら前記の稟請の処置をとらずして検査証登録証を発行した事実すら認められるのである所論は採用し難く論旨は理由がないと」判示してゐる。

然しながら被告人音三は浦和地方裁判所公判廷において「私は当該証明書が不正なものとは知らず正当な権限に基いて

所有することを証明する書面だと思つて自動車検査証及登録証を発行したのであります」（第一冊公判調書九四枚ウラ）と供述し又第一審判決判文事実中の第一(1)(イ)の事実中内容虚偽の証明書の有無については「東京の運輸局から事務所長宛通牒があつて茨城製作所の譲渡証のある関係書類は陸運局車輛課に稟申の上処置すべき旨の通牒があつたことは知つてゐます（稲垣音三浦和地方検察庁供述調書第四三四枚ウラ）と供述してゐて、右通牒の日附は昭和二十五年九月十八日（花渕貞男供述調書二六六枚以下）であつて、被告人が相被告人垂見英和の申請を承認したと云ふ昭和二十五年七月六日頃には未だ通牒が到達せず従て三菱の譲渡証の取扱については被告人稲垣は其虚偽なることを認識せず又手続上何等不正の行為を敢てしていないのである。之に対して第一審判決が内容虚偽の払下証明書に基づいて検査証及登録証を発行交付した事実を認定し刑法第百九十七条の三第二項の規定を適用したる点を原判決が維持したのは原判決が判決に影響を及ぼす重大な事実の誤認を敢てしてゐるか、擬律錯誤の違法を敢てしてゐるので著るしく正義に反するものと認むるを以て原判決を破棄すべきものとす。

二、原審判決は第一審判決主文の被告人に対する懲役二年の刑を維持し「弁護人松永義雄控訴の趣意中原審の量刑不当の点について所論にかんがみ記録を精査しこれに現われた被告人の年令、経歴、境遇、家庭の事情、本件の犯行の動機態様、犯罪後の情状その他一切の事情を考慮すれば被告人鈴木を除くその余の被告人等に対する原審の科刑は必ずしも重きに過ぎるものということはできず同被告人等としてはこの程度の刑責を負うことはまさにやむを得ないところであるといふべく論旨は理由はない」と控訴を棄却してゐる。

然しながら「稲垣は県の交通課に勤務し……温和な人物で人の面倒をよく見てくれました……係長になつてからは余り出張しませんでした……稲垣の健康が勝れない事は知つていました」との証人小俣恵弘の証言（第九回公判調書五七四枚以下）「稲垣は健康を害してゐた関係と課長が変つていたから係長としての仕事から幾分浮いて居つた……事務所は浦和

市岸町……検査場は与野町にあつたので稲垣が係長としての事務をとるについて思ふように行かなかつたことがあつたかも知れません……健康を害してゐるので軽作業をすることになつてゐた事は事実です……稲垣が此の事件の責任を一人で背負つて仕舞へばよいのだと誰からか聞いた……今回の件は問題を起した役所の機構であつたことが大きな原因と思ひます……その状況下で仕事を執らせたことは気の毒でありました」との証人雨宮勘四郎の証言（第九回公判調書五七〇枚以下）によりて被告人が一切の事件の責任を負はされんとし其性格の温厚に乗せられ又証人高林信太郎の証言（宇都宮地方裁判所第七回の公判調書六五四枚ウラ）稲垣さんは性質はどちらかと云へば積極性に乏しく……私は信頼して居ました……正直過ぎて他の人に馬鹿にされる位固い人でした……今の時世は誘惑が多い時だから本人の意思薄弱のためにこんなことになつたのでないかと私は想像しております……何とも申訳はないと云つて居た……済まんことをしたと涙ぐんで居た……稲垣さんは浦和の生れで次男であり、相当な家庭に育つたので」あると云ふ事実によりて当時の困乱せる環境及役所の機構の無秩序なることが知られ、偶々被告人の如き薄弱なる意思では之に抵抗するには余りにも平時の収賄罪とは其観点において非常な差があることを認識しなければならぬ。

従つて第一審において検事の求刑が一年六ヶ月であることも弁護人としては不当であると思つたが其理由において頷ける節もあるにも拘はらず之にも増して第一審判決が二年の刑を言渡し原審判決が之を維持したのは原判決が刑の量定において甚だしく不当であり著るしく正義に反するを以て原判決を破毀すべきものとす。

以上

昭和二九年(あ)第三〇七〇号

被告人　高沢阜月
同　毛利正男

弁護人馬橋隆二の上告趣意

右の者に対する加重収賄等被告事件につき上告趣意を弁明すること左の通りである。

第一点　原判決は憲法に違反するものである。

原判決は被告人両名の控訴申立を棄却し、第一審の判決を肯認しているのであるが、第一審判決は事実適示中宇都宮事件の第三点と第六点、第五点と第十点はいずれも同一事実であることを認めながら同判決は刑法第一五五条公文書偽造と同法第一九七条の三第二項加重収賄の規定を各別個に適用したことは明である。これは同一犯罪につき重ねて刑事責任を問うもので憲法第三九条に違反するものである。

刑法第一九七条の三第二項は公務員等が其の職務上不正の行為を為し又は相当の行為をさざりしことに関し収賄した場合、普通収賄罪同法第一九七条より刑を加重した規定である。換言すれば普通収賄罪＋不正行為（本件においては公文書偽造の事実）の規定である。然らば同法第一五五条と第一九七条を適用するなれば二重の刑に当らない（昭和二十六年(あ)第二〇九八号最高裁判所判決により認められた昭和二十六年二月二十六日大阪高等裁判所においては公務員の印章不正使用の点は第一六五条、収賄の点は第一九七条第一項を適用しており、本弁護人と同し見解を下している。）が、同一事実につき一方において加重収賄として不正行為の責任まで追及していながら、別にその不正行為を公文書偽造として責任を認めている本件第一審判決及びこれを肯認した原判決は明に憲法第三九条に違反するものである。

第二点　法令の解釈に関する重要な誤がある。

原審において本弁護人は前項同趣旨の控訴の申立をしたのであるが、同判決は「刑法第一九七条の三各項の加重収賄罪の規定がこれに対応する不正行為についての刑事責任を免責するものと解するべきでないこと論をまたないところである」と述べている。この要旨は控訴代理人の主張は条文に書いてないから否定すべきで、その理由は述べなくても判つていると言うのである。然し控訴審判決において控訴棄却する場合に控訴人の主張につき裁判所の見解を明にして控訴人を納得せしめるものでなければならないことは刑事訴訟法第三六六条同規則第二四六条の趣旨より明である。原判決の如く「控訴人の主張は間違っている、その理由は言はなくても判つている」と言うことでは判断でなく独断であり、右両条及び刑事訴訟法の趣旨より重大な誤を犯しているものである。

右の通り上告の趣意を弁明する。第一、第二点いずれよりするも原判決は破棄されべきものである。

以　上

昭和二九年(あ)第三〇七〇号

弁護人中島武雄の上告趣意

右の者等に対する加重収賄、請託収賄、単純収賄、有印公文書偽造被告事件につき、左の通り上告の趣意を陳述いたします。

原判決は適法な証拠調を経ず、従つて証拠とすることができない書類を証拠として事実を認定した違法な第一審判決を是認した違法があつて、破棄を免れない。

第一審判決は被告人山本善二郎及び小川武雄の犯罪事実を認定するに当り、浦和地方裁判所昭和二十六年(わ)第三九四号事件

第一(1)(ロ)の事実につき、共同被告人垂見英和の司法警察官に対する第二回供述調書（証拠書類一覧表一の119）（以下単に何某何回何番と略称する）、同人二七回122を

第一(2)(ロ)の事実につき、垂見四回127、同人五回128、山本六回134、毛利一一回132、同人一二回133、小川六回131を

第一(3)(ロ)の事実につき、垂見三回135、山本五回138、小川四回139を

第一(4)(ロ)の事実につき、稲垣七回141、山本七回146、小川七回144を

第一(5)の事実につき、垂見六回147、同人一回148、高沢九回149、山本八回152、毛利七回151、小川八回150を

第一(7)(ロ)の事実につき、垂見一三回153、毛利一五回156、小川一二回157を

第一(8)(ロ)の事実につき、垂見一六回158、同人三一回159、山本一〇回161、小川一〇回162を

第一(10)の事実につき、垂見一九回164を
第五の事実につき、中村一回175、同人二回176を
夫々証拠として断罪の資料としているが、以上の各供述調書は、いづれも適法な証拠調がなされて居らず、従つて証拠とできない書類である。

右の各供述調書はいづれも、昭和二十七年七月二十四日の第十二回公判（記録七一一丁以下）において検察官より証拠として提出されたものであり、その公判調書に添付された証拠調に関する事項なる書類によると、いづれも簡単に「同意」「決定取調済」と記載されているのみであつて、当日の公判に出廷していた多数の被告人の中誰がこれを証拠とすることに同意したのか全然明かにされていない。

言うまでもなく、例えば被告人甲の司法警察官に対する供述調書は刑訴三二二条の要件を充す限り、その被告人の同意不同意に拘らず、証拠とすることができるけれども、この場合にも刑訴三二六条の同意をすることはあり得ることであつて実際上必ずしも稀ではない。そしてその被告人甲の司法警察官に対する供述調書は他の共同被告人乙、丙、丁等にとつては被告人以外の者の供述を録取した書面であつて、刑訴三二一条三項の条件を備えない限り、その共同被告人の刑訴三二六条による同意なくしてこれをその共同被告人の断罪の証拠とすることはできない。本件の場合山本及び小川と他の被告人垂見、毛利、稲垣及び高沢とは共同被告人の関係にあるからこれら共同被告人の供述調書を山本及び小川に対する犯罪事実の証拠とするためには、これに対する山本及び小川の同意を必要とする。又山本、小川の供述調書を垂見、毛利、稲垣及び高沢の断罪の資料とするためにはこれら各被告人の同意を必要とする。しかるに本件記録にあるように単に「同意」とあるのみでは、最も素直に解してもその供述調書の供述者たる被告人のみが同意した意に解され、或は当日出廷した被告人が自分の犯罪事実に関係のない他の被告人の供述調書にまで全員同意したとも解せられる。若し前者とすれば、その調書は他の被告人

の断罪の資料とできないのは勿論であり、後者だとすればかかる同意は全く無意味であつて到底刑訴三二六条の同意とは考えられない。多数の共同被告人の出廷せる裁判において各被告人の供述調書を証拠として提出された場合はその各調書につき、各被告人の同意不同意を一々取調べた上で証拠調をなすべきであるにかかわらず、本件の場合は前記の通り、この手続が全然行われていない。すなわち前記各調書については違法な証拠調手続が行われたものであつて、証拠能力を缺くものと言うべく、これを断罪の資料に供して山本、小川を処断した第一審判決は違法であり、従つてこの判決を是認した原審判決も違法であつて破棄を免れない。

昭和二九年(あ)第三二五四号

決　定

本籍並びに住居　東京都足立区島根六六〇番地

無職

岩切勝藏

明治四三年七月三日生

右に対する窃盗詐欺被告事件について、昭和二九年九月二日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人後藤衍吉の上告趣意は事実誤認、単なる訴訟法違反、量刑不当の主張を出でないものであり、被告人本人上告趣意は単なる法令違反量刑不当の主張であり、(被告人は昭和二八年六月二四日台東簡易裁判所で窃盗罪により有罪の判決を受け該判決は確定しているのであるから、昭和二六年八月二一日から同二七年二月上旬に至る間に行われた所論第一審判決判示第一の詐欺罪と右確定判決のあつた窃盗罪とか刑法四五条後段により併合罪となるのである。それ故、第一審判決が判示第一の詐欺罪と判示第二の窃盗罪とにつきそれぞれ刑の言渡をなしたのは当然であり、これを是認した原判決にも所論の違法はない。)いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められ

ない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　真　野　毅

裁判官　斎　藤　悠　輔

裁判官　入　江　俊　郎

昭和二九年(あ)第三二五四号

弁護人後藤衍吉の上告趣意

右詐欺、窃盗被告事件につき上告趣意書提出致します。

第一点　原審判決が容認した第一審判決事実摘示中第一の(ハ)は被告人が進栄産業株式会社の電話開通について同会社山田初蔵から運動費の残金として金弐万円を受領したことを詐欺騙取罪として指摘しているのである。しかしこの金員の授受は電話開通後のことであり謝礼の意味も含まれていることは同会社の支配人大谷三男が被告人に感謝の意を表し同人を信頼の余り他にも紹介の労を採つた事実に徴して明らかなことである。又第一審公廷に於ける被告人の供述に依ると同人が昭和二十六年夏頃被害者から電話架設のことを委託された際浅草電話局へ進栄産業株式会社大塩名義で電話架設申請書を提出したと云うのであるから或は右申請が該電話の開通に何等かの貢献をしたかも知れないのであり若し開通を促進した事実ありとせば被告人に於いて謝礼を受ける理由も生ずることゝなる。そこで一体被告人は果して右の如き申請手続をしたのであるか或は該電話の開通が被告人の手続とは全く関係なく先きに進栄産業株式会社の申込みが順番の到来によつて当然開通されたのであるか、之れを明らかにすることは犯罪事実の認定に極めて必要なことである。然るに此の点に関する審理は十分に尽されていないばかりでなく資料もない。即ち原審判決には審理不尽、理由不備の違法ありと思料せられる。

第二点　原審判決は第一審判決事実摘示第一の事実を詐欺騙取罪として懲役一年に処し第二の事実を窃盗罪としてこれ亦懲役一年を以て処断された。然るに前科調書に依ると第一審判決指摘の通り被告人には昭和二十八年六月二十四日台東簡易裁判所に於いて窃盗罪に依り懲役一年・執行猶予三年の処刑を受けこの判決は確定しているのである。而して本件第一の

被告人　岩　切　勝　蔵

犯行は昭和二十六年八月二十一日より昭和二十七年二月上旬に至る間に行はれたものであるから若しこの事実が前犯審理の際発覚されたとしたならば当時前犯と併合審理の対象となり既に処断は終了している筈のものである。不幸にして前犯判決確定後発覚されたゝめ更めて処刑されることゝなり前犯執行猶予の言渡しが取消されると合計三年の懲役刑を受けなければならない結果となる。之れを本件第一の事実が実害十二万四千円の詐欺事犯であり第二の事実が被害物件たる自動車が還付され僅かに古タイヤの被害に過きない実害に徴するときは罪刑甚しく権衡を失し量刑不当の違法を免れないと思料せられる。

依つて御庁に於いて受理し更に適当なる御裁判を仰ぎ度いのであります。

以　上

昭和二九年(あ)第三二五四号

被告人の上告趣意

私は窃盗、詐欺被告事件により、目下東京拘置所に勾留中の者でありますが、昭和二十九年四月二十四日、東京地方裁判所に於いて「被告人を窃盗の罪に対しては懲役一年に、詐欺の罪に対しては懲役一年にそれぞれ処する」旨の判決言渡しを受けましたが、私は右判決の量刑不当を理由に同年五月六日付を以つて控訴申立を致しました処、昭和二十九年九月二日、東京高等裁判所に於いて「本件控訴を棄却する」旨の判決言渡しを受けました。私は右判決に対して猶、不服のため同年九月十六日を以つて、再び上告申立を致しましたので茲に左記理由による上告趣意書を提出致します。

被告人　岩切勝蔵

一、原判決に於ける法の解釈及び適用の誤認について

原審に於いては、昭和二十八年九月十九日、新宿区検察庁検察官小川護副検事より公訴提起となつた窃盗被告事件（昭和二十八年検第一四一二三号）、並びに昭和二十九年一月十九日、東京地方検察庁検察官檜島明検事より、公訴提起となつた詐欺被告事件（昭和二十八年検第七〇四九八号）を、併合審理するようとの檜島検事よりの請求によつて併合審理となつたにも拘らず、原判決に於いては、窃盗罪に対しては懲役一年、詐欺罪に対しては懲役一年と、二刑に分けた判決を受けております。斯かる判決は被告自身が刑を服する上に於いて、最も不利な影響を及ぼすものでありまして、敢えて上告申立をしたものであります。然も本件窃盗事件により神楽坂署に逮捕されました際、弁護人渡辺英男弁護士（東京第二弁護士会所属）が神楽坂署に面会に参りまして、その時の話に依りますと「君は今一度執行猶予を貰える可能性が多分にあるから、この際過去の犯罪のすべてを正直に供述した方が良いだろう」との事でありましたので私は詐欺事件七件（昭和二十九年二月十九日付起訴状記載の事実）を任意自供したものであります。東京地検の宮田清吉検察事務官も、私の任

意自供の情を認めて下さつて、先日の窃盗被告事件と併合審理して貰えるよう特に計らつてやろうという事になりまして、詐欺被告事件の起訴状末尾にも「追つて本件は昭和二十八年九月十九日、新宿簡易裁判所へ起訴した被告人に対する窃盗被告事件と併合審理せられたい」旨の記載もありまして、東京地方裁判所に於いて、右窃盗、詐欺事件の併合裁判を受けたものであります。然るに窃盗罪と詐欺罪の個々に対して各懲役一年に処する旨の判決言渡しは全く腑に落ちません。一刑が二年であつても、二刑で一年づつ二年であつても、結果に於いては、五十歩百歩でありますが、前科の問題に目を点じます時前科一犯と二犯とでは、余りに人間的にもまた、社会的にも凡ゆる点に於いて、不利でありますことは、今更言葉新たに申上げるまでもないと思料致します。然も控訴審に於いても原審判決は適法であると認めて、控訴を棄却しているに於いては、全く以つてその意を得ない処でありまして敢えて上告申立を致しました所以であります。従つて原審並びに控訴審は何れも法の解釈及び適用をも誤認したものであり、その誤認が原判決に対して重大な影響を及ぼしているものであることは明白なる事実でありまして、当然原審判決は破棄をまぬがれ得ぬところであると確信致します。上告審に於いては、諸般の事情御賢察を賜はりまして、何とぞ納得の行く御判決を賜はります様、謹んで懇願申し上げます。

二、病状について

私は昨年七月二十四日、高血圧症のため、卒倒致しまして以来、所内病舎に移されまして、日夜手厚い看護のもとに、薬餌と安静による療養を続けておりますが、病状は悪化の一途を辿つている様な現症でありまして、このままの放置は明らかに死を意味するものと、日夜不安と焦躁に駈られております。仮に現症のまま懲役刑に服すると致しましても、一般健康人と同様に作業することはおろか、起居さえも不可能事でありまして、当低懲役刑には堪え得られないものと思料致します。裁判官殿におかれましては、何とぞ右病状御諒察を賜はりまして、然るべく御同情ある御判決を賜はります様謹んで懇願申し上げる次第であります。

三、現在の心境について

控訴趣意書にも詳細に記載致しました通り、私は昭和二十六年六月に女房に死別致しまして以来、長女の久枝（九年）を出生地の鹿児島県囎唹郡大崎町菱田七五四番地、実母岩切サト（七十四年）の許におりますが、私の一日も早く更生し帰国することを希求しております。私も一時の自暴自棄より斯かる破廉恥極まる大罪を犯してしまいまして、誠に申訳ない事と絶えず悔悟の気持でおります。すべては自業自得身から出た錆でありまして、今更誰を恨むでもありませんが、年老いた母の身や頑是ない我が子の身に思いを馳せると、ひとり良心の苛責に苦るしんでおります。私も既に五十に手の届く歳を重ね、思慮も分別も共に申し分なく豊富な筈でありますから再び斯かる破廉恥を繰り返えす様な愚は断じて致しません。裁判官殿におかれましては何とぞ情状御斟酌を賜はりまして、然るべく御寛大なる御判決を賜はります様謹んで懇願申し上げます。

四、其の他の哀願事項について

私は法律知識にも乏しく、また全くの無学でありますので、果して斯様な上告趣意書が、形式的において正式に叶つているかどうかは解りませんが、以上申し述べました事柄は、すべて良心に誓つて真実のみであります。既に原審に於いて併合審理を頂いたのでありますから、従つて併合判決が得られるものとのみ確信して疑はなかつた私自身にも多分に責任のあることではありますが、原審に於いてそれぞれの罪に対して個々に判決のあつた事自体が、果して違法であるか否かさえ皆自判断のつかぬほど法律知識に疎い私でありますので、或いは斯かる申立は控訴審に於いて訂正方具申致すべきであつたのかも存じませんが、控訴審の判決言渡を受けてのち個々に判決のあつた事実を知り、早速所内の権威ある先生方にも御相談申上げた所、上告申立をして、然るのち、併合判決の貰える様、訂正方を上願せよとの事で斯くは上告申立を致しました所以であります。犯罪事実につきましては、既に第一審に於いてもまた、第二審に於いてもすべてを認めてお

りますし、量刑の点に於いても何等不服はありません。法律に対しては全く知識のない私のため斯かる御手数をお掛け致し誠に申し訳なく存じております。

然し乍ら、ひとり私のみの責任でなく、原審に於いても、控訴審に於いても併合審理したものを併合判決を与えず、個々に判決を言渡しした事実は、飽くまでも、曲げることの出来ない事実でありまして、明らかに法の解釈及び適用を誤つたものであると思料致します。然も、その誤認が原判決に対して重大な影響を及ぼしているものである事実は明白でありまして、当然原審破棄はまぬがれないものと確信して疑いありません。

願はくば上告審に於いては、飽くまでも公正なる御審理と併せて病状並びに情状事項をも各御斟酌を賜はりまして御同情ある御判決を賜はります様、謹んで懇願申し上げます。

以上

昭和二九年(あ)第三三八九号

決定

本籍　大阪市西区北堀江通六丁目二四番地
住居　奈良県吉野郡吉野町吉野山　上島万吉方
旅館仲居
安永綾子
大正一四年一一月八日生

右に対する詐欺、横領被告事件について、昭和二九年九月一三日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人横瀬義信の上告趣意第一点、第二点は、原審で主張判断のない第一審の訴訟手続の違法を前提として判例違反をいうものであつて、上告理由としては不適法であり、同第三点は、単なる訴訟法違反の主張であり（原審の手続に所論の違法は認められない。）、被告人本人の上告趣意は事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三三八九号

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三三八九号

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　入江俊郎

裁判官　真野毅

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

昭和二九年(あ)第三三八九号

被告人　安永綾子

弁護人横瀬義信の上告趣意

右の者に対する詐欺等被告事件について上告趣意を次のとおり陳述する。

原審判決には左に指摘の第一乃至第三の判例違反があり破棄を免れない。

第一点　検察官は「被告人は昭和二五年一月六日頃より同月十三日頃迄の間、伊丹市御願塚三五五番地の三、五歩一千代子方外一ヶ所において、真実は入質又は売却して現金を得る計画なるに拘らず、……と虚構の事実を申向け……同人等より別紙犯罪一覧表の通り一時借用名下に各衣類を交付させて之を騙取した」とその罪数につき曖昧な公訴提起をしている。

〔註〕犯罪一覧表

	日時	場所	被害者	被害品	数量	備考
1	25・1・6	五歩一千代子方	五歩一千代子	女物衣類	八	
2	1・7	〃	〃	〃	一〇	
3	1・8	〃	〃	〃	四二	
4	1・13	〃	〃	〃	一八	
5	1・10	難波君江方	難波君江	〃	一二	時価約七万円

然るに第一審判決は之に対し漫然、被告人は、

(一)　昭和二十五年一月六日頃返済の意思がないのに之ある様に装い五歩一千代子方において同人に対し……と虚構の事実

を申向け……同人よりその当日前後四回に亘り同人方において借用名下に衣類合計七十八点の交付を受けて之を騙取し、

(二) 昭和二十五年一月十日頃伊丹市御領塚岩菱町一六三番地難波君江方において、……同人より借用名下に衣類十二点（時価七万円）の交付を受けて之を騙取したものである」と、(一)の事実は、法律上包括一罪として、(二)の事実は単純一罪として結局右を併合罪として処断している。然し乍ら、検察官の意図は、被告人の前記各所為を五個の併合罪と評価しているものであるか、或は、原審評価の如く結局は二個の併合罪として公訴提起しているのか甚だ曖昧というべきである。惟うに、一罪を数罪に認定することは、起訴のない事実に付き審理判決するものであつて違法であるとの判例（福岡高判二五・五・三一・特報一〇―一一二）があるのもさることながら、第一審裁判所が、公訴の罪数が明瞭を欠くに拘らず前記の如く判示したのは、「起訴状の公訴事実の記載自体から、それが単一の犯罪であるか、或は併合罪であるかゞ不明確である場合には須らく検察官をしてその公訴の趣旨を釈明させて後審判すべきである。」（昭和二六年(う)第二七〇〇号、同二七年六月一九日東京高裁第九刑事部判決・同旨、二六年(う)第四六四五号、二七年四月二四日東京高裁）との判例にもとるものであるに拘らず、之を看過認容した控訴審の原判決は、前記判例と相反すること甚しいと言わねばならぬ。

第二点　被告人の横領の所為につき検察官は

「被告人は、昭和二四年十二月三十日頃、五歩一千代子より衣類三十五点（時価十六万五千円相当）の売却方依頼を受け、同日頃該品を尼ヶ崎市内質商江戸や方へ金七万円で入質し、該金員を保管中のところ、右依頼者に交付せず、擅にその頃伊丹市内等において自己の古物商資金等に費消し横領した」ものであるとして、

(イ) 被告人が横領した目的物は金七万円の金員であり、

(ロ) 横領（処分）の方法は費消横領であり、

(ハ) その犯行場所は、伊丹市内である、とする。

之に対し第一審判決は、

「被告人は昭和二十四年十二月三十日頃、五歩一千代子より衣類三十五点の売却方依頼を受け、自己において之を預り保管中、同日頃擅に該品の内二十点を尼ヶ崎市森二〇七番地質商江戸やこと柳沢千代子に対し金五万円で入質して横領した」ものであるとして、

(イ) 被告人が横領した目的物は、保管にかかる三十五点の中二十点の衣類そのものであり、

(ロ) 横領の方法は入質横領、

(ハ) 犯行場所は尼ヶ崎市内の質商江戸やであると判示している。

惟うに横領罪において、横領の目的物が相違し、その処分方法を異にし、且、犯行場所も異るときは、その夫々の訴因の間に同一性を欠くというべきは、余りにも明瞭であつて、この点については議論の余地はない。（大阪高裁刑判二四・一〇・一二〔特報一―二七六〕）

ところで「刑訴法第三七八条第三号にいわゆる『審判の請求を受けない事件について判決した』場合とは、公訴事実の同一性にかかわりなく全然訴因として掲げられない事実につき、又は公訴事実の同一性あるも訴因として掲げられない事実につき判決した場合をいふものと解すべきである」（札幌高裁・二六年(う)四七五号二六年八月七日）との判例に徴すれば、本件起訴状の訴因は（偶々記載中に衣類入質の文言が表示されているにせよ）七万円の金員を伊丹市内において費消横領したといふにあるのに、第一審裁判所は、訴因として不掲載の衣類の尼ヶ崎における入質横領を認定して、敢えて前記刑訴法第三七八条第三号に違反をしているにも拘らず、之を漫然認容した原審判決は前記判例に反するものであつて破

棄を免れないものである。

第三点　原審の弁論において、弁護人貫井末喜は昭和二十九年五月二十五日附控訴趣意書に基き陳述し同趣意書中、第二項「被告人の家庭と犯罪の契機」の記載中には、被告人は夫栄次が心蔵神経症のため、療養に「狂奔」し、凡ゆる財産を処分し尽した旨述べられてをり、尚当時被告人は四才及び一才の男の子を養育し乍ら生活しなければならなかつたこと、その為全く未経験の古物商を始めたが、不慣れのため同業者に詐欺などされたこと、更には、当時借用にかかる金員の高利月三割乃至一割を支払はねばならなかつたこと等が縷々述べられている。之等の点を綜合考慮すると、右弁護人は結局、当時被告人は夫の疾病の療養、子供を含めての生活、営業資金の調達、高利の返済等の客観的事情に対し、女手一人では適法行為に出ずることの難き点、即ち本件犯行については、期待可能性なきことの主張をしていると謂うべきである。

ところで、「被告人に対し適法行為に出づることを期待する事が出来ない旨の主張があつたときは、法律上犯罪の成立を妨げる理由となる事実の主張があつたことになるので之に対し判断を示すことを要する」（名古屋高裁判昭和二五年(う)一七八三号同二六年二月九日）ものであるのに原審判決は敢えてこれを為していないので、この点に関する重要な判例違反があると謂わねばならない。

以　上

昭和二九年(あ)第三三八九号

被告人の上告趣意

右詐欺横領について上告の趣意を陳述します。

一、公平な裁判を受けていない点

公訴事実における私の告白は、刑事及び検事、或いは助言者の誘導質問に答えたものであり、進駐軍通訳のため籠抜け拐帯逃走された件、悪質高利貸によつて莫大な損害をかうむつた件、軍票取扱いを使嗾した人物の存在等は全然取上げてはありません。

正常な商取引又は借金をおしなべて騙取とか詐欺横領とかに書かれていますが、これは、了解を得た上の貸借関係であつて、決して計画的な詐欺行為ではないのであります。それ故に、昭和廿五年事件当時に、道義的な責任を感じた良人が土地家屋、道具その他被服に至るまで売却の上、公平なる債務の返済をしたのでありますが、事件整理人の役を買つて出られた伊丹市古物商組合長中平天石氏の認定（判断）で、私の共同事業経営者として取扱れた雀部、河村、伊藤三氏が、数年を経てから、自分達の行為は頬冠りで、詐欺横領の訴えをなされたのであります。げんに河村静子氏の如きは、その貸借関係を認められ内縁の夫松井刑事（尼崎署勤務）を同席せしめられ、私と私の良人とを呼びつけて、改めて借用証文を書かせられたのであります。この事実を以つてしても公訴の内容に大きなミステークがうかがわれるのであります。

なお、この間、松井刑事は局外者の立場にあるにかかわらず、職権を以つて、返金を迫られ、これがために小心なる良人は神経心臓症（別の診断では心臓神経症）という奇病に取りつかれ、三年間臥床、現在も定職につくことは出来ませんが、このために私に課せられた生活の重荷は益々過重で、到底お借りしたお金をお返しするまでには至りませんでした。

被告人　安永綾子

被告人の私が、別な見方では被害者である点が取上げられております。

良人はいつも私に次の様に言うのです。

「詐欺横領だとか言われるが、その金を一銭でも生活ヒに費つたことがあるのか。お前はみんなに欺されて一銭も自分のものにしていないではないか。その上に、俺は無一文になつてしまつた。その上に、お前が刑に行くのなら、一体俺はなんのためにそこまでしなくてはならなかつたのだ。雀部という女は古着屋の海千山千のベテランではないか。伊藤氏も元将校とかの一人前の男――それらが、お前の口車に乗つてだまされたなんていうのは、バカげた事だ。」

でも、私は、好意をもつてお金の融通をして下さつたお気持に対して、一日も早くお返ししなくてはならない気持は持つております。それ故にこそ、利息もお払いしお礼もしてきたのですが、後になつて、そうしたことが、詐欺横領するためのエサだ――という風に見られておりますことは心外でなりません。

一、量刑が不当でありこれは一つの残虐なる刑である点。

良人の援護と他の多くの債権者の好意によつて示談落着の形となり、私も心機一転して、良人や子供と別れ住込仲居奉公を致しておりますが、もし実刑を課せられますれば、子供二人（日出夫十才、由紀夫七才）と養母をやしなうことが出来ません。良人は未だからだが回復せず新聞の編集等手伝つております。収入は煙草銭以上にはなりません。

第二審での判決では、相当古い事件でもあり種々な家庭事件もあろうが、被害者の立場も考えなくてはならないとのお言葉でしたが、しかしこの事件に介入された他の方々の温情によつて浮びあがり、瀆罪のこころではたらいておりますのに、一部の方の訴えによつて刑に服さねばならないとなると、他の方々の御期待に沿うことも出来ず、子供達は路頭に迷うことになり、すでに相当精神をスポイルされている良人は自暴自棄になることは火を見るよりも明かであります。

せめて良人の病気が回復致しますまで、私の服役をのばしていただけたらこれにまさる悦びはございません。

以　上

昭和二九年(あ)第三四四九号

決　定

本籍並びに住居　宮崎県南那珂郡福島町大字西方一五〇〇二番地
歯科技工師
小林利男
大正二年二月二〇日生

右に対する歯科医師法違反被告事件について、昭和二九年一〇月一五日福岡高等裁判所宮崎支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人江波戸文夫、同橋本市次の上告趣意について。

印象採得、試適及び嵌入の各所為は、いずれも、歯科医師法にいわゆる歯科医業の範囲に属し、従つて、歯科技工士の業務行為でないことは、当裁判所屢次の判例とするところであるから（昭和二六年(あ)四四七六号同二八年六月二六日第二小法廷判決、昭和二八年(あ)八九〇号同年七月三〇日第一小法廷判決、昭和二七年(あ)六五六六号同二九年五月四日第三小法廷判決参照。なお、所論大審院昭和一三年三月三日の判決も嵌入行為につき同趣旨である。）、所論違憲をいう点は、その前提を欠くものであり、また、その余の主張は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三四四九号

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三四四九号

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　入江俊郎

昭和二九年(あ)第三四四九号

弁護人江波戸文夫の上告趣意

原審判決は憲法第二十二条の職業選択の自由権を侵害した違反あるか若しくは憲法第十三条自由及び幸福追求に対する被告人の権利につき審判と最大の尊重を為さなかつた違法がある。

歯科技工士が歯型の採得及び義歯、金冠の製作、試適及び販売を為し得ることは従来も判例あり且つ右の各行為は適法の業務行為として認められたものである。

即ち商法的観点からすれば商法第五〇二条第二号の他人の為めにする製造又は加工に関する商行為であり税法的観点からすれば地方税法第二十三条第二項九号に該当する正当業務である。たゞ歯科技工士としては完成せる義歯の嵌装行為は歯科医師の業務範囲であり医療行為であるからこの嵌装行為は歯科技工士の職域外なので技工士がこの範囲を逸脱するときに於てのみ処罰の対象となすべきものである。

歯科医師法第一条は歯科医師は歯科医療及び保健指導を掌ることに依つて公衆衛生の向上及び増進に寄与しもつて国民の健康な生活を確保するものと規定してはあるが具体的には如何なる行為が歯科医業なりとの明文はない。

であるから歯科医業であるか否かは庶民的、通俗的に解するのが常識的であり且つこの常識に憲法第十三条の趣旨に則り自由及び幸福追及に対する国民の権利を最大に尊重して之を決定すると云う目標の下に善処することが最も事実に適した解釈と信ずるものである。

思うに近代的産業構造として各職業が細分化、精緻化した結果各職業の相互関連関係、共存関係もその密度を増し最早昔日の比ではない。されば甲職業の全体の一部を取つてみれば乙職業の一部に該当する様な場合が尠なからずあるのである

被告人　小林利男

からその一部が同一若しくは類似したからと云つて甲職業か乙職業なりとは断定できない。要はその職域の主体性を採つて判断するより外はない。

又甲職業が既に公認されている以上その職域に当然内在している各個の行為、換言すれば其の職業を実施するに当りその前提たる条件若しくはこれと不可分なる行為が他の職業の一部に関連したとしてもそれを目して他の職業を実施したものとは云へないのである。

本件について云へば被告人は歯科技工士である。歯科技工士が印象採得、試適行為を為すことはその義歯を製作する過程に於て不可欠の条件を為すものである。これなくしては義歯の製作は不可能である。

技工士の印象採得、試適行為はあくまでも物品の製作が目的で医療目的ではない。歯科医師の直接為す印象採得と試適行為とは形に於いて同一なるもその目的が違う。即ち主体性が異なるものである。尚又歯科医師の医療行為とは高度の医術的操作を必要とする行為のみであつて然らざる印象採得、試適行為の如きは本質的にみて医療行為には属しない。たま〳〵歯科医師が医療目的に随伴して之を為すがために前提行為と関連して医療行為を形成するのであつて云はば偶然的医業行為で客観的医業ではない。恰も商法五〇二条の行為が本質上商行為ではないが営業として之を為すときにおいてのみ商行為となると同一の観念である。であるから歯科技工士が印象採得、試適行為を為したからと云つて歯科医業を為したものと認定した原審判決は此点から云つても失誤がある。

ところでわが憲法第二十二条は公共の福祉に反しない限り何人も職業の自由を有する旨を保障している。職業選択の自由は人がその生活を維持する為めにその欲するところに従つて如何なる職業をも選択し得る自由であつて、即ち私経済的活動の自由を意味するものである。

この憲法の自由保障は人類の人権史的進化の賜物であつて彼の封建の世、職業は階級制度乃至世襲制度によつて重大なる

制約をうけた我国についてみれば職業は士農工商に岐れ庶民は武士なる職業にはつけなかつたことは茲に喋々するまでもないが近くは太平洋戦争時代企業許可令によつて営業の許可制度が全面的に採用せられ、しかも業者は統制会其他の官制団体への加入を強制せられて居つた事実に徴しても職業選択の自由保障は人の生存にとつて不可欠の条件と云はねばなるまい。されば特定の資格をもたねば業務を行うことの出来ない業種であつても常人の行うことの出来ない範囲は世態の進化に伴う職業の細分化につれ禁止の範囲は自ら縮少すべきものでありまた縮少すべきが当然と思う。

若しそうでないとすると資格を要件とする職業は特権的となり横暴となり自由競争の圏外に超然として古の武士、僧侶階級に堕する虞れが生じ法のもとには万人平等なる新憲法の理念にも反する。かくては法は只特権階級への奉仕者に堕し遂に法たるの生命を失うことになる。

憲法は公共の福祉に反しない限り職業選択の自由を認めたところで歯科技工士が印象採得や試適行為をすることが果して公共の福祉に反するであらうか。

歯科技工士にたのめば低廉なる費用で入歯の製作ぶ出来るが歯科医師に依嘱すればそう安価にはすまされぬ。無産階級乃至僻地の庶民が技工士を利便なものとするは事物自然の道理である。歯科技工士の印象採得、試適行為が公共の福祉に反するものとはどうしても考へられぬ。

前述の様に職業の細分化、精緻化が行はるゝ現代入歯の製作について本弁護人は細工職的技工は大局的に云つて技工士の方が専門であるから歯科医師より高度の造形的技術を有するものではなかろうかと思う。

歯科医師法第一条が具体的に歯科医業の範囲を明示しなかつたのは立法者の達見で時代に即応してその範囲を決定することに委せたものと思はれる。

歯科医師と歯科技工士とは敵同士ではない。共に歯科患者を仲にして各自その職域を以つて人間を歯の病魔から護る職能

を有するものであることを先ず審判者も各業務従事者も銘記すべきである。

ところで本論旨の冒頭にも述べた様に歯科技工士は商法及び地方税法並に従来の判例においても認められた正当の職業であるのに原審が本件被告人の印象採得、試適を歯科医師法違反と断定したことは歯科技工士の生命たる義歯製作の道を断ち被告人の職業を壊滅せしめる結果を招来するから憲法第二十二条の職業選択の自由権を侵害した違法あるか又は本件歯科医師法を解釈するに当り憲法第十三条規定の自由及び幸福追求に対する国民（即ち被告人）の権利を最大に尊重しなかつた憾みがある。

即ち本件被告人が側らで依頼者の入歯行為をみて居つたことを目して直ちに嵌装行為ありと解するが如きは前示記載の如く現代の職業細緻化の現実を無視し被告人の自由及び幸福追求に対して最大の考慮を払つた審判事蹟は原審記録の何処にも見当らないのであるから原審判決は冒頭掲記の憲法条規に違反した違法あるものと信ずる。

以　上

昭和二九年(あ)第三四四九号

弁護人江波戸文夫、同橋本市次の上告趣意

第一点　原審判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる誤認あるか若しくは判決に影響を及ぼすべき法令の違背がある。

即ち原審判決は原審弁護人福田甚三郎、同藤本吉熊両人の控訴趣意第一点に対し

『然し乍ら義歯、金冠を嵌入する行為、即ち完成した義歯、金冠を必要あらば修正し乍ら人体に装着する行為は必ずしも施術者が自らの手で其の義歯、金冠を直接患者の口中に出し入れすることを要せず患者をして之れを為さしめて施術者が之れを観察して其の適応状態の判断を為す場合も之れを嵌入行為と認むべきものと解せらるゝところ原判決に掲げた証拠によると被告人は原判決別紙記載の患者につき同人等の為めに製作した有床義歯をそれぞれ患者自身の手を以て嵌めさせ傍に於て其の適否の状況を観察したものであることが認められるから原判決が被告人の各行為を以て嵌入行為と認めたことは相当である。所論后段は印象採得、試適の行為それ自体は歯科医療技工の範囲に属しないものと云ふにあるが右は何れも直接患者について歯牙、歯根その他口腔の状態を診察して之れを施こすことの適否を判断し患部に即応する施術を要するものであつて其の施術の巧拙如何は患者の健康に影響を及ぼす虞があるから当然歯科医師業の範囲に属するものと解すべきである。従つて原審判決が右印象採得、試適の行為も嵌入行為と共に被告人の為した歯科医業の施術の内容と認定したことは相当であつて原審判決には、所論の点につき事実の誤認はない。』

被告人小林利男

と判示し原審弁護人等の所論を排斥して居る。

然し乍ら被告人の為した印象採得、試適の各行為を以て前掲判示のように当然歯科医業の範囲に属するものと解するなれば義歯、金冠の製作は不可能であつて歯科技工業は成り立たない。蓋し歯型の採得なくして義歯、金冠の製作は不可能

に終るものである。

たとへ印象採得、試適の段階を経由せざる義歯が物理的に製作出来たとしてもこれは全然物品価値のない廃物に帰するものであることは第一審証人花岡岩吉の供述に照し明白である。

されば旧大審院昭和十三年三月三日言渡判決（昭和十二年(れ)二五二七号）のやうに義歯、金冠を施し又は歯牙脱落部に義歯を嵌入する行為は歯科医療行為の範囲に属するも印象採得、試適の行為は原審弁護人所論の歯科技工業の範囲に属するものと謂はねばならない。

只印象採得、試適の各行為は其の製作の目的において歯科医師と技工師との間に業態上相異なるところあり歯科医師は嵌入を目的とし技工師は製作を目的とするもの、所謂医療材料を供給するものである。彼の薬品商が薬品を第三者に売却したとしても特段の規定ない以上は医師法違反になるまい。

ところが原審は此の単純な印象採得、試適の行為をも歯科医業の業務範囲に属するものとなし更に一歩進んで注文者が完成した義歯、金冠を自ら嵌入した場合でも義歯を製作した技工者が傍に居たときは技工者自ら手を下さないでも技工者に嵌入行為ありと認定したことは刑事法に於ける行為と責任の原則を無視したものであるか若しくは歯科医師法第十七条、同第廿九条第一項第一号の法令適用に違反があり此の誤認と法令違反は共に判決に大影響を及ぼすべき事由と思料するから上告適法の理由にはならないか刑事訴訟法第四百拾壱条に則り茲に原判決破棄の機縁を求める次第である。

第二点　『医療行為』の解釈の誤り。

医師法、歯科医師法には『医療』と云ふ言辞以上に説明的定義がないが故に本件類似の事件が従来しばしば大審院、最高裁判所にあらわれてゐる。

そして一応は歯科医業範囲、同技工士業範囲との限界を決定して居る如くではあるが其根本の医療行為とは何かを捕捉

され得ない遺憾がある。

それで医師、歯科医師にあらざれば為し得ざる行為等の言辞を改めて化学的に劃然たる定義を以て限界線を作るべきだ。然らされば国民は拠るところに迷ふであろう。

原審にも従来の判例にも此の点に関し只、漠然と『施術の巧拙如何は患者の健康に影響を及ぼす虞があるから歯科医業の範囲に属するものと解する』との言辞が踏襲されて居る。到底万人の承服し得ない解釈基準の言辞である。健康影響、虞れ等曖昧な言辞を化学的に『人体の生理的機能に触るゝ施療』と云つたように具体的に限界線を下すにあらされば判例としての価値は存せず、又こうした争訴はあとを絶たぬであろう。

第三点　憲法違反

歯型採得、試適行為（医療に亘らざる）が歯科技工士の業務範囲であることは遠く古代より永年月の慣習であり許されたものである認識は深い。

加へて、

一、昭和四年十月四日発・内務省衛医第五四六号
一、昭和廿二年十二月十三日司法省刑事局長より厚生省医務局長宛通牒
一、同厚生省医務局長より都道府県知事宛通牒
一、昭和廿四年七月一日熊本県衛生部長より日本歯科技工士会長宛通知

永年の慣習を縦に右通牒等を横に同業者の確信は同業者国内三万人の均しく常識として疑いない。

然るを近来職業争の歯科医師会との相剋に幻覚したかの如き原審の判決は技工士業を圧迫禁止するは明らかで憲法第三十九条の違憲判決である。

以上

昭和二九年(あ)第三五二四号

決　定

本籍並びに住居　島根県簸川郡平田町平田二七九七の五番地

無　職

湯　浅　昭　悦

昭和七年三月三日生

右に対する恐喝、暴行、傷害、脅迫、器物損壊被告事件について、昭和二九年九月二九日広島高等裁判所松江支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人鈴木俊光の上告趣意は、違憲をいうが、原審で主張も判断もない第一審における単なる訴訟法違反の主張に帰し(そして、所論起訴状の記載は、本件犯罪の構成に関係ある事項であると認められるから、所論の訴訟法違反も認め難い。)、被告人本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月三一日

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三五二四号

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三五二四号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　齋藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

裁判官　入江俊郎

昭和二九年(あ)第三五二四号

弁護人鈴木俊光の上告趣意

右者に対する恐喝、暴行、傷害、脅迫、器物損壊被告事件に付左の通り上告の趣意を開陳する。

一、原判決は憲法第三十一条に違反し法律の定める手続によらずして被告人に刑罰を科した違法がある。

刑事訴訟法第二百五十六条には公訴の提起には起訴状を提出し、その起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類其の他の物を添附し、又はその内容を引用してはならないと規定してある。

しかるに本件起訴状には、被告人湯浅昭悦は無職で暴行等の前科一犯を有するもの……であつて……諸所を徘回し暴行等をなし一般から嫌忌し且つ畏怖せられているものであるが、云々と記載されている。

しかしながら前科の事実はそれが常習累犯窃盗のように法律上犯罪構成要件となつているものか又は事実上犯罪の内容をなす場合でない限り裁判官に事実につき予断を生ぜしめる虞あるものとして起訴状に記載してはならないのである。

本件に於て前記起訴状冒頭に記載した前科のある事実は法律上犯罪構成要件でもなく又犯罪事実の内容をなすものでもないからこれを起訴状に引用した事は刑事訴訟法第二百五十六条第六項に違反したものといはなければならない。

その上本件起訴状には前記の如く諸所を徘回し云々の記載があり、これ亦裁判官に予断をいだかせる内容を引用したものと言はざるを得ない。刑事訴訟法は第一回の公判期日前に於ては裁判官に対し一切の予断を与えることを禁じ起訴状一本主義を徹底せしめてをりこれは刑事訴訟法の根幹をなす重要な原則であり、これに反する公訴の提起は手続に違反し無効のものである。従て本件起訴状も明かに右規定に違反するものであるから公訴提起は無効のものである。第一審の第一回公判期日に於て弁護人もこの点を指摘し裁判官に異議を述べてをるに拘らず公訴棄却の裁判をしなかつたことは明らか

に違法であり破棄せらるべきものと信ずる。

憲法第三十一条は何人も法律の定める手続によらなければその生命若しくは自由を奪はれ又はその他の刑罰を科せられない旨規定されている。

本件に於て被告人は前記の如く無効の公訴提起により処罰せられてをる。これ明かに右の憲法第三十一条に違反し法律の定める手続によらずして処罰せられたものであつて原判決は破棄せらるべきものであり、本件公訴は棄却せらるべきである。

以　上

昭和二九年(あ)第三五二四号

被告人の上告趣意

昭和二十九年(あ)三五二四号事件につき、

被告人は

恐喝の件につきましては原告人より遊技場において競技する事を遠慮してくれる様にと頼まれ其の謝礼に貰つたものでありまして喝取したものでありません。

以後被告人は誠実に生活致して居ります故寛大なる処置を願い度く上告を申立致しました。

以　上

被告人　湯浅昭悦

昭和二九年(あ)第三六三六号

決　　定

本籍並びに住居　山形県西置賜郡豊原村大字椿一一八九番地

農　業　伊藤長栄

明治三五年一一月二五日生

昭和二九年一〇月二八日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人の原審弁護人森信一から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人森信一の上告趣意第四点は違憲をいうが、仮に所論の解散が無効で、その解散後に実施された選挙もまた法律上効力がないとしても、その選挙において行われた選挙法違反罪に刑事責任がないものといい得ないことは、すでに判例において示したとおりである（判例集八巻四号五二六頁）。

その余の論点においても違憲をいう点もあるが、その実質は事実誤認、単なる訴訟法違反の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（検察官に対する供述が強制によるものであることについては記録上証跡がない）。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三六三六号

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三六三六号

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野　毅

裁判官　斎藤　悠輔

裁判官　松三　郎

裁判官　岩入　俊郎

昭和二九年(あ)第三六三六号

弁護森信一の上告趣意

右公職選挙法違反被告事件につき左の如く上告趣意を開陳致します。

一、原判決は弁護人の控訴趣意第一について

「第一審判決挙示の証拠によれば、原判示第一の(三)の事実、殊に本件の金三千円は判示趣旨の下に授受されたものであることは優に認定するに足り、記録を精査するも右認定に誤りがあるとは認められない。論旨は被告人は佐藤市之助から封筒入の現金を古山徳彌に交付方依頼され、これを被告人の子供に命じて同人に交付せしめたに過ぎないというのであるが、被告人の検察官に対する第四回供述調書によると被告人は佐藤市之助から供与を受けた金三千円については同人からその使途につき特別の指示もなく大滝候補のため選挙運動者古山徳彌に渡すなり、又投票買収費等に費消するなり被告人の自由処分に任されていたことが認められ、佐藤市之助の検察官に対する第一、二、三回供述調書謄本（第一審判決がこの内第一、二回供述調書を検察事務官の供述調書と表示しているのは検察事務取扱検察事務官、即ち検察官の誤りと認める。）によるも同人が右三千円を被告人に供与するに当り之を古山徳彌に交付するよう特に指示した形跡は認められない。また第一審第三回公判調書中証人古山徳彌の供述によれば同人は被告人から右三千円の交付を受けた事実はないと証言しているのであるから原判決には所論の如き事実誤認を窺うべき事実は存しない。」

として之を排斥せられたが被告人等の検察官に対する供述は勾留中のもので被告人等は恐怖の余只々夫れその言の辻つまを合せるに吸々とし又其の子供の名を出すを恐れ真実を云ひ得なかつたのが事実である。被告人が選挙に関し佐藤市之助及その長男佐藤政義等より合計金八千円を受領したに過ぎず本件の三千円は中味の金額も見ず佐藤市之助より古山徳彌方

被告人　伊藤　長栄

に伝達を頼まれ直に子供を呼び佐藤よりその子に直接渡して古山方に届けさせたもので被告人は何等之に関係しなかつたものである。古山徳彌が第一審公判で本件三千円を受領しないと云つたのは右伝達を頼まれた被告人の子供が持つて行つた金が古山の甥某方に届けられ間違へられたため古山は右事実を知らぬよう答弁したに過ぎない。佐藤市之助は七十才前後の老年にして古山方とは道も違い遠く離れ居るため偶々被告人方に到り右伝達を頼んだものであるは真実なる故被告人が合計に於て八千円のみ丈けより交付を受けて居ない事実を十分見透され原審の誤を御訊し相成り度ものである。

二、原判決は同上第二について

「第一審判決の判示第一の㈠㈡の事実はその挙示する証拠により優に認定し得へく、かつ記録を精査するもこの点につき第一審判決に事実誤認の違法があるとは認められない。またその証拠に援用した被告人の検察官に対する各供述調書、即ち被告人の検察官に対する自白が取調官の強制誘導に基きなされたものであるとは記録に徴し到底認め難い。」として之を排斥せられたが検察官に対する被告人の自白は被告人が勾留せられ他の関係者も同じく自由を拘束の下に警察並検察官より誘導強制到らざるなき事態の下に為されたるもので被告人はその精神的、肉体的苦痛に堪えず取調官の意のままにその求められる通りの供述を為したものであり真実被告人は大滝候補者の選挙に際しその所有の貨物自動車をその運動のため貸与し且つ之の燃料として多分の『ガソリン』を消費せられたるためその賃料及代金として之が支払を受けたるに過ぎず第一審の認定は間違であり之を認容した原判決も全く事実誤認の違法を犯したものであるから此の点十分考慮せられたい。

三、原判決は同上第三について

「被告人が佐藤市之助から金三千円の供与を受けた旨の第一審判決判示の第一の㈡の事実認定に誤りのないことは前段説示のとおりであるから、第一審判決が被告人が右の処為により収受した利益三千円をも追徴金額中に加算し原判示第

一㈠㈡の所為によつて収受した利益と併せて合計金二万一千円を公職選挙法第二百二十四条後段により追徴する旨言渡した第一審判決は正当で何等の違法はない。」

として之を排斥せられたが被告人がこの三千円を受領したことないのは上記の通りで之は佐藤市之助が古山徳彌に交付すべく被告人宅で被告人の息子に依頼したものであつた。夫れ故之を被告人が供与を受けたものとして被告人より之を追徴するは全く見当違の判決であり事実誤認の違法があるのである。然るに之又単に形式的な見方によつて原審弁護人の控訴趣意を排斥したのは全く違法のそしりを免れない。

四、原判決は追加控訴趣意書第一について

「所論は要するに昭和二十七年十月一日施行の衆議院議員選挙は、同年八月二十七日衆議院解散の結果行われたものであるが、右解散は憲法第七条に違反し無効であるから、その解散に基く右衆議院議員選挙は亦無効である。従つてたとえ被告人に原判示の如き所為があつたとしても罪とならないというのであるが、然し乍ら公に実施された選挙の効力の有無と、その選挙に於てなされた選挙法違反罪の刑責の有無とは何等関係のないものであるから仮りに所論の解散が無効でその解散後に実施された選挙も、また法律上効力がないとしても、その選挙において行われた選挙法違反罪に刑事責任がないものとはいい得ない。」

として之を排斥せられたが解散がなければ選挙もなく、それが憲法違反と云ふ重大な問題で無効である以上之に基く選挙は始めより一切無効であると云はなければならない。無効とは全然その効果がないことであるから選挙もなかつたことになるは当然であるから選挙違反も起り得る余地はないと信ずる。原判決は明かに解散がなかつたことによる選挙の無効の解釈をあやまつて居ると思料致します。

五、原判決は同上第二について

「しかし乍ら第一審判示第一の㈢は被告人が判示趣旨の下に佐藤市之助から金三千円の供与を受けた事実を認定したのであつて、佐藤市之助が論旨指摘の者等と共同して大滝候補者の為に選挙運動をした事実があつたとしても、被告人が本件受供与につき、之等のものと共謀した旨認定して居らず、記録に徴しても右共謀関係は之を認定し得ないからこの共謀関係の存在を前提とする論旨もまた理由がない。」

として之を排斥せられたが本件を選挙法違反罪と肯認するとせば佐藤市之助を中心とし同人の忰村会議員佐藤政義、被告人、手塚三郎、古山徳彌の計五名は豊原村の大滝派選挙運動者として共同一体の関係があつたことは常識上当然認めなければならないのである。何となれば同人等は既に右三千円受供与以前手塚三郎方に会合し選挙運動資金の分配をし又選挙事務所にも同日同時刻に行を共にし且その際政義の受領した資金を分配してゐるからである。従つて原判決の如く事実を認定せば本件は必ず佐藤市之助等と被告人とは大滝候補者の選挙運動を共同して行い佐藤政義又は佐藤市之助は豊原村への運動資金を事務所より受領し之を被告人等に分配したものと認められなければならない。そして運動には必ず資金が要ることは常識故勿論被告人等としては佐藤市之助の選挙事務所より之が資金を貰つて来ることは知つてゐたろうし之を諒解してゐたであらう。

果して佐藤市之助は自ら又はその子佐藤政義を使用し事務所より此の金を受領したのであつてそれが被告人等に分配せられたと云ふ経路になると思料せらる。斯ることは少しく選挙の裏面に通ずるものは何人も之を諒知してゐることであるが知らないのは裁判官や検察官のみと云ふことになるであらう。結局原判決は斯る経験則を無視した事実認定をしたものである。然らば本件は共同者たる運動者間に於て右共同者間に交付された運動資金を分配したに過ぎず未だ之を不法に使つてゐないのであるから犯罪を構成するには至つてゐないのである。原判決の認定が違法不当であることは明かだと信じます。

右各項の理由により原判決は憲法第七条、同第三十一条其他に違反するは勿論、刑事訴訟法第四百十一条第一号、第三号等に違反し結局著しく正義に違反する疑あり当然破棄せられなければならぬと思料致します。

以　上

昭和二九年(あ)第三六三九号

判　決

本　籍　朝鮮済州島北部旧左面金寧里
住　居　宮城県仙台市元寺小路七六番地　坂本達政方
　　綿布行商
　　徳川こと
　　康　斗　奉
　　昭和二年六月一二日生

右に対する麻薬取締法違反被告事件について、昭和二九年一一月二日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人高橋万五郎の上告趣意第一点は、憲法三七条二項違反を主張するが、同条項の規定は、被告人が有罪の判決を受ける場合に、その被告人に証人の喚問に要した費用の負担を命ずることを禁ずる趣旨でないことは、当裁判所大法廷の判決（判例集二巻一四号一九三四頁以下参照）とするところであるから、原判決の解釈は正当であつて、所論は、その理由がない。

同第二点は、量刑の非難で、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても、同四一一条を適用すべきものは

昭和三〇年三月三一日判決　昭和二九年(あ)第三六三九号

とは認められない。

よつて同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

裁判官　入江俊郎

昭和二九年(あ)第三六三九号

弁護人高橋万五郎の上告趣意

右麻薬取締法違反被告事件に対する上告理由は左の通りである。

第一点　憲法第三十七条第二項違反

原判決は訴訟費用を被告人に負担せしめた、右は憲法第三十七条第二項後段に違反する。

尤も最高裁判所従来の判例は右憲法の条項を以て、訴訟費用の負担区分を定めたものでないとしているが、右憲法の解釈を誤つたものである。何んとなれば刑事裁判は国家の最も権力的作用であり公企業的性格は毫末もないのであるから、私人（被告人）の費用負担能力の有無に拘らず裁判を遂行することを要するのであつて、従つてそれに要する費用は凡て公費たるべきであるからである。裁判費用を被告人に負担せしめるときは被告人の費用負担能力の欠如により裁判不能なるにいたる。

被告人　康斗奉

第二点　量刑不当

原判決は被告人を懲役十月の実刑に処したが著るしく重きに失する。

(1)　犯罪事実は僅かモルヒネ一包（〇・〇〇一六グラム）の譲渡にすぎない。

(2)　モルヒネの使用者には日本人は絶無というべくその使用者の殆んど全部が米兵である。（証人千田治二の証言）

しかも従来日本には麻薬使用の習慣がなかつたところそれをもたらしたものは米兵である（昨年初頭ニュー・ヨークで高校生の麻薬売買の一般化が大きな社会問題になつている実情である。）従つて本件犯行において最も憎むべきは米兵に外ならない。

被告人を含む朝鮮人が日本において従来有していた日本人としての地位を追われ、経済的に窮迫したため、米兵の利用するところとなり麻薬取次の「ポンピキ」となることもあるにいたつたものであり、本件犯行の動機に同情すべきものがある。

(3) 被告人には前科がない。

被告人の来仙は昨年二月（被告人の麻薬取締官に対する第一回供述調書）であり本件犯行は五月十日であり、その間僅か三ヶ月にすぎず、麻薬販売につき重き常習性があるとはみとめられず却つて現在のデフレに際して綿布行商も売れ行き不振のため本件犯行を為すにいたつたものであつてその動機に同情の余地が有する。

(4) 被告人は現在ではいたく前非を悔い改悛の情顕著でその生業である綿布行商に励んでいるのである。従つて被告人に弊害多き短期懲役の実刑を科することなくその刑の執行を猶予して、更生をはかるべきである。

以上の次第で原判決は破棄さるべきである。

以　上

昭和二九年(あ)第三七〇三号

決　定

本　籍　福島県石城郡赤井村大字赤井常住一二六番地
住　居　東京都新宿区戸塚町四丁目七七九番地
会社員
宮　内　元　春
明治三四年三月一八日生

本　籍　栃木県下都賀郡赤津村大字大橋七一六番地
住　居　東京都目黒区衾町一〇四番地の四
会社員
関　口　照　里
明治二七年一一月二二日生

本　籍　東京都南多摩郡日野町日野二九九七番地
住　居　同都杉並区阿佐ヶ谷一丁目六六五番地
会社嘱託
順一こと
山　本　須　一
明治三一年一〇月三〇日生

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三七〇三号

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三七〇三号

右に対する公職選挙法違反各被告事件について、昭和二九年六月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人宮内元春、同山本須一の弁護人日沖憲郎の上告趣意並びに被告人関口照里の弁護人太田耐造、同玉沢光三郎の上告趣意中公職選挙法二五二条一、二項の違憲をいう点は、原判決が同条項を適用していないから、適法な上告理由とは認められない。(なお、同条が憲法一四条、四四条但書に違反しないことについては昭和二九年(あ)四三九号同三〇年二月九日大法廷判決参照)太田、玉沢両弁護人のその余の主張は、単なる訴訟法違反、事実誤認、量刑不当の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　齋藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　入江俊郎

弁護人日沖憲郎の上告趣意

右両名に対する公職選挙法違反被告事件につき、左のとおり上告の趣意を開陳する。

原判決は、被告人宮内元春弁護人日沖憲郎控訴趣意第二点について、日本国憲法第四十四条が「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」と規定したのは、選挙権、被選挙権の賦与につき人種、宗教、男女の別、社会的身分等の差異にもとずいて何らの差別をもしてはならないという趣旨を示したものであるが、しかし、このことは、法が国民の基本的平等の原則の範囲内において正義、合目的性等の要請によつて適当な具体的規定をすることを妨げるものではない。そうして、公職選挙法第二百五十二条第一、二項は、同条項所定の選挙に関する特定の犯罪のため罰金以上の刑に処せられた者に対して一定の期間同法が規定する選挙権、被選挙権を停止することを規定したもので、結局これらの者の反社会的性格に対する考慮から正義及び合目的性の要請にもとずき専ら選挙の公正を保持せんとするものである。かくの如く、かかる法の措置には十分な合理的理由があるのであるから、決してその社会的身分等によつて不合理な差別待遇をするものでないとともに、他の種類の罪を犯したものとの間にも差別待遇をしたものともいえない。従つて、公職選挙法第二百五十二条第一、二項の規定を以て憲法第四十四条の条項に違反するということはできない。所論のように、選挙犯罪を犯した者は、広義における社会的身分を具えた者と観念すべきではないと判示し、右控訴趣旨と同様の論旨を主張する被告人山本須一弁護人阪本岩太郎の控訴趣意についても、同一の判断を与えている。

被告人　宮内元春

同　山本須一

原判決の説くところは、選挙犯罪を犯した者は、社会的身分を具えた者ではないから、選挙権、被選挙権の賦与につき差別しても、憲法第四十四条に違反しないというのであるか、或はまた、選挙犯罪を犯した者は社会的身分にはいるが、選挙の公正を保持するためには、そこに差別が認められても然るべきだというのであるか、聊か不明である。判旨の全体を素直に続めば、右の後段に述べたような趣旨に受け取れるが、判示末尾に至つて突如として選挙犯罪を犯した者は、広義における社会的身分を具えた者と観念すべきではないという字句に出会うので、疑問を存せざるを得ないのであるが、そのいずれの見解に従うも、原判決は憲法に違反するものというべきである。

まず、憲法第四十四条にいう社会的身分とは、人が広く社会において占めている地位一般を指す。憲法第十四条に昭示しているように、すべて国民は、法の下に平等である。国民は、その社会において占めている地位によつて、選挙権、被選挙権の享有を妨げられてはならない。従つて、ここにいう社会的身分は、これを制限的に解すべきではなく、例えば、労働者たる地位、使用者たる地位、被傭者たる地位、或る地域に居住する地位等もこれにはいるのであつて、これらの地位が当人の意思によつて動かすことのできないものであることを要件とするものではない。選挙犯罪により処刑された者というような、当人の意思を以てしては動かすことのできない地位を具える者が、いわゆる社会的身分のうちに含まれることは、もちろんのことである。このことは、新憲法下における選挙権、被選挙権の欠格事由に関する立法の沿革に徴しても、これを知ることができる。すなわち、大正十四年法律第四十七号の衆議院議員選挙法においては、重い前科者はもちろん、禁治産者、準禁治産者、破産者、要救助者等を欠格者としていたが、憲法改正後改められた昭和二十二年法律第四十三号の衆議院議員選挙法にあつては、すべての前科者を欠格者から除き、さらに昭和二十五年法律第百号の現行公職選挙法になると、準禁治産者や特別の場合を除き刑の執行猶予中の者まで欠格者からはずしてしまつたのである。これは、こうした社会において占める地位一般を憲法第四十四条にいう社会的身分を観て、これによつて選挙権、被選挙権の賦与につき差別をすべきで

ないという憲法の趣旨に則つたものといわなければならない。かくして、犯罪を犯して処罰された者は、社会的身分を具えた者であることは、明らかである。それが選挙犯罪を犯した場合であつたとしても、何ら異なるところがないことわりである。原判決が選挙犯罪を犯した者は社会的身分を具えた者といえないといつているのは、明らかに憲法の解釈を誤つているものだとせざるを得ない。

そこで、問題は一転して、選挙犯罪を犯した者が社会的身分にはいるとすれば、これによつて選挙権、被選挙権の享有につき差別を設けることが、果して原判決のいうように、正義及び合目的性の上から是認されるだろうかということになる。

原判決は、選挙犯罪を犯した者の反社会的性格に対する考慮から許されるかのような見解を示しているが、単に過去において選挙犯罪に陥つたということから、直ちにその者の反社会的性格を推認し、将来再び同種の犯行をなすことを予想することは、聊か行き過ぎであろう。そこで、強いて合理的理由をもとめれば、こうした制裁を加えることによつて世人をして選挙犯罪から遠ざからしめ、かくて選挙の公正を保持しようという一般予防的見地が取りあげられるであろう。このことは、たしかに一理がないわけではない。しかし、それは、正義及び合目的性の上から許容されることであろうか。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動することによつて、国民主権の実を結ぶものであることは、いうまでもない。従つて、たとい一時なりとも、国民から選挙権を奪うことは、国民主権を標榜する国家の下にあつては、その者の国民たる地位を剝奪するに等しいものといわなければならない。もつとも、この点については、禁治産者のように、事実上理性的な権利の行使のできない者、或はまた現に受刑中の者のように、実際上選挙権を行うに不適格の者があることは、認めなければならない。しかし、もとより、その制限は、できるだけ縮少されなければならないことは、当然である。そうして、新憲法下における立法の経過がこの方向を辿つていることは、曩に一言したところである。

勿論、真に公正なるべき選挙に関し犯罪を犯すことは、大いにとがめられなければならない。これに対し、厳罰を以て臨むということは、時として然るべきであろう。が、これに対処するには、あくまで刑罰を賦科するを以て足りる。元来が選挙犯罪を犯した者に対して選挙権、被選挙権を停止することは、それが一種の制裁であるにしても、刑罰に附随する効果なのである。ところが、その効果たるや、それがたとえ一時的であるにしても、国民たる地位を奪うに等しい意味をもつことは、前述したとおりである。して見れば、この本来の刑罰と附随的効果とを並べて見るとき、その比重は限りなく後者に大きい。このことは、果して正義の要請に合するものであろうか。且つはまた、選挙の公正を保持するという合目的性の上からいつて是認されるところであろうか。原判決は、正義及び合目的性の要請にもとずいて是認されると判示するが、正論としては、正義および合目的性の上からいつて、選挙犯罪を犯した者につき選挙権、被選挙権を停止することは、憲法上許されないものとしなければならない。

原判決には、憲法の違反があるか、または憲法の解釈に誤がある。敢て、原判決の破棄を求める所以である。

以　上

昭和二九年(あ)第三七〇三号

弁護人太田耐造、同玉沢光三郎の上告趣意

原判決は憲法に違反しており破棄を免れないと思料する。

原判決は被告人関口照里が昭和二十七年十月一日施行の衆議院議員選挙に東京都第四区から立候補した岡崎英城に当選を得しめる目的を以て（第一）右選挙期日告知前である同年八月末頃相被告人宮内元春に対し同候補者のため投票取纒の選挙運動の報酬として金三万円を（第二）同年九月十五日頃原審相被告人山本勝日露に対し右候補者のため投票取纒をなしたことと更に投票取纒をなすことの選挙運動の報酬として金五千円を夫々供与した事実を認定した上、同被告人を懲役三月に処し但し二年間右懲役刑の執行を猶予する旨の主文を言渡しているが、同被告人に対しては公職選挙法第二五二条第三項による選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用しないとの言渡をなされていないため、同被告人については同条第一項所定の期間選挙権及び被選挙権を有しないこととなる。しかしながら原判示第一の事実については、被告人関口照里、同宮内元春の検察官に対する各供述書の自白以外には何等の補強証拠がなくしかも両者の右自白の間には多くの矛盾があり、且つ検察官の強要により、虚偽の自白を余儀なくされた疑が存し、ために第一審判決においては犯罪の証明なしとして無罪の言渡を行つているほどあつて、原審が第一審判決を破棄して有罪を断定したことに対しては疑問なきを得ない。また原判示第二の事実は原審相被告人山本勝日露が収入なく生活に困窮した余り旧知の間柄にある被告人関口に援助を求めようとして妻子を同道し被告人方を訪れ窮状を訴えて借用を申入れたため被告人はこれに同情し金五千円を貸与したことが偶々右山本が岡崎候補の選挙運動者であつたところより選挙運動の報酬として認定を受けるに至つたもので、これ亦犯罪の成否について疑問の存する事案である。かくの如く原判示事実については有罪であるか否かについて疑義があるばかりでなく、仮にこれが有

被告人　関口照里

罪であるとしても、宮内元春に対する金三万円は新聞掲載の謝礼金若しくは選挙運動費等の支弁の目的から支給されたものであり、また山本勝日露に対する金五千円は直接的には山本方の生活援助のためのもので、選挙運動に関連があるものとしても実費支弁の域を出でず、投票買収又は選挙運動報酬などとはその性質を全く異にし、犯状の極めて軽い選挙犯罪と認められる。しかも、被告人関口は被告人宮内と同様、曾て警察界に岡崎英城の下僚として奉職した関係から岡崎候補の懇請により義俠的に同候補者のため選挙運動に従事するに至つた者であり、本件は選挙運動に無経験なため偶々陥つた違反で半ば過失に類する態のものである。以上被告人の経歴、違反の内容及び情状等に徴するときは被告人から国民に賦与された最も貴重な選挙権及び被選挙権を奪う原判決には到底首肯することができない。公職選挙法第二五二条第三項において刑の言渡と同時に「情状に因り」選挙権及び被選挙権の不停止又は停止期間の短縮を宣告し得る途を開いたのは蓋し選挙権及被選挙権が国民の持つ重大な権利でありこれを奪うことを極力避けようとする深慮に出たものであると解せられるのであるから、本件の如き事犯においては当然同条項を活用し選挙権及被選挙権を停止しない旨の宣言をなすのを妥当と考える。更にまた選挙犯罪につき選挙権及び被選挙権の制限乃至停止をすることが果して憲法に合致するか否かの点については大に疑義が存する。

憲法第十四条第一項には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定し、国民は政治的関係において平等且つ無差別であるとの基本的人権を闡明して、選挙権及び被選挙権の賦与につき何等の差別を付し得ない旨を明らかにしている。公職選挙法第二五二条第一項及び第二項は選挙犯罪を犯した者につき特に一定期間選挙権及び被選挙権を奪うことを規定しているが、選挙犯罪を犯した者は広義における社会的身分を具えたものと解せられるから同法第二五二条第一項及び第二項の規定は「社会的身分により、政治的関係において、差別されない」との憲法第十四条第一項の条規に違反するものと謂わざるを得ない。

これを要するに原判決が本件につき公職選挙法第二五二条第三項の規定を適用せず、結局において被告人の選挙権及び被選挙権を奪つているのは憲法に違反するものであつて、この点において原判決は破棄を免れないものと信ずる。

以　上

昭和二九年(あ)第三七一八号

決　定

本籍並びに住居　静岡県駿東郡御殿場町仁杉一一九番地
駐留軍通訳
渡　辺　一　弘
昭和八年一月二八日生

右に対する強盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反被告事件について、昭和二九年七月二四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人羽山龍の上告趣意は、違憲をいうが、その実質は、単なる訴訟法違反（そして、原判決のこの点に対する説示は正当であり、また、特に信用すべき状況の有無は、事実審裁判所が証拠調又は採証に際し、供述のなされたときの外部的事情、供述内容自体等諸般の事情により決すべき裁量事項であることは、当裁判所屢次の判例とするところである。）、量刑不当の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三七一八号

裁判長裁判官　齋藤悠輔
裁判官　真野毅
裁判官　岩松三郎
裁判官　入江俊郎

昭和二九年(あ)第三七一八号

被告人　渡辺一弘

弁護人羽山龍の上告趣意

右強盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反上告事件に付左記の如く上告の趣意を開陳仕候。

右頭書被告事件に付昭和二十九年七月二十四日東京高等裁判所第七刑事部が宣告された被告人提起に係る控訴を棄却する旨の判決は

第一、憲法第三十一条に違反し法律の定める手続によらないで有罪の裁判をなした憲法違反の裁判であると確信致します。

何故ならば

弁護人は控訴趣意書第一点に於てジエームス、ベリーのアメリカ合衆国軍師団刑事捜査官に対する口供書は刑事訴訟法第三二一条第一項第三号所定の制限文句。且つその供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき」及其但書「但しその供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る」に該当せず従つて証拠能力なきに不拘、第一審判決が之を採用し而も夫れに証拠力を認め強盗の事実を断定されたのは違法である旨主張したのに原判決は弁護人のこの主張を却けられ第一審判決を容認されたからであります。

(イ)　原判決は其理由に於て

……右にいわゆる「その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき」とあるはその供述内容にして苟くも犯罪事実の存否に関連ある事実に属するかぎりその供述がこれが事実の証明につき実質的に必要と認められる場合のことをいうものと解するを相当とするから……原審が被告人とベリーの共謀にかゝる本件強盗の事実の存否に関連する事項として被告人とベリーとの間及びその両人と被害者との間の犯罪当時及びその前後における事の真相を直

接明かならしむる上において実質的に必要な証拠であると認めることの相当であつた右口供書を証拠にしたからといつて何等非議さるべきいわれなく……

と判示して弁護人の主張を却けられて居るのであります。

然し乍ら原判決の右見解は弁護人に於てどうしても承服出来ないのであります。

一、大体原判決に於ては「且つその供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき」と云ふ制限文句が忠実に素直に解釈適用されて居らないと思料致します。

先づ右に所謂「犯罪事実」とは此の刑事訴訟法第三二一号第一項第三号の制限文句の場合、如何なる意味を持つものでありませうか、

之は審判の対象と成る起訴状記載の公訴事実であることは申す迄もありません然し其中から検事の判断を除いたものであります、即ち弁護人は右「犯罪事実」といふ文句が間違つて居ると思ひます、「検事が犯罪なりと思料する公訴状記載の事実」と云ふのが正確であると思ひます。

刑事訴訟法第三二一条第一項第三号は勿論採証制限の規定であるから、即ち公訴事実が犯罪に成るか成らぬか裁判所の判断前の規定であるから其条文に「犯罪事実」と断定的に言葉遣ひがされて居るのは不正確であります、其段階に於ては検事が其事実を捕へて犯罪だと云はれる丈であります。

本件の場合

起訴状記載第一事実抜萃、

「被告人は

第一、ジエームス、ベリーと共謀の上昭和二十八年四月二十日午後五時頃横浜市戸塚区戸塚町大阪上附近国道上自

動車内に於て豊田義雄より金員を強取しようと企て被告人に於て同人に対し所携の拳銃を突付け変な真似はするなよと申向けて脅迫し同人の反抗を抑圧して同人所有に係る現金百十万円及手提鞄外六点を強取し

第二、以下者略

の内「共謀」等の言葉を「共同」とか「共同加工」等の言葉に換へて、即ち検事が加へた刑法的判断を除いた罪体（未だ罪ではないが）と云ひますか、具体的な起訴状記載の時、所に於て脅かして無理矢理に金品を取つたという事実が本条文に所謂「犯罪事実」であります。

本条文は「右事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき」初めて適用され得るのであります。

而して本件に於てはベリー、被告人等の前記共同加工による強取行為の存在は公判廷に於ける被告人の供述其他の各証人の供述に依り、即ちベリーの口供書より高度の証拠能力を有する証拠に依り十分明かであります、何も国外に居るベリーに対する前記軍師団刑事捜査官作成の口供書を必要としないのであります。

大体原判決は「公訴事実の存否」と「公訴事実の犯罪としての成否」とを混同されて居ると思ひます、本条文に「犯罪事実の存否」とは「犯罪乃至犯罪事実の成否」では無くて前述の如く検事の犯罪的判断（即ち検事の刑法的判断といふ観念的な部分）を除いた「公訴事実の存否」であります、「成否」と「存否」とは違ひます、先づ「公訴事実の存否」が決定してから後初めて「公訴事実の犯罪としての成否」の問題に成るのであります「存否」が先で「成否」が後であります、「罪体」即ち「前記の如く検事の観念的な刑法的判断を除いた具体的公訴事実」の存在が定つてから犯罪の成否即ち違法阻却原因、責任阻却原因等の検討が始まるのであります。

右弁護人の所謂「罪体」の存否の証明は必要なときに限り本条文が例外的に適用されるのであります。

二、若し本条文に「犯罪事実」とあるを弁護人の主張の如く解しないで、検事の起訴状記載の文字通り、刑法的判断の

加はつたまゝを「犯罪事実」として其考の下に採証するとすれば、必然的に「犯罪事実の成否」の証明に這入ります、夫れでは本条文に「犯罪事実の存否」とある「存否」の文字と相容れません。

原判決は前提の如く「……その供述内容にして苟くも犯罪事実の存否に関連ある事実に属するかぎりその供述がこれが事実の証明につき実質的に必要と認められる場合のことをいうものと解するを相当とするから」とか「……被告人とベリーの共謀にかゝる本件強盗の事実の存否に関連する事項として被告人とベリーとの間及びその両人と被害者等との間の犯罪当時及びその前後における事の真相を直接明かならしむる上において実質的に必要な証拠であると認めることの相当であつた右口供書を証拠にしたからといつて……」とか云ふ言葉を以て弁護人の主張を却けて居られますがこの辺の説示が誠に不明瞭であります。

「犯罪事実の存否（即ち公訴事実の存否）の証明に欠くことのできないものであるとき」と云ふ条文の言葉と非常に離れて居る様に思ひます。

条文は只「犯罪事実の存否」丈を問題にして居るのであります、原判決の云ふ如く「犯罪事実の存否に関連ある事実」を問ふて居るのではありません、又「犯罪当時及びその前後における事の真相を直接明らかならしむる上において実質的に必要な証拠」等といふことを条文は求めて居るのではありません、只犯罪事実即ち公訴事実の存否の証明丈を条件にして居るのであります。

結局原判決は「犯罪事実の存否の証明」に必要であるときといふ考の下に居られる様であります。

本件に於て検事は起訴状に「被告人はベリーと共謀の上」と記載し共同正犯と断定して居りますが共同行為は共同正犯である場合もあれば主犯従犯の場合もあります、又共同行為者の中の或者には犯罪が成立し他の者は違法阻却原因、責任阻却原因等の問題で犯罪に成らない場合もあります。

検事は只一応共同的犯罪、即ち共同の罪体即ち共同の具体的不法行為があるから之を共謀に依る犯罪行為なりと断定し起訴せられるのでありまして、夫れが果して共同正犯に成るか、主犯従犯の干係に成るか、又其内或者は有罪に成り他の者は無罪になるかは裁判所の判断を俟たねばならぬのであります。

右犯罪の成否の問題の前提として前叙の如き公訴事実即ち罪体の存否の証明に必要な場合に限り例外として本条文が適用され伝聞証拠排斥の原理が排斥されるのであります。

極端に明らかな例を玆に挙げれば、窃盗事件に於て被告人は窃盗の事実を自供して居るが其窃盗の具体的罪体事実に付、国外に居る者の本条文即ち刑事訴訟法第三二一条第一項第三号該当の口供書以外には他に何等の証拠の無い如き場合に本条文が活用されるものであると愚考致します、大体罪体即ち具体的な公訴事実の存在が証明されない限り如何なる事件でも全然問題になりません、無罪に成ります、夫れ故公訴事実が犯罪として成立するや否やの問題の根本的前提である罪体即ち公訴事実の存否の証明に欠ぐことができないものであるときに限り、本条文に依つて本条文該当の信用度薄き供述書類を証拠として採用することを例外的に許したのであります。

三、仮に一歩を譲り本条文に「犯罪事実」と云ふは検事の犯罪的判断を加へたまゝの起訴状記載の通りの公訴事実であるとしても本件に於て前提起訴状に被告人はジエームス、ベリーと共謀の上と書いてある共謀といふ刑法の世界に於ける存在は無形な観念的存在であります、而して此の観念的存在は起訴状記載の中の具体的事実を仲介として初めて其存否が認識せられなければなりません、結局共謀といふ観念的事実の存否は具体的事実の存否に還元せられるわけであります。

要するに本件に於て共謀の事実の存否は被告人がベリーと本件強取行為に共同加工した事実の存否に還元せられるわけであります。

結局起訴状記載の「犯罪事実の存否」の証明は無形有形を問はず全部両名が共同加工した強取行為の存否の証明に成る訳であります。

而して被告人ベリー等が本件強取行為に共同加工した事実の存在は公判廷に於ける被告人の供述、其他証人の各供述に依て十分認められ、何もベリーの口供書を必要としないのであります。

四、次に本条文即ち刑事訴訟法第三二一条第一項と同条同項第一号、第二号とを比較考量して頂きたいと思ひます。原判決の如く本条文を解するならば「且つ犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき」なる制限文句はあつても無くてもよい無意味なものに帰すると思ふのであります。

第一号の裁判官の面前調書、第二号の検察官の面前調書の場合は本条文即ち第三号の其他の者の面前調書の場合の如く前記制限文句は付いて居りません、制限なしに証拠能力が認められて居ります。

然し第三号即ち本条文該当の調書でも前記制限文句を原判決の如く

……その供述内容にして苟くも犯罪事実の存否に関連ある事実に属するかぎり、その供述がこれが事実の証明につき実質的に必要と認められる場合のことをいうものと解するを相当とするから……本件強盗の事実の存否に関連する事項として、被告人とベリーとの間及びその両人と被害者等との間の犯罪当時及びその前後における事の真相を直接明らかならしむる上において実質的に必要な証拠であると認めることの相当であつて右口供書を証拠にしたからといつて何等非議さるべきいわれなく……

と解するならば犯罪事実に実質的に関連ある限り自由に提出出来る結果と成ります。

第一号、第二号の供述書類でも検事が証拠として出されるからには、実質的に必要と認められるもの以外にある訳がありません結局、本条文の制限文句の存在意義が判らなくなります。

刑事訴訟法第三二一条第一項が前記三種の供述調書の証拠能力に付、書き分けられて居る理由が判りません。

然し刑事訴訟法第三二一条第一項は第一号の裁判官の面前調書、第二号の検察官の面前調書より、第三号の其他の者の面前調書には、より薄き証拠能力を与へたものであることは固よりでありまして、此点から見ても原判決の見解は失当であります。

(ロ)

次にジエームス、ベリーの口供書は本条文の但書「但しその供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る」にも該当しないので証拠能力は無いと確信致します。

ベリーの本件口供書は前記刑事捜査官に依り被告人の立会なく従つて反対訊問の洗礼を受けないで作成されたものであります、又被告人は右作成者である刑事捜査官に依つて被疑者としても又は証人としても取調を受けたことはありません右の事実は一件記録上明かであります。

裁判官でもなく、検察官でもなく、単に警察官に比すべき前記刑事捜査官であります而も其捜査官は被告人から直接事情を聞いたこともなく、又其他の証人から事情を聞いた跡も一件記録上無いのであります。

而もベリーと同国の米国人であります、斯る捜査官が前記の如く被告人の立会なくして作成したベリーの口供書は「特別信用すべき情況の下にされたものである」とは断じて云へないと思ひます。

尤も「特に信用すべき情況」については事実審の裁量認定に関する事項でありますが第一審判決及原判決がベリーの口供書が前記但書に該当すると判断されたのは明らかに吾人の経験法則に反するものであります。

叙上の次第でベリーの本件口供書を証拠として採用し被告人に対する断罪の資料としたのは明かに憲法第三十一条違反であると確信致します、本件は単なる法令違反ではありません。

第二、仮に前記第一記載の違憲の主張が容れられないとしましても、少くとも、第一審判決がベリーの前記口供書を有罪認

定の資料としたことは訴訟手続に違法があることは前述の如く間違なく而も右口供書は第一審判決があげる有罪認定の資料として極めて重要なものであるから右の違法は刑事訴訟法第四一一条第一号に該当しこの点においても原判決及び第一審判決は到底破棄を免れないと思ひます。

第三、次に被告人に対し実刑三年の残虐な刑を科した第一審判決の量刑をその儘是認したのは結局憲法第三六条に違背した違法があり原判決は破棄さるべきであると主張したいのであります。

本件は当時日本は尚未だ名実共に米軍の占領下に在つて、其占領軍の一兵士であつたベリーが被告人を脅迫教唆して本件各犯行に駆使したのであります。

被告人はサウス、キャンプ消防分隊の通訳として其分隊長であるベリーの輩下に属し自分の職務を守り生活を失はないためには分隊長ベリーの云ふことに、事の公私、大小、善悪を問はず、従はざるを得ない情況下に在つたのであります。

当時日本の国家でも占領軍の勝手な要求に応じなければならなかつたのであります、国家が占領軍の言ひ成りに成つて其結果日本国民が被害を受けたことに付ては文句を持つて行く処がありません、然し日本の青年、被告人の如き若者が占領軍兵士の言ひ成りに成つて犯罪を犯した時は日本の刑法に依つて処罰されます、之も仕方ありません。

然し日本の国家が占領軍の言ひ成りに成つて居た様に日本人個人も占領軍兵士個人の言ふことをきかねばどうなるか判らぬと云つた様な一般の心的傾向に在つた占領当時の状勢の下に於て、特に被告人の如き占領軍に雇はれ其主人と看做すべき分隊長ベリーの言ひ成りに成つて犯行を犯した者の処罰に付直ちに実刑を科するのはどうでありませうか。

右に述べた国家の場合と余りに均衡が取れません。

敗戦に基く国家及国民の悲しむべき右に述べた事情に被告人が年歯漸く二十に達した若者で、強盗も実質的未遂行為であり、犯罪の被害の跡も幸に無きに帰し、被害者とも示

談を遂げ、既に改悛の情顕著にして現在実直な父母の下に家業の農にいそしみ居ること、父母、弟姉等被告人一家の者は被告人の御処断の結果を神仏に祈りつゝ、過去二年に亘り毎日晴れ渡らぬ暗き気持で過して来た哀れな姿等を併せ考へて遣るとき此際被告人を直ちに刑務所に送るのは残酷であると申上げざるを得ないのであります。

以　上

昭和二九年(あ)第三七三一号

決　定

本籍並びに住居　益田市大字虫追イ六四三番地
農　業
間　庭　繁　一
明治三一年一二月一日生

本籍並びに住居　益田市大字津田六四番地
会社重役
矢　富　義　児
明治三五年七月九日生

本　籍　広島県山県郡戸河内町九四八番地
住　居　益田市大字益田字片山
物品販売業
波佐本　静　摩
明治三七年四月一一日生

右に対する公職選挙法違反各被告事件について、昭和二九年一〇月四日広島高等裁判所松江支部の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三七三一号

本件上告を棄却する。

理　由

被告人三名弁護人鍛治利一の上告趣意第一点、第二点は、違憲をいうが、その実質は、単なる訴訟法違反を主張するものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。そして、原審は、各被告人に対し適法に公判期日の通知を為し、事件につき弁明の機会を与え被告人矢富、同波佐本の両名は、公開法廷に出席して事件につき供述し、弁護人は趣意書に基き弁論をしていることが記録上明らかであつて、原審は、訴訟記録並びに第一審裁判所で取り調べた証拠によつて裁判したことを認めることができるから、違法とは認められない。

その余の主張は、違憲をいう点もあるが、その実質は、すべて、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張を出でないものであり、被告人矢富義児、弁護人和田珍頼の上告趣意は、単なる訴訟法違反、事実誤認、量刑不当の主張を出でないものであつて、いずれも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　入江俊郎

弁護人鍛治利一の上告趣意

右公職選挙法違反被告事件について左の通り上告の趣意を開陳する。

第一点　原判決は憲法第三一条違反の判決である。

第一審判決は被告人等に対し、「被告人間庭繁一を罰金二万円、同矢富義児、同波佐本静摩に対しては公職選挙法第二五二条第一項の規定を適用しない。」旨の判決を言渡し、これに対して被告人等及び検察官から、それぞれ控訴の申立をしたところ、控訴裁判所たる原審は検察官の量刑不当の論旨を理由ありと認め、刑事訴訟法第三九七条第一項により第一審判決を破毀した上、同法第四〇〇条但書によつて、本件につき、更に判決する旨判示し、主文において、原判決を破棄する、被告人間庭繁一を罰金二万円に、被告人矢富義児を罰金一万五千円に、被告人波佐本静摩を罰金一万八千円に、各処する、と宣言した。

而して原審は第一審の訴訟記録を審査しただけで何等事実の取調をしなかつたのである。

すなわち控訴裁判所は量刑の不当を理由として原判決を破棄し更めて被告事件につき判決するに当り何等事実の取調を行はずして原判決が量定した刑以上の刑を科したのである。

控訴審の右措置は左の理由により憲法第三一条に違背するものである。

(一)　憲法第三一条は、その沿革に徴して、国民の権利又は自由が国家権力の独断的なる恣意に委ねられることを禁止する

被告人　間庭繁一
同　矢富義児
同　波佐本静摩

旨を宣言した実質的規定である。これを刑事訴訟手続に適用するならば個人の基本的権利が国家制度たる訴訟の技術的要求の前に不当犠牲に供せらるべきでないことを保障するものである。

刑事訴訟手続に関し、憲法は多くの具体的規定を掲げている。従つて、その一に該当するとき人は憲法上の救済を求めることができる。しかしその反面、刑事訴訟における或取扱が、右具体的な規定に該当しないならば、つねに「少くとも憲法に違背するものではない」と云い切ることができるであろうか。否、否である。

立法者はあらゆる可能な場合を考慮して立法するものではない。人間の作る法には必ず欠陥があるものである。憲法においても同様である。故に国民の権利を侵害する国家機関の或行為が、その実質的不当さにおいて著しいものであるときは、国民は憲法の右規定によつて救済を求め得ると解すべきである。

同条文の「法律」について、その公定英訳文によれば「law」と記載されてあること、及び右条文の沿革である米国憲法のデユー・プロセス・オブ・ロウに関する歴史的理解（Mathews: The American constitutional system. 1940. P 432. The nature of Due process. 以下）に照し我憲法の立法者は、かゝる場合の救済を右条文に託したものと推定しうるからである。

(二) 叙上の控訴裁判所の措置は憲法及びその他の法令の一規定に明らかに違反するものではないとしても、後述するように、憲法及び法令の多数の規定の趣旨からみて多くの不当性をもつものであることは否定できない。前述の「著しく不当である」と目される所以である。

この点に関して「当、不当」の問題と「適法、違法」の問題とは質的に異なる判断である。従つていかに多くの不当性をもつとも違法とならないと論ずる者であるかも知れない。そのような見解は形式論理と名づけられるものである。自然的世界について考えても、例えばその一つきりでは人間の生命に何等危険でない創傷も、これが多数となれば死亡

するに至るのである。所謂量より質への転化をみるのである。論理的判断においても、それ自体は些細な欠点である過失、仕損じ、うつかり行為、虚言等々が集積するに至るときは吾々は、その人間に対し決定的な不信を断ずるに至るのである。

証拠法において積極的徴憑が多数存するとき以て要証事実の真実なることの証明ありとされるのも同様である。

法的判断も一つの倫理的判断であるから、一つの裁判手続が多数の法、規定の精神よりみて同時に不当視されるならば、該手続は違法と断ぜざるを得ない。これは実に健全な社会常識なのである。

(三) 本件において、第一審の判決に対し検察官より控訴があつた場合、控訴審が右量刑は不当なりと認めるときは破棄差戻の判決をなすべきであり、進んで被告事件につき新たに判決するがためには、直接自ら事実の取調を行つた上でなければ、これをなすことは許されないものと考える。本件において「公権を停止しない」とする第一審の消極判断を「公権を停止する」との積極判断に改めたことは無罪を有罪と改める判断と本質を同じくするのである。

然るにこれを敢えてした控訴審の措置は以下の諸観点からみて甚しく不当なものである。

(1) 苟くも人間の貴重な生命、身体、自由を左右する刑の量定においては合理的な疑を容れない程度の心証を得てはじめて、この判定をなすべきであり、この原則は東西文明国における刑事証拠法の基本原則である。

この原則に照し、裁判所の義務を按ずるならば本件の如き場合において一挙手一投足の労を惜んで直接証人を訊問し、生き〳〵とした供述をきくことに代えて、他人の作成した供述調書の記載のみによつて心証をとつてはいけないと云うことになる。少くとも被告人に対し、証人の再訊問、その他証拠の再取調を請求するの機会を与えなければならない。このことは換言するならば、裁判官はベストをつくせということである。証人訊問をなしうるのに供述調書をよんでこと足れりとするのは、到底、刑事裁判官のベストをつくすものではない。

憲法第一三条は「生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については……立法その他国政の上で最大の尊重を必要とする」と規定し、同第九九条には「天皇又は……裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う」と記されてあるのである。

この点について供述調書は第一審裁判官が作成したものであるから、供述されたところはすべて、記載され又その供述の引き出し方（訊問の方法）についても公平であり妥当であり、要領をえているものである。従つて供述調書をみることで十全であるというのは甚しい粗雑な考えである。控訴審は第一審判決を破棄したことによつて、その事件についての第一審裁判官の心証に対する不信を表明したものである。

それは即ち、同裁判官の心証形成に対しても不信又は少くとも疑念をさしはさんだのである。

訊問の方法は心証形成と密着かつ相関連するものであることは、すべての法曹の体験する事実である。そして供述は訊問により導き出されるものであるから、不当不充分な訊問による供述は結局、不当不充分なものであることを免れない。

(2) 次に証拠価値論からみるに、供述調書の記載は結局、それ自身既に完結した供述にすぎない。果していかなる状態において、いかなる事情の下にいかなる動機から、いかにして供述が形成されたかの経路は全く不明である。それ故に直接裁判所の面前でなされる供述に比べて多くの場合不鮮明なることを免れえない。証人又は被告人の発言発動、顔色、態度並にこれらの変化等を親しくみ、これについて吟味し、又反省し、更につゝこみ根掘り葉掘り尋ねてもつてそれが真実に合致するか否かを探究してゆくの方法に到底及ばないのである。刑の量定には極めて微妙な点の検討を要する。書面に埋もれた印象を追うだけでは遂に把握できないものである。

(3) 控訴審判決は記録及び第一審で取調べた証拠によつて事件について自由な実体的判断を下している。併しその際右

記録及び供述調書の記載について被告人等にいかなる意見又は弁解があるかを述べる機会を与えず又控訴審が右書面にのみの判断により生じた有罪の疑について改めて被告人等の意見弁解をきくことなく断案を下している。特に記録の記載は控訴審においてはじめて現出された証拠資料と考えられる。

公判調書には、刑事訴訟法二九一条二項の機会にした被告人及び弁護人の事件についての陳述、証拠調終了後に陳述した検察官、被告人、弁護人の意見の要旨及び被告人弁護人の最終陳述の要旨が記載される（規則四四条二八、二九、五二号）。併しそれは結局要旨のみの記載である。又これは書記官が記載するものである。

果して述べられたところを真実ほうふつさせる如く記載されてあるかどうかは分らない。又それがどのような状況、機会、雰囲気の下で述べられたものかは遙として知りがたいのである。時には脱落、附加えがある。これはよく経験するのである。故にかような書面から心証をうるについては、書面が作成された当時の訴訟関係人の記載についての意見、批判、弁解をきかなければならないとすべきである。控訴審が、原判決の心証とその素材となつた証拠との連脈の直否についての調査の段階をこえ、独自に、物自身について自由な断案を下すためにはこれらの手続は如何にしても省略することのできないものといわなければならない。これは被告人の最少限の防禦権であり、又実際的にいつてもこれを与えることは新しい断案について被告人の納得を得る最低の要件であろう。

被告人のこの弁解権は各手続毎に保障されなければならないことは被疑者が被疑事件につき司法警察員に逮捕されたとき同員はこれに対し弁解の機会を与えなければならず（刑事訴訟法二百三条第一項）更に同員から送致を受けた検察官も弁解の機会を与えなければならず（同法二百四条一項）一度機会を与えたから省略してよいというものでないことゝ同様である。

(4) 更に本件について特に考えなければならないのは、第一審判決は「公権を停止しない」との消極判断を下し、控訴

審はこの判断を破棄したに止まらず判断の基礎となつた資料に何ら加えることなくして、「公権を停止する」との積極的判断を下した点である。

第一審裁判官は、主として検察側から主張立証された「公権を停止すべきことを理由づける諸事実」（A）と被告人側から主張立証された反対事実（B）とを衡量した末に右判断（A∧B）に到達したわけである。

然るに控訴審裁判官はAとBとお再衡量した結果、A∨Bであると判定したのである。

併しこゝで考えなければならないのは、右控訴審の判断の妥当性の範囲である。それは単に第一審に提出された限りのAとBとの衡量に係るにすぎないのである。すなわち第一審の判断の不均衡性を云いうるにすぎないのである。何となればAは、その性質上公権を停止すべきことを理由づける事実の全部分であるといゝうるがBは、単に「事件に関して、Aを無力化し弱体化し又は圧倒するすべての事実」中、第一審裁判官がA⫬Bの判断をなすに充分なりと考えたかぎりのものにすぎないからである。物自体たる事件に対する関係について云えばAはつくされたものであるが、Bはつくされたものではない。第一審裁判官の前記心証に対する関係においてつくされたものであるにすぎないのである。

併し被告人等が従来選挙、被選挙権の行使につき、常に善良誠実であつた事実、その他忠実なる市民として公共のため最大の努力を傾倒し多大の成果を挙げて来た事実は幾多あるのであつて、その幾分かを第一審において提出立証し、同審裁判官の納得をえた次第であるが、控訴審裁判官がそれだけで納得しないならば更に納得を得るために他に数多くの事実を立証しうる用意を有つていたのである。

又第一審裁判官においても控訴審裁判官が既出B事実で不足なりと考えるのであれば更にBを補足する他の事実の立証を被告側に促し弁護人が怠慢であれば職権で証拠調をなしたにちがいないのである。（本件第一審記録において

裁判官が、B事実を補充する事実の立証を促したことの何らの形跡はない。）

判断の妥当性の範囲はその素材となつた資料を超えることはできないことは、論理学上の定則である。

刑事訴訟法第四〇〇条本文は「原判決を破棄するときは判決で事件を原裁判所に差戻さなければならない」と規定し同条但書において「但し控訴裁判所は訴訟記録並びに原裁判所及び控訴裁判所において取調べた証拠によつて直ちに判決することができるものと認めるときは、被告事件について更に判決することができる」と規定しているが、その「及び」というのは右にいう判断の基礎資料の充全なることをたしかめるべき控訴審の手続上の義務を明かにしたものと云うべきである。このことは旧刑訴法四百四十三条、同法四百四十八条の同趣旨なることからも優に知りうるところである。

控訴審は記録及び第一審で取調べた証拠のみによつて第一審判決の判断の不均衡性を指摘しうるが事件についての終局的妥当性をもつ自由な断案を下すことは絶対に許されないのである。

刑訴法第一条に「事案の真相を明かにし」とあること及び刑訴第二百九十八条二項の職権による証拠調の規定からみて以上の理は確かなのである。

(5) 最後に刑事訴訟法における構造の点からこの問題を考えてみる。

現行刑事訴訟法の下では旧刑事訴訟法と異り直接口頭審理主義を強力に保障し、この保障の下において第一審の公判手続がもつとも重んぜられ、審理の全力をこゝに注ぐようにされた。これに反して控訴審においては右の保障はない。第一審手続が重視されるのは、こゝにおいては直接口頭審理がなされるために外ならない。即ち法は直接口頭審理主義が最もよく基本的人権を保障しつゝ、事案の真相を発見することに適わしいものと予定した訳である。故に控訴審が書面審理のみによつて事実及び量刑の点に関して、最終的断案を下すことができると解することは到底不能で

ある。かような権限を控訴審に許すことは裁判所が書面の審査のみによつて国民の基本的権利、自由及び幸福を奪取して宜しいことゝなるのである。これは法思想史的にいつて、近世当初の絶対主義的専制君主制の下における官房主義的裁判手続に迄遡行することを意味する。自然科学において計算のみによつて自然界の法則を知ることができないとして実験を重じたこと、又、生の実相については書物のみによつて理解できず直接体験しなければならないことを悟つた（ファウスト）こと、これらの人類多年の経験に反するものである。

要するに原判決は憲法第三一条違反の判決であつて破棄を免かれないと信ずる。

第二点　原判決は憲法第三七条違反の判決である。

憲法第三七条はすべての被告人に公開裁判を求める権利を保障している。公開裁判とは、当事者だけに公開するというのではなく国民に対し無差別に公開し、この公開された裁判廷において裁判官が直接に取調べた証拠に基いて裁判を受ける権利を有するということである。国民に無差別に公開すればどんな手続で審判が行われても良いのではない。公開裁判とは単に外形でなく、右の実質を伴つたものでなければならない。

即ち秘密裁判では不当な手続で審判が行はれる危険があり、被告人がその救済を求めようとしても主張が困難であるから国民環視の下にガラス張りの中で審判を行い、この危険を防止すると共に左様なことがあつたらこれが救済を求めることができるようにしたものに外ならない。されば憲法第三七条は第一項で公開裁判を保障すると共に、第二項では「刑事被告人はすべての証人に対し審問する機会を充分に与えられ、又公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。」

第三項では「刑事被告人はいかなる場合にも資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」

と規定し、その裏付けをしたのである。

アメリカ憲法修正第六条においても「すべて刑事の訴追において、被告人は……公平な陪審によつて行われる迅速、公開の裁判を受……ける権利を有する。被告人は、又自己に不利益な証人との対審を求め、自己に有利な証人を得るために強制の手続をとり、又弁護人の援助を受ける権利を有する」と規定しており、その「公開裁判」とは弁護人の述べるような内容のものであるを要するとされている。これは略式手続の違憲問題を考えても判る。

即ち被告人から絶対に公開裁判を受ける権利をうばうものであれば略式手続は憲法第三七条に違反するものであるが略式裁判を受けるか否かを被告人の意思にかゝらせ、公開裁判（正式裁判）を求める権利を被告人からうばはなければ違憲でないとされている。

然らば控訴審においても事後審として第一審の訴訟記録を書面審査しただけであつたならば、被告人等に対し公開の法廷において直接事実審査を受ける機会を与えなかつたものであるから、被告事件について新たなる有罪判決をすることは許されない。被告事件について新たな有罪判決をするためには、被告人等に対して公開の法廷において直接事実の審査を受ける機会を与えなければならない。故に原審は第一審判決を破棄して事案について直接事実の審査を為さしむるため事件を差戻すか、又は進んで直接事実の取調をしなければならないのである。然るに原審が第一審の訴訟記録を書面審査しただけで被告事件について更に判決したのは憲法第三七条に違反するものであり、原判決は破棄を免かれないと信ずる。

第三点　原審は量刑不当の理由により第一審判決を破棄した上更に被告事件につき判決したのであるから、原判決は第一審判決を破棄するものであると共に被告事件に対する新なる判決である。

而して刑事訴訟法第三三五条第一項によれば有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならないと規定している。

これは有罪判決に被告人がいかなる犯罪をしたか、その犯罪事実の認定はいかなる証拠によつたものか及びその犯罪事実がどの法律によつて犯罪とせられ刑を科せられるのであるかを明示することによつて裁判の公正を担保せんとするものである。

故に原判決は罪となるべき事実を明らかにし、これを認定した証拠を示し且つ、それを犯罪とし及び刑罰を科する根拠たる法律を示さなければならない。しかるに原審は第一審判決を破棄したのみに止まらず進んで自ら新たに有罪の言渡をなしたにも拘らず、単に「原審認定の事実に法律を適用するに」云々と判示するに過ぎず、罪となるべき事実及び証拠について何等記載するところがない。

しかし刑事訴訟法第三三五条第一項は有罪の言渡が適法なる手続によつて正当になされたことを担保するためのものであり、憲法第三一条の「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命、若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」とする。いわゆる適法手続の保障を訴訟手続の面に具体化した規定に外ならない。

けだし、裁判所は被告人に単に有罪の言渡をなせば足るとするのであれば、それは全く前近代的なかの専断司法と異ならないことになるので、いかなる犯罪事実がいかなる証拠によつて認定されたものであるか、またいかなる法律によつて、それが犯罪とされ、刑罰が科せられるのかを裁判官に具体的に明示させることによつて被告人の人権を保障したものだからである。従つて原裁判は単に刑事訴訟法第三三五条第一項に反するだけでなく、憲法第三一条の刑罰を科するには法律の定める手続によらなければならぬ、とする保障に反するものと云はねばならない。

加之、刑事訴訟法第三三五条第一項の規定を履践せぬ裁判であること自体においても、法律の定める手続によらずして被告人に有罪の言渡をなしたものである。

有罪判決の理由は実体法たる刑罰法規の具体化であり且つ又、その具体化のよつて来た手続の終点を示すものである。

換言すれば刑罰が法律に基くものであることと、刑罰を科した手続が適正になされたこと、を示す明証に外ならない。刑事訴訟法第三三五条はこの意味において憲法第三一条の規定を訴訟手続の面に具体化した規定であり、従つてこの規定を無視した原判決は、憲法第三一条違反の裁判であつて破棄を免かれない。

第四点　原判決には重大なる事実の誤認がある。

原判決は「上告人間庭繁一、同矢富義児、原審相被告人片山国一は共謀して昭和二十七年九月九日益田市大字高津料理店中山鮮子方で、選挙人田中富周外二十六名に対し山本利寿候補のため投票並投票取まとめ方を依頼しその報酬として合計五千四百円相当の酒肴の饗応をなした」旨認定している。

併し

(一)　上告人等が選挙人田中富周外二十六名のものと、右日、右所で同地方改進党支部結成準備のため会合したことはあるが、右会合において上告人らが右候補者のため投票並に投票取まとめ方依頼した事実は全然ない。

証人永田英夫の第一審公判廷証言には、

「問　中山から挨拶のあつた時山本候補の選挙の応援を頼むということがありませんでしたか

答　私は全然聞いてありません」とあり、

その他証人田村良福（記録一二丁以下同じ）、同田村寛一（一八丁）、同斎藤喜雄（一二三丁）、同青木宇三郎（一三八丁）、同伏谷寿雄（一四五丁）、同新井彌三郎（一四九丁）、同桐田宇佐吉（一五五丁）、同岸本半一（一五八丁）、同広瀬林一（一六三丁）、同田根勇義（一七〇丁）等多数の証言がこれに一致しているのである。即ち以上の証人は右会席において上告人らから山本候補の選挙に応援してくれとか、投票してくれとかいう話しは全然聞いたことがないと供述しているのである。はつきり証言しているのである。

右は偽証の制裁を告知される公判廷における供述であり、訊問者は峻厳な検察官である。証言はその数量によつて価値を決することができないが、かように多数人が公判廷で一人々々一致供述していることが虚偽であるなどとは到底考えられないことである。

原判決はこの点において重大なる事実の誤認あるものと信ずる。

(二) 右証人らは警察における取調べ及びこれに引続く検察庁における取調べに対しては、右と相違する内容の供述をなしている。

併しこれは不当な圧迫を受け、ゆがめられたものでしかない。

前掲証人田根勇義は第一審公廷において、

「警察では本日証言したようなことを申上げたのですが取調官は『そんなとぼけたことを云うなら二、三日泊つて貰う』と云つて取上げてくれず、その上『君以外の者は皆事件を認めている、君も認めてはどうか』と申しますので私も取調官の意見に迎合して間違つたことを供述したのであります」（一七三丁）と述べており、

同福原正人も

「それは警察で取調をうけた際他の者はみんなこう云つているがお前がこういうことを云うのはおかしい、違うことを云うなら二、三日警察にとまつて貰うというような口吻をもらされたので、私は警察の思う通りのことを供述……」（一八七丁）と述べており、更に証人田中富周（一二八丁）、同伏谷寿雄（一四六丁）、同永田英夫（一〇六丁）、同澄川久市（一二〇丁）、同広瀬林一（一六五丁）、同桐田久男（一九三丁）、同城市源蔵（二〇三丁）、同岡崎勇も同様の事実を述べている。

又、同大場秀雄は検察官による取調べに際しても誘導乃至脅迫されたことを明らかにしている。

「問　その時の検察官に対する供述と本日当公廷における供述と喰違つているのですがどういう訳ですか

答　それは検察官に取調べられる前に、私は警察で取調べを受けたのですがその時私の供述は、間違つていましたので私は検察官に対し警察で述へたことは間違いですと申しますとそのような嘘を云うと帰えられない、他の者は皆事実を認めているのに君一人反対している等と誘導的な尋問をうけたので私もその検察官の意思に迎合して警察で述へた事と同し事を申し上げたのであります」と述へているのである。

以上のとおり警察官が右証人ら全部に対し、「そんなことを云うと、二、三日泊つて貰う」、「君以外の者はみんな認めているのだ、否認しているのは君一人だ」といつて脅迫し同人らから非任意、虚偽の供述を強要したことは疑いえないのである。

更に右大場秀雄は検察官の取調べに際しても、強迫されたことをはつきり述べている。いうまでもなく警察官が又は検察官が脅迫したか否かは重大な事実である。

かようなことについて、偽証の制裁ある公判廷で故らに嘘を云うはずがないのである。しかも十余人が一致して述へていることである。だから右証人は警察において無理矢理ありもしない事実を述べさせられたということは疑いえないのである。そして前記田中富周の証言によつて明らかなように、検察庁においては警察の調書に基いて取調べられ、その状況において右の者達は、警察で述へさせられたことを訂正し真実を述へる心理的余地をもらえなかつたのである（前記大場秀雄の証言）。検察官調書の内容はこのようにしてでき上つたものである。

脅迫により引出された供述を内容とする検察官供述調書は何ら信憑性なく、これを引用し前記(一)で指摘した措信すべき供述を排斥した原判決には、重大な事実の誤認があり、かつ憲法三八条二項に違反するものであり到底破棄を免れない。

(三) 右のように投票及び投票取まとめ方の依頼をしたことがない以上、他の点を論ずる迄もなく原判決は破棄を免れえないが更に上告人らが右会席参会者二六名の者に対し五千四百円相当の酒肴の饗応をなしたと認定した点も誤りがある。右は各自から会費を集めることとして会食しただけである。

証人細田嘉一の第一審公判廷証言に

「問　その会合に昼食は出ませんでしたか

答　出ました

問　その昼食の費用は誰れが負担するのですか

答　参会者の各自の負担であります」（一三二丁）

「問　会費を出して会食を共にしようと云うことは最初から片山が云い出したことですか

答　それは参会者の中の長尾幾太郎さんが会費を出して昼食を共にしようということを申したところ、片山もそれを諒す。それで私もそれがよかろうと云う意味の発言をしたと思います」（一三四丁）とあり、

証人長尾幾太郎も同公廷で

「（前略）それから午后二時頃になつたので私達から昼食を共にしようということを申したところ、片山もそれを諒として昼食を準備し会食したのであります」（一三三九丁）

と証言しているのである。

証人永田英夫も同公廷で

「問　食事を出して貰うという話しがでたのは何時頃ですか

答　午後一時過ぎ頃だつたと思います

問　片山や間庭はそれまで食事の用意をしていなかつたのですか

答　一時頃になつても食事が出ないので誰れかが出して貰おうぢやないかと発議し、その話が出てから、片山さんや間庭さんが、ばた〳〵されましたからそれまでには用意がしてなかつたと思います」（一〇七丁）

と述べている。

右食事が上告人らの方から出したのでなく、参加者の方から註文し、本件原審相被告人片山がこれを取り上げ、出すこととしたものであることは右各証言のとおりである。更に第一審公判廷における証人田村寛一（一一八丁）、同齊藤喜雄（一一三丁）、同田中富周（一一七丁）、細田嘉一（一三三丁）、青木宇三郎（一三九丁）、同伏谷寿雄（一四五丁）、同新井彌三郎（一五〇丁）、同桐田宇佐吉（一五四丁）等も同趣旨のことを供述している。

又右各証言によれば午后一時頃又は過ぎに右食事の話しが出て、それから註文して二時頃食べることができたとあり、この時間的関係から云つても右食事は、上告人らによつて予め仕組まれたものでないことを裏付けるのである。

更にこの点について注目すべき事実は、上告人矢富が第一審公判廷において

「問　中屋の会合をする前に被告人はその開催の可否を警察に問い合せたことがありますか

答　はい、あります

問　その時の回答はどのようなものでしたか

答　それはやつてもよいが酒食を出すと疑をかけられるといけないから、注意してやつてくれという回答がありました」と述べていることである。（証人細田嘉一の証言―一三五丁―も同旨）

即ち上告人らは右会合をするに際しては特に注意し法に違反しないように会合の日時、場所を警察に通知して開いたのである。かようにして開いたのであるから予め食事を用意することなど考えられないのである。警察は会合について

いわば目を光らすにちがいないからである。

従つて酒食を絶対に出さないようにして貸席主中山鮮子に対して、席場だけ貸してくれるか否かの問い合せをし、その了解をえて会合したのである（証人中山鮮子の第一審公判廷証言参照）。然るに議事が伸び午后十二時を過ぎ更に一時頃となつたため参会者の中で空腹を感ずるものもあつて、前記のような発言をし、茲に各自の費用負担で会食することとなつたのである。只右会食の費用を上告人らにおいて、即座に取り立てなかつたことから当局の誤解を招いたのであるが、それは右会食が始めからの予定ではなく、不意になされたため、会席者で金を持参していなかつたものあり、かつ右会合において参集者全員が改進党に入党したのでその入会金を後日徴集する都合あることとなつたため、それと一緒に徴収すればよいことにして、一応主催者である原審相被告人片山国一が一まとめにして立替払をすることになつた次第である。右食事の意味が叙上の如きものである以上主催者において立替支払つたとしてもそれは何ら不法でないこと明らかである。

(四) 上告人らが右会食の代金を即時に徴収しなかつた点において、不行届があつたと仮定し、そして原審相被告人片山において右代金を一括立替払いをなした点において捜査機関の疑念を招いたのは遺憾であるが、更に一歩突込んで考えるならば、右の点についての片山の内心の意思がどうようなものであつたにしろ本件の如きは、実質的に違法といいうる程のものでないと解すべきである。

何故なれば、

(1) 右会合は証拠によると、午前九時頃から開かれる予定であつたと認められる（参会者中田村良福、岸本半一などは、午前八時半頃から九時頃迄の間に右席に集つている。――記録一一二丁、一五七丁）。従つて右会合はせいぜい午前中一杯で終る予定であつたと知られるのである。

(2) 然るに他の参集者の時間を厳守しない、ふしだらな集り方のため、結局午前十時半頃から会が開かれ、従つて議事は予定時間を過ぎて午后一時過迄も及んだので、参会者側で食事を出してくれと要求するものが出たので、主催者側としては成行上食事を用意せざるをえないこととなつたのである。

事情がこのようなものとすると日本社会、殊に本件の如き地方都会の一般風習として主人側において食事の世話をすることは社交上当然の礼譲であり、これを受ける来客側も当然のこととしてこれを受取り、これを以つて何らかの為にする意思あつての御馳走、即ち饗応などとは到底考えないと思われるからである。

(3) 勿論この場合、敢えて散会しようとする会衆を無理に止めて御馳走したとか、出された御馳走が昼食程度のものを超え歓楽を伴うものであるとかの事実があれば格別であらう。然るに右前者の事情についてはこれを覗うに足る何等の証拠はなく、後者、即ち食事の内容は僅か二、三品に銚子一本付いたというものでしかなかつたのである。（記録一一三丁）

(4) 更に右参会者は（平生から上告人等、殊に原審相被告人片山国一と親しい間柄のものばかりで、かつ全員熱心な改進党支持者であつたとの事実。（記録一四二、一九〇、一九一、二一七丁参照。）

(5) 参会者はすべて各村町の幹部級の人達ばかりであり（記録二二二丁）中には、バスに乗つて、わざ〳〵出かけてきたものさえいる（記録一〇二丁）との事実を勘案するならば、思い半ばにすぐるものといえるのである。

繰返して述べると、来客者に対し、主催者側の責に帰すべき事情（来客者が時間にきつちりと集合しなかつたため会議が延びたことは、とりもなおさず主催者側の責任とみなされる）のため、正午を超えて空腹を感じさせた場合二、三品の料理付食事を提供するのは当然のことなのである。

一般世人も又単なる一個の礼儀と考えるにちがいないのである。

原判決がこれを単に理窟を以つて、上告人等が右参会者に対し、投票依頼するための（投票依頼した事実のないことは前記(一)(二)に認定したところであるが仮りに原判決認定の事実どおりとしてもである）饗応と断定したのであるが、到底社会通念に反し余りに社交的情誼を無視するとの非難を免れえない。（美濃部達吉氏・選挙罰則の研究、昭和十二年二一一頁御参照。）

従つて右昼食の提供は、実質的に少しも違法なものでない。これを違法とし上告人らに刑罪を科した原判決は不当であつて破棄を免れえない。

(五) 仮りに以上の主張が理由ないとしても、右会合は原審相被告人片山国一が主催者であり、上告人間庭、同矢富は単に右会席に参加しただけであり、刑事責任上、単に幇助の責を負うのみに過ぎない。

証人永田英夫の第一審公判廷における供述によるも

「問　会合は誰の主催でしたか

答　よく判りませんが片山さんが挨拶していたので、片山国一さんの主催と思いました」

とあり（一〇三丁）、その他の証人の各供述部分（一一一丁、一一二丁、一一六丁、一二二丁、一三二丁、一三七丁、一八四丁、三三二丁、三三八丁、一九〇、二一六丁）に照して明らかに右会合は片山において同人名義で参会者に招待状を出し、会席でも片山が一番の上座に座り開会の挨拶をし、議長格として議事を進め前記会食の動議を取上げ可決し、会食の立替費も右片山が支払つているのである。

これに対し上告人矢富は、何等右会合において積極的な役割をつとめていない。むしろ傍観者的態度に終始している。前記各証人の証言中にも右矢富については全く触れていないのである。

更に前に証拠を引用して指摘した如く右会合を開く前に警察の了解を求めその指示に従つて酒肴を出さず只会合するのみに止めるよう主催者片山に勧告したのも右矢富である。故に上告人矢富は仮りに有罪とするも幇助罪の責を負うのみであり、これを共同正犯とした原判決には事実の誤認があるか法の適用を誤つたものとして破棄されなければならない。

上告人間庭も右同様の理由により仮りに有罪とするも幇助者にすぎない。同人の右会合においてなした役割というのは単に会食の際、各参加者に請求書を配つたのみであつて、そしてこれは前記片山に命じられ、その意のまゝに行つたのみである。その会席における座席も前記各証人の証言中に全く現われていない位なのであるから、末席に坐していたにちがいないのである。公職選挙法の饗応罪は被告人が自己の金銭又は自己において自由処分を委せられた金銭を主体的に他人に饗応する目的で使用する場合でなければならぬ。これは同法二二一条第一項中第一号と第六号とが区別されて夫々独立の構成要件とされている点から充分知りうるのである。

そして本件において右主体的地位にあつたのは片山国一である。

上告人間庭はせいぜい右片山の手足として使用された幇助者にすぎない。

この点を看過した原判決は不当であり、法律の適用を誤つたものとして破棄を免れない。

第五点　原判決は上告人波佐本に対し、

「同人は昭和二十七年九月九日前記中屋において前記片山等より前記山本候補の為投票及び投票取纏め方依頼を受けその報酬として各金二百円相当の饗応を受け」との事実（第一審判決理由第一(三)）を確定しているが、右会合に際し右の如き依頼を受けたことは絶対にないこと、況んやその報酬として右饗応を受けたものでないこと、右の際会合者で任意に会食したにすぎないこと、そして仮りに右の如き依頼があつたとしても右食事は饗応でなく来客に対する主人側の好意の表現たる昼弁当であるにすぎないと認むべきことは前段において論定したところであり、従つて被告人波佐本がこれを食べた

としても、何ら罪とならないと云はなければならず、これに反した原判決は著しく不当であつて到底破棄を免れない。

第六点　原判決は重大な事実の誤認がある。

原判決は上告人矢富に対し「被告人矢富は昭和二十七年九月二十三日頃益田市大字上吉田喜久家旅館において山本候補の選挙運動者大島六次郎より同候補のため選挙運動をなしたることの報酬として現金千円の供与を受け」たとの事実を確定している。（第一審判決第六(一)）

しかし、被告人矢富において、右金員を受け取つた事実はあるが、これを自己の所得として享有するの意思を以つて受け取つたのではない。そのような事実を認めうべき証拠は全然ない。同人は同地方の富裕な実業家であり現に益田殖産工業株式会社の社長である（検察官の控訴趣意書参照）。この経済的境遇に照しても同人が僅か千円札一枚を選挙運動の報酬として受けとつたということは経験上考えられないのである。事実被告人矢富が大島より提供された右金員を、即時そのまゝ、側にいた間庭に供与しているのである（第一審第六回公判期日における矢富の供述参照）（第一審判決理由第六(二)）。又矢富の検察官に対する第二回供述調書五項には「私としては大島が私の労をねぎらう為にくれたのでありますが、一旦受取りましたが、選挙の手伝いとして報酬をえようなどとは考えていませんでした云々」と述へている。

即ち同人は右金員を報酬として受けとつたのでなく、平生から小遣銭に困つていると洩していた間庭に、それを得しめてやるために受けとつたのにすぎないのである（尚間庭の検察官に対する第一回供述調書第八項参照）。換言すれば、間庭がその際居らなかつたならば、矢富は右金員を受けとらなかつたにちがいないのである。原判決はこの点を看過し、罪とならない事実を罪とする違法を犯したものとして到底破棄を免れえない。

第七点　原判決は「被告人間庭は、昭和二十七年九月二十三日頃、竹内清方で原審相被告人片山国一が被告人波佐本に対し山本候補の為投票取纒の選挙運動を依頼し、その投票買収資金として金三千円を交付するに当り、その情を知り乍ら之が

仲介を為し以つて其の周旋をなし」との事実（第一審判決理由第四(三)）を確定しているが、被告人間庭は周旋をなしたことはない。

即ち右第一審判決の確定したところによれば、右波佐本は右日時以前である同月九日、同市料理店中屋において右片山国一等より投票取纒方の依頼を受けその報酬として二百円相当の饗応を受けている事実が存在しているからである（同判決理由第一(二)）。即ち前記金員の交付者と交付を受けるもの、即ち右片山と波佐本とはすでに互に前記山本候補の為投票取纒をなすことについて意思相通ずる関係におかれているのである。とすれば、この両者間の金員授受を周旋するということは、全然考えられないことに属するのである。周旋とは世話をすること乃至とりもち、きもいりという意味である。（大言海）

即ち甲と乙とが互に意思未疎通の状態にある場合に丙なるものが、甲、乙間に立つて意思を疎通せしめることである。本件事案について云えば交付者と被交付者との間に立つて金員交付についての合意を成立せしめるの行為がなされたのでなければならない（美濃部氏・前掲三二六頁）。然るに本件全証拠によつても、この意味の周旋を被告人間庭がなしたとの事実は認められない。単に間庭は波佐本の使者となつて片山のもとにゆき、右金員を受取りこれを波佐本に届けたものにすぎないのである（間庭の検察官に対する第一回供述調書九項）。この点においても原判決には事実の誤認あり若しくは法律の解釈を誤つたものとして破棄を免れえない。

第八点　原判決の上告人矢富に対する量刑甚しく重きに過き、著しく正義に反するものと信ずる。

一、上告人矢富の犯罪事実として原審が認定した所は、

(一)「被告人矢富は原審相被告人片山、同間庭と共謀し、料理店中屋において選挙人二十七名に対し、投票及び投票取纒め方依頼し、その報酬として合計金五千四百円（一人当り二百円）相当の酒肴を饗応した。」（第一審判示第一(一)）

(二)「被告人矢富は昭和二十七年九月二十二日頃、喜久家旅館において山本候補の選挙運動者大島六次郎より選挙運動をなしたことの報酬として千円の供与を受けた。」

(三)「被告人矢富は右同時同所において、間庭繁一に対し、選挙運動をしたことの報酬として千円を供与した」というにある。

二、先ず右(二)(三)の事実を検討するに被告人矢富は、(二)において大島より貰つた金をその場で右から左に間庭に与えた、これが(三)の事実である。

被告人矢富の検察官に対する第二回供述調書五項に「私としては大島が私の労をねぎらつてくれたものでありますが、一旦受取りましたが選挙の手伝として報酬を得ようなどと考えていませんから大島が後を向いた際間庭に取つてやるけと云つてやつてしまいました。

此の時は日中でありましたが別に用事があつて行つたのではなく大島の常宿になつている『さくや』へ雑談しに行つた際のことであります（中略）。大島も気軽な気持でくれたものと思います」とあるとおりである。（尚記録四六一丁、六六一丁参照。）

かつ、右供述によれば(二)の事実について、上告人が自己の利益のために受けとつたのでないこと明らかであり、これを間庭に供与したのも何等格別の意図あつてなしたのでない。

上告人が雑談をしに大島の所に尋ねた際間庭がきていたが、同人から少し小使銭をなんとかしてくれないかと云はれていたのを思い出して大島から不図差し出された千円札をそのまゝ間庭にくれてやつたのである。

故に実質においては金は大島から間庭に移つたにすぎないとみるべきであつてその刑責は極めて稀薄といはなければならない。

三、前記(一)の事実についてみるに右はそも〳〵同志の会合（全員改進党に入党している）の際出された昼食（一人前二百円）が問題とされたに過ぎない。そしてこの程度のものは云はば社交上主人側における好意の表現にすぎないものであること、すでに論定したとおりである。

而も上告人は右会合を開くに際し予め警察当局に伺いを立て、法にふれないように注意し、食事などは一切出さぬよう前記片山、間庭らに忠告したのであつたが、他の者の異議があり、已むなくこれに従つたのである（検察官に対する矢富の第一回供述調書八項）。会食とすれば問題はないと他の者から云われたからである。

右会食に際し費用各自分担することに仮装したと検察官が主張する請求書の件にも全然上告人矢富は関知していないのである。（右請求書は検察官が主張する如き「カラクリ」であることは否認するが、たとえそうであつたとしても上告人はこれを関知しないことは同人の検察官に対する第二回供述調書第二項中段の記載によつても明白である。）

かようにして開かれた右会合において矢富は何等積極的な言動の一つだにしてないことは、前記第四点において論定したところである。

右上告人は単にその人望、地位の故に、上座に座わらせていただけである。従つて右事実における同人の作為は極めて受動的、形式的なものである。

四、右上告人が選挙運動をしたのは、本件選挙において始めてなのである（検察官に対する同人の第一回供述調書七項中段）。同人が日頃から二宮尊徳の精神を体得して地方自治に尽力し人望があり、自らも改進党の政策、風紀に賛成していたため、幼少時代からの友人山本候補の選挙運動者大島六次郎から熱心に勧誘されることとなり、運動に加つたのである。云はば全くの素人であり、所謂選挙ブローカーと同日に談ずることできないのである。

特に弁護人として強調しておきたいことは全くの素人のため何気なく他の抜目のない輩のため、かおをとられ、その

結果本件犯罪事実を犯したものだということである。むしろ過失行為である。況んや違法性の認識はなかつたのである。

検察官は右上告人に改悛の情がみられぬと主張したが右上告人は前記の如き些細な過失行為について、数日も勾留され脅迫されその上に不当な刑罰を科せられたため、むしろ公憤を感じているのである。

「かような僅少なことで処罰を受けることは私自身非常に残念であり、遺憾に堪えません」（記録六六一丁）と述べているとおりである。

五、同人は地方有数の実業家であり、二宮尊徳の教を信奉し、余力を以つて地方自治功労者として表彰され、農林大臣から農村経済会議に招待されたこともあるのである。当年五十一才である。選挙法にふれたのは今回が第一回であり経歴から云つても再犯の虞はないのである。

以上のような次第であるのに原判決は右上告人に対し、罰金一万五千円、追徴金千円の刑罰を科した上、同人を公的生活から葬らんとする公権停止の大苦痛を与えたのは甚しく苛酷であり、正にこれを破棄しなければ正義に反する場合である。

第九点　原判決の上告人間庭繁一、同波佐本に対する刑の量定は甚しく重きに過ぎ、失当である。

一、上告人間庭は、その犯罪事実中第一審判示第一の㈠については、その会合の主催者は原審相被告人片山国一であり、上告人は単に平生から片山の知人大島六次郎から世話を受けていたため、その厚誼に報いるため右会席において片山の指示をうけて、事務的な仕事を扱つたにすぎない。

他の犯罪事実については、すべて同人が大島の恩義に報いるため自分の仕事と金を投じて、奉仕したその実費に充てるため貰つたにすぎないのである。即ち動機において純であり、金額も些少なものであり、行為の態様において受動的

なものである。然るに原判決は同人に対し罰金二万円、追徴四千五百円の刑を科した上、更に同人より公権を剝奪したのは著しく苛酷であり、正義に反するものといわなければならない。

二、上告人波佐本に対する犯罪事実中前記中屋において他の二十六名の選挙人と共に前記片山国一等より、二百円相当の食事を提供された点は殆んど違法と云えない程度のものである。

前叙したように、右は、平生改進党を支持する同志の集いであり、それが他の客達の遅刻のため、午前中で終了せず午后一時過ぎとなつたため、主催者側から来会者の空腹しのぎに提供された昼食を戴いたというだけのことである。

同人の検察官に対する第一回供述調書十二項に「私としても自分だけ席をたつて帰る訳にゆかないので私はすでに昼食を食へてありましたが料理や酒を少し頂いて帰りました」とあるように、かような場合、同人に食べないで帰ることは社会通念上到底期待し得ないという外ないのである。右供述にあり、従つて昼食を家庭でとつた上右席に臨んだのである。

即ち始めから饗応を受ける意思など全然なかつたのである。

その他の犯罪事実についても、いづれも金額は些少であり、これによつて公明選挙を害し政界を汚濁せしめる程のものでは決してないのである。

以上のように原判決の刑の量定は甚だ重きにすぎ、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと信ずる。

以　上

昭和二九年(あ)第三七三一号

被告人矢富義児

弁護人和田珍頼の上告趣意

第一点　原判決第四矢富関係の一、に就て

原審は「前記第一、被告人片山関係の一の場合と同一の趣旨に帰するから右事項につき既に説示したところを茲に引用する、よつて和田弁護人の論旨は採用することが出来ない」と判示されてゐますが和田弁護人の控訴趣意書に依れば被告人矢富は当日の「饗応」なるものについて協議にあづかつた事跡は全くない点を指摘し尠くも同被告人には饗応について の犯意がないのみならず之れを立証する証拠もない旨を主張してゐる。（控訴趣意書二、の末尾「況んや被告矢富は食事の準備にも領収証のことにも全く無関係であつてこれらのことに通謀したとせらるべき根拠は全記録を通じて之れを認め得られない。」旨の記載御参照）

右に依れば被告人片山の控訴趣意に対する判断のみを以て矢富の控訴趣旨に対する採否を決定し得る道理がないのであつて右の如き原審の判示は矢富の控訴趣旨に対する判断を遺脱してゐる不法があると云はねばなりません、勿論右判断を遺脱された点についての判断如何は罪の成否に関する重大な事項であります。

矢富は当初から法違反の疑をうけるやうなことがあつてはならぬとし、警察署に問ひ合せを行ひ（第一審裁判所が警察署から取寄せられた証拠書類御参照）その結果として中山鮮子に「食事なしで会場を貸して貰へるか」と照会し快諾を得て会場を右中山方とした（中山鮮子の検察官に対する供述調書御参照）原審はたゞ同人の証人調書のみを参照されてゐるけれども同人の供述の信否乃至意味合ひを判断される為めには右警察署からの取寄書類並に鮮子の検察官に対する供述調書と共に検討される要があると考へます。

当日の食事は定刻を過ぎても食事が出ないので出席者中から要求があり俄かに片山、間庭等が矢富には何等諮る処なく用意したものであり此のことは前記証拠並に第一審法廷で調べられた証人全員の証言に徴して瞭であります。

即ち原審は控訴の趣旨に対する判断を為さず判決に影響を及ぼすべき重大な事実を誤認されたものであつて破棄を免れないものと信じます。

第二点　原判決第四、矢富関係の二に就て

原審は「矢富が間庭に渡した金一〇〇〇円が同一の機会に於て大島から受け取つた金一〇〇〇円と同一」であることは認めるけれ共夫れは矢富が大島から貰ひ受け、更らに独自の立場で間庭に与へたものである、即ち「同一場所」で「同一日時」――つまりその場での同一千円ではあるが矢富は「供与をうけた」罪と「供与した」罪とを各、別個に犯したものであると判示されてゐるのであります。

右は「机上の観念」的な考へ方であつて甚だ実際的でないと考へられるのであります。

第一に右の如き場合矢富に領得の意思があつたかといふ問題であります、大島の居る「その場」ですぐに間庭へ押しやつたと云う事実の裡にその金員を自己の利益に享受する意思が認められるかといふ問題であります。第二にかゝる経過のうちに「大島六次郎から受取つた」といふ事実を観念するのは余りに非常識ではないかといふ問題であります、第三に夫れは自己に貰ひ受けることを辞退し間庭に貰ひうけしめたと見ることが実際的ではないかといふ問題であります。

即ち原審判決には判決の結果に影響する事実誤認があり而も右誤認は社会の常識とは相容れ難い理由に由るものであつて一般の正義感と矛盾するものと謂はねばなりません。

第三点　被告人矢富は青年の頃から二宮尊徳の教へに深く心をひかれ報徳社に加盟して農村の振興に身を挺して尽力し昭和十五年には居村の助役昭和十七年には居村の村長並に村農会長に挙げられてゐます、昭和二十年には大日本報徳社から

「講師に任」せられて居り篤農家として与望の高い者であります（被告人の警察官、検察官、公判に於ける供述中経歴に関する部分並に弁護人提出の情状に関する書類御参照）

即ち大島から旅費の一部として千円の供与があつても経済力のない間庭へゆづつて自己には受領せず中山鮮子方の会合にも違反になることを慢れて警察に打ち合せるなどその人柄を証するものであります。

かゝる人物の右の如き事実（夫れが有罪としても）に対し本件の量刑特に選挙権被選挙権を停止せられることは著しく社会の道義感正義感に反する失当な量刑であると云はねばなりません。

以　上

昭和二九年(あ)第三八九六号

判決

本籍並びに住居　茨城県行方郡要村大字小幡六二二番地の一
農業　千ケ崎惣平
明治二〇年二月二〇日生

本籍並びに住居　同所
農業　千ケ崎惣右衛門
大正四年一一月五日生

本籍　同県同郡津澄村大字中根一七五番地ハの一
住居　同県同郡同村大字繁昌二一八番地
医師　真家国武
明治三一年一二月二五日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字山田一二六三番地
無職　大里宗三

昭和三〇年三月三一日判決　昭和二九年(あ)第三八九六号

昭和三〇年三月三一日判決　昭和二九年(あ)第三八九六号

本　籍　同県同郡武田村大字内宿六五番地
住　居　同県同郡同村同大字三〇番地の五
武田村長
高　柳　庄　次　郎
明治三三年六月三日生

本籍並びに住居　同県同郡太田村大字根小屋六四六番地
農　業
小　沢　藤　一
明治一九年一二月一九日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字矢幡五二番地
農　業
小　貫　平　蔵
明治二二年五月一一日生

本籍並びに住居　同県同郡秋津村大字青柳三七〇番地
農　業
海　東　市右衛門
明治三〇年二月九日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字借宿五一番地
農　業
二　重　作　仙　太　郎
明治三二年八月三〇日生

本籍並びに住居　同県同郡要村大字小幡九一五番地の一
農　業
武　田　英　雄
明治一九年四月三日生

本籍並びに住居　同県同郡大和村大字宇崎二一七番地
大和村長
小　峰　新　治
明治二五年二月一日生

本籍並びに住居　同県同郡同村同大字二二四番地
農　業
高　野　通
明治二六年二月一七日生

本籍並びに住居　同県同郡大生原村大字水原五八四番地
米穀商

昭和三〇年三月三一日判決　昭和二九年(あ)第三八九六号

昭和三〇年三月三一日判決　昭和二九年(あ)第三八九六号

四

本籍並びに住居　同県同郡大和村大字宇崎四三三番地
農業　今泉久
明治二一年二月二八日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字小牧五三三番地
農業　矢口彌
明治四二年一〇月二五日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字籠田八五番地
農業　宮内善重
明治三四年八月二五日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字新宮四七六番地
農業　柏葉維新
明治二四年二月九日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字岡一三八番地
農業　星野晨
明治三〇年一月一三日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字天掛一九六番地
農業　箕輪繁雄
明治三七年三月二〇日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字四鹿八一六番地
農業　菅谷万衛
大正五年七月三〇日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字白浜三六七番地
農業　金田直喜
明治三五年三月一六日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字青沼八七四番地の四
家畜商　荒野市衛
明治三五年一二月一八日生

昭和三〇年三月三一日判決　昭和二九年(あ)第三八九六号

五

本籍並びに住居　同県同郡要村大字行戸二九番地の一
農業　横山鶴造
明治三六年八月一七日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字北高岡一七四番地
農業　塙正雄
明治二八年一一月一日生

本籍並びに住居　同県同郡太田村大字矢幡八三四番地
農業　石橋与四郎
明治二一年四月一四日生

本籍並びに住居　同県同郡同村同大字九一一番地の一
太田村収入役　関武男
明治三七年一二月三一日生

本籍並びに住居　同県同郡同村同大字九一一番地の一
太田村収入役　根本清
大正九年七月二五日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字石神一二九五番地
農業　新堀恒徳
明治三四年一〇月一八日生

本籍並びに住居　同県同郡同村同大字七三七番地
農業　山野彌之助
明治三八年二月一五日生

右の者等に対する公職選挙法違反被告事件について、昭和二九年一〇月一四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人等二八名弁護人渡辺泰敏の上告趣意第一点は、公職選挙法二五二条一項三項の違憲をいうが、同条が憲法一四条、四四条に違反しないことについては、昭和二九年(あ)四三九号、同三〇年二月九日大法廷判決の示すとおりである。同第二点は、量刑の非難で、刑訴四〇五条の上告理由に当らないし、また、記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和三〇年三月三一日判決　昭和二九年(あ)第三八九六号

昭和三〇年三月三一日判決　昭和二九年(あ)第三八九六号

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤　悠輔

裁判官　真野　毅

裁判官　岩松　三郎

裁判官　入江　俊郎

昭和二九年(あ)第三八九六号

弁護人渡辺泰敏の上告趣意

右の者等に対する公職選挙法違反被告事件について左記のとおり上告の趣意を上申する。

被告人　千ヶ崎惣平　外二十七名

第一点

一、原判決は、第一審の「被告人中、千ヶ崎惣平、千ヶ崎惣右衛門、真家国武、大里宗三、高柳庄次郎、小沢藤一、小貫平蔵、海東市右衛門、二重作仙太郎、武田英雄、小峯新治及び今泉久の十二名に対し、各三年間刑の執行猶予の言渡をし、又、高野通、矢口彌、宮内善重、柏葉維新、星野晟、箕輪繁雄、菅谷万衛、金田直善、荒野市衛、横山鶴造、塙正雄、石橋与四郎、関武男、根本清、新堀恒徳及び山野彌之助の十六名に対しては公職選挙法第二百五十二条第三項の規定に則り、同条第一項の期間を一年間に短縮する旨の言渡をし、前記被告人千ヶ崎惣平外十一名については、いづれも執行猶予中の期間、被告人高野通外十五名については、いづれも一年間、選挙権及び被選挙権を有しないこととなる旨」の判決を容認している。

しかしながら、公職選挙法第二百五十二条の第一項第三項共に憲法に違反するものと信ずるから、刑事訴訟法第四百五条に依り原判決の破棄を求めるものである。

二、前記両条項が憲法第十四条、第四十四条の大趣旨に背き憲法に違反するものであることは、原審に提出した控訴趣意書第一点において詳述したとおりであるのでこれを援用する。

三、殊に、選挙犯罪に因る処刑者の選挙権、被選挙権を停止せしむることは、憲法前文第一項及び憲法第一条に宣示する

国民主権の一時的剝奪であり、主権の行使の停止に外ならない。旧憲法のもとにおいては、主権は天皇にあつて、選挙権も被選挙権も天皇によつて附与せられていたに過ぎない。

従つて、これらの権利も、特別の事情がある場合には、主権者がこれを停止若くは剝奪すること固より差支えない所である。然れども、前述の如く、新憲法は、主権が国民に存することを宣言している。国民は主権者であり、この主権は、代表民主制の原則により「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて」行動する。

すなわち、衆、参議院議員、地方の議員その他公務員の選挙を通じて国政に参与し、主権を行使する。従つて選挙権が、主権の存する国民の一員としての唯一の参政権であり、これを停止することは、国民主権からの追放である。公職選挙法が、選挙に関する犯罪を犯した者に対し、選挙権及び被選挙権を停止することを得る旨を規定しているのは、旧憲法当時における天皇主権者の思想の残滓であつて、明らかに新憲法の前記法規に違背するものである。

四、昭和二十九年十二月八日法律第二〇七号をもつて公布された「公職選挙法の一部を改正する法律」第百三十七条の三は、選挙犯罪を犯して処刑された者に対し、選挙運動をすることを禁止している。選挙の公明並びに粛正上至当の規定というべきであつて選挙犯罪に因る処刑者にこの程度の制限規定を設けることは、もとより当然の措置ではあるが、さりとて前述の如く、選挙権及び被選挙権を停止することは、憲法上到底容認されないことと信ずる。

第二点

原判決は、刑の量定が著しく不当であつて、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認める。

本件被告人等は、いづれも夫々重要なる公職にあり村としては欠くことのできない人物である。殊に被告人等は、昭和二十七年十月施行の総選挙に際し、憂国の至情より、時局重大の折、国家的人材である内田信也の政界復帰を念願して行動したものであつて、そこには一片の私心だになく、情状において洵に憫諒すべきものがある。性格、経歴、境遇等を斟

酌すれば、更に軽き刑を以て処断するを適当と思料する。

原判決においては、被告人等のうち高野通外十五名に対し、公職選挙法第二百五十二条に則り同条第一項の五年の期間を短縮をしているものの、同条第一項の規定を適用しないとする宣告をしておらないが、本件被告人等の前掲諸般の情状に鑑み、全員に対し、公職選挙法第二百五十二条第三項の裁量権を全面的に発動して同条第一項の規定を適用しないとする宣言をなすべきが至当であつたと考える。

よつて、原判決の被告人等に対する量刑並びに前記第二百五十二条第三項の宣言は、いづれも不当であつて、これを破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。御当審において、是非とも、刑事訴訟法第四百十一条の職権を発動されんことを悃願する次第である。

以上

昭和二九年(あ)第三九二三号

決　定

本籍並びに住居　佐賀市西田代町八八七番地の一〇
共立殖産株式会社々長
山田明明
明治三九年二月一〇日生

本籍並びに住居　佐賀県杵島郡北方町大字大崎一六五五番地
農業
松本三夫
明治三二年一〇月二八日生

本籍並びに住居　佐賀県杵島郡福富村大字福富三四三〇番地
農業
久原耕蔵
明治三一年四月五日生

右に対する各公職選挙法違反被告事件について、昭和二九年一一月一三日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三九二三号

昭和三〇年三月三一日決定　昭和二九年(あ)第三九二三号

二

理　由

被告人三名の弁護人中村又一の上告趣意は違憲をいうが、公職選挙法二五二条一項所定の選挙権、被選挙権に対する制限は、同条項所定の裁判の確定により法律上当然発生するものであり、裁判により形成される効果ではないから、論旨は原判決に対する攻撃ではなく、上告理由として不適法である。（なお、昭和二九年(あ)四三九号、同三〇年二月九日大法廷判決参照）

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　入江俊郎

裁判官　真野毅

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

昭和二九年(あ)第三九二三号

弁護人中村又一の上告趣意

右の者等に対する公職選挙法違反被告事件につき昭和二十九年十一月十三日福岡高等裁判所第三刑事部の言渡した有罪判決に対し、さきに上告の申立をいたしましたが、その理由を左記に具陳して最高裁判所の御裁判を仰ぐしだいであります。

一、本件は、第一審において「被告人山田明は懲役十月に、同松本三夫及び同久原耕蔵は各懲役六月に処す。但し被告人等に対しいずれも本裁判確定の日より各一年間右刑の執行を猶予する。被告人山田明より金三十四万四千九百六十五円を、同松本三夫より金八万円を、同久原耕蔵より金十八万円を各追徴する。」旨の判決があつたのであります。しかもその主文においては、これら三名の被告人に対し、公職選挙法第二百五十二条第一項の選挙権被選挙権を有しない旨の規定を適用しないことの言渡がなされなかつたために、本件の被告人等は、いわゆる公民権の行使を停止される身分とならざるを得ないのであります。被告人等は第一審の事実認定及び法律の適用につき当然これを不服といたしまして控訴を申立てました。

しかるに、第二審においては、第一審判決につき破棄すべき事由がないとして刑事訴訟法第三百九十六条により、控訴を棄却するに至りました結果、この第二審判決がこのまま確定せられるにおいては、被告人等三名は、その裁判が破定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、選挙権及び被選挙権を有しないこととされてしまうのであります。（公職選挙法第二百五十二条）

被告人　山田明

同　松本三夫

同　久原耕蔵

二、さて、第一審判決の事実認定及び法律の適用について判決に影響を及ぼすべき重大な誤りが存在し且つ刑の量定の不当であることは、すでに控訴趣意書に詳述してある通りでありまして、さればこそ控訴の申立がなされたのでありますが、いかんながらこの見解は第二審の容れるところとはなりませんでした。しかしてこの第二審の事実の認定、法律の適用及び刑の量定は、本申立人の到底承服し得ないところなのであります。しかしながら、問題はすでに上告審の段階に移るに至つておりますので、こゝではもつぱら憲法違反の裁判であることを明かにして原判決の破毀を求めたいと考えるのであります。

三、すなわち、こゝに問題とすべきことは、公職選挙法第二百五十二条の規定と憲法第十五条の規定との関係であります。単的に結論を提示するならば、公職選挙法第二百五十二条が、被選挙権を有せしめないとする点はしばらく別論といたしましても、すくなくとも選挙権を有せしめないことを規定した部分は、憲法違反の立法であるが故に無効であり、その無効の法律を適用して被告人等に対し選挙権の行使を停止しようとする原判決は、明かに憲法違反の判決であると断ぜざるを得ないのであります。

申すまでもなく、憲法第九十八条は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」ことを定めております。しかも、選挙権たるや、憲法第十五条第一項において、「国民固有の権利」であることを明定し、何人よりも奪われることのない権利であることを憲法によつて保障しているのであります。かくの如く、選挙権は、いわば一個の基本的人権であると観念することができると信ずることができるのであります。もとより、憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられているのであります。（憲法第十一条）従つて、これは、憲法第九十七条によつて「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果で」あり、「これらの権利は、過去幾多の試煉に堪へ、現在及び将来の国

民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」であることを規定するに至つたのであります。果して然らば、この権利を法律によつて奪うことは憲法の許さざるところであり、その法律の規定は憲法に違反するが故に当然に無効であるとしなければなりませぬ。論者あるいは、憲法第四十四条に「選挙人の資格は、法律でこれを定める。」とあることを引用して、わが公職選挙法が特定の国民を対象として選挙権を有せしめないことを定めることも違憲ではないとなすことも予想されるのでありますが、これは、公職選挙法第九条において、「日本国民で年令満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」との根本原則についてはじめて言い得ることであつて、いやしくも選挙権を有する国民からこれを奪うがごときことは憲法第四十四条の関するところではないのであります。このことは、すでに述べた通り、憲法が、「国民固有の権利」として規定しているところによつて争う余地はないと信ずるのであります。

四、原審は、この点に深き省察を加えることなくして慢然と従前の事例を踏襲し、公職選挙法第二百五十二条の合意、有効性について何等あやしむところなくこれを解釈適用しているのでありましてこゝに憲法違反の判決が現出するに至つたことは当然の帰結と申すべきでありましょう。しかしながら事は憲法に関する重大案件であります。この判決が正に刑事訴訟法第四百五条第一号に該当しその結果として被告人等に対し不当の制裁を加えるに至つたものであることは一点の疑いがありませぬ。本件上告申立の理由は実にここに存するのであります。

よつて、よろしく最高裁判所におかれては、よく以上の趣旨を理解せられ、厳正に憲法を解釈適用して、従来のこの種裁判の過誤をたゞされんことを、法と正義と民主主義の名において要望してやまないしだいであります。

以　上

事件番号	事件名	当事者氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	頁
昭和二四年(れ)二五一三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	吉田勝美	昭和三〇年三・一六	大	棄却	仙台高	四四五
昭和二五年(あ)一七八八	公務執行妨害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	張命易外七名	三・二五	二	棄却	札幌高	七四五
昭和二六年(あ)二三四七	貸金業等の取締に関する法律違反	辻口忍	三・二五	二	棄却	札幌高函館支	七五三
昭和二六年(あ)二七〇五	詐欺	尾柏純雄	三・二二	三	棄却	名古屋高金沢支	六二五
昭和二七年(あ)三四八	貸金業等の取締に関する法律違反	及川今朝治郎	三・二五	二	棄却	札幌高函館支	七五七
昭和二七年(あ)六九七	農業団体法違反農業協同組合法違反	田巻恒彦外一名	三・一六	大	棄却	東京高	四五三
昭和二七年(あ)二〇五五	公務執行妨害、昭和二四年埼玉県条令第四三号違反、傷害、住居侵入	栗城勝雄外四名	三・三〇	大	棄却	東京高	八八七
昭和二七年(あ)六三五二	貸金業等の取締に関する法律違反	飯塚常治	三・一一	二	棄却	東京高	三五五
昭和二七年(あ)六六四九	職業安定法違反労働基準法違反	浅倉喜助	三・九	二	棄却	東京高	二二九

昭和二八年(あ)	一二三	関税法違反、公文書原本不実記載	中	村	良盛 外一名	三・二二	三	乗	却	福岡高宮崎支	六三五
昭和二八年(あ)	八〇六	麻薬取締法違反麻薬取締規則違反	稲	垣	行夫 外三名	三・二九	三	乗	却	大阪高	七九三
昭和二八年(あ)	一八二二	貸金業等の取締に関する法律違反	佐	伯	秀雄	三・一	三	乗	却	福岡高	一
昭和二八年(あ)	一八四〇	関税法違反被告事件につきなした押収物売却許可申請	上	野	若松	三・一八	二	許	可	最高裁	五八九
昭和二八年(あ)	一八九八	放	火	江	端一七	三・一	三	乗	却	名古屋高	五
昭和二八年(あ)	二〇八九	賍物故買	橋	本	金作	三・二九	三	乗	却	東京高	八〇九
昭和二八年(あ)	二一二六	貴金属管理法違反	鄭		芳琟	三・二九	三	乗	却	東京高	八一七
昭和二八年(あ)	二一四七	猥褻文書頒布等	島	田	勉 外一名	三・二九	三	乗	却	福岡高	八二七
昭和二八年(あ)	二二一八	経済関係罰則の整備に関する法律違反	佐	藤	重盈	三・二九	三	乗	却	仙台高	八三一
昭和二八年(あ)	二三〇二	放火未遂	岡		初太郎	三・二二	三	乗	却	大阪高	六四五
昭和二八年(あ)	二三二五	傷害	佐	藤	日出人 外一名	三・二九	三	乗	却	札幌高	八五一

昭和二八年(あ)	二四〇三	業務上横領	松	井	武男	三・二二	三	乗	却	広島高	六五五
昭和二八年(あ)	二四〇五	傷害、暴行、住居侵入	脇	中	功	三・二九	三	乗	却	広島高岡山支	八三五
昭和二八年(あ)	二四六四	収賄	氏	平	房雄	三・二二	三	乗	却	広島高岡山支	六六一
昭和二八年(あ)	二五八六	食糧管理法違反	西	本	広男	三・二九	三	乗	却	広島高岡山支	八四一
昭和二八年(あ)	二六四二	恐喝	鄭		慶謨 外一名	三・二二	三	乗	却	大阪高	六六七
昭和二八年(あ)	三〇四六	窃盗、賍物運搬	浜		千代松 外一名	三・八	三	乗	却	名古屋高	一八五
昭和二八年(あ)	三五〇二	食糧管理法違反、窃盗	大	塚	晴治	三・二三	二	乗	却	東京高	七一七
昭和二八年(あ)	三五九四	放火	吉	田	武美	三・一一	二	乗	却	仙台高秋田支	三五九
昭和二八年(あ)	四〇三〇	公職選挙法違反	中	村	直幸	三・三〇	大	乗	却	大阪高	九六一
昭和二八年(あ)	四四〇〇	公職選挙法違反	長	田	東次	三・一五	三	乗	却	福岡高宮崎支	三七七
昭和二八年(あ)	四八九六	住居侵入、窃盗	湯	沢	友吉	三・八	三	乗	却	名古屋高	一九三

昭和二八年(あ)五二二五	公職選挙法違反	小谷敏春	三・二九	三	棄却	高松高	八五九	
昭和二八年(あ)五三七七	公職選挙法違反	島田耕	三・二九	三	棄却	東京高	八六三	
昭和二八年(あ)五五二四	放火	山下善美	三・一〇	一	棄却	高松高	二九一	
昭和二九年(れ)九	恐喝	松本三郎 外三名	三・二二	三	棄却	大阪高	五九九	
昭和二九年(れ)一七	詐欺、賍物寄蔵	長船一郎	三・一五	三	棄却	広島高岡山支	三七一	
昭和二九年(あ)六二八	公職選挙法違反	渡辺正義 外一名	三・二二	三	棄却	福岡高	六七一	
昭和二九年(あ)八三八	公職選挙法違反	松坂芳秋	三・二二	三	棄却	福岡高	六七五	
昭和二九年(あ)一三九三	公益事業令違反	竹原隆士	三・三	一	棄却	広島高	五九	
昭和二九年(あ)一三九六	公職選挙法違反	竹内平太郎	三・二五	二	棄却	仙台高秋田支	七六一	
昭和二九年(あ)二〇二四	麻薬取締法違反	蔡裕・栢	三・三	一	棄却	広島高	七三	
昭和二九年(あ)二〇四三	公職選挙法違反	沢口朝治 外一名	三・一五	三	棄却	仙台高秋田支	三九一	

昭和二九年(あ)二二八五	公職選挙法違反 国家公務員法違反	檜垣新兵衛 外七名	三・一	三	一部破棄自判 一部棄却	広島高	一五	
昭和二九年(あ)二四〇九	贈賄、収賄	梶田秀夫 外一名	三・一七	一	棄却	大阪高	四六三	
昭和二九年(あ)二四一三	公職選挙法違反	山本徳太郎	三・一五	三	棄却	仙台高秋田支	四二一	
昭和二九年(あ)二四三九	住居侵入、強姦致傷	デニス・チェニー	三・三	一	棄却	大阪高	八七	
昭和二九年(あ)二五三六	窃盗	木場義孝	三・二九	三	棄却	名古屋高	八七五	
昭和二九年(あ)二五四〇	公職選挙法違反	浦田佑策 外一名	三・一七	一	棄却	福岡高	四九五	
昭和二九年(あ)二六〇七	食糧管理法違反 物価統制令違反	染谷数間	三・一七	一	棄却	東京高	五二九	
昭和二九年(あ)二六五九	収賄	中井良平	三・一七	一	棄却	広島高松江支	五三七	
昭和二九年(あ)二六八六	道路交通取締法違反 業務上過失致死	和田撰	三・一七	一	棄却	名古屋高	五四九	
昭和二九年(あ)二七六三	業務上横領	成田繁	三・一〇	一	棄却	仙台高秋田支	三〇五	
昭和二九年(あ)二七七九	覚せい剤取締法違反	川口繁義	三・一〇	一	棄却	東京高	三一一	

昭和二九年(あ)二八〇一	恐	喝	鄭	健次	三・一七	一	棄却	大阪高	五五三
昭和二九年(あ)二九一四	公職選挙法違反		丸山	茂	三・一七	一	棄却	東京高	五五九
昭和二九年(あ)三〇〇四	公職選挙法違反		池田	政之助 外三名	三・一〇	一	棄却	大阪高	三一七
昭和二九年(あ)三〇七〇	加重収賄、請託収賄、単純収賄、有印公文書偽造		稲垣	音三 外四名	三・三一	一	棄却	東京高	九八一
昭和二九年(あ)三一一五	公職選挙法違反		滝口	吾良	三・一〇	一	棄却	仙台高	三四七
昭和二九年(あ)三一四一	公職選挙法違反		田岡	半平 外八名	三・二二	三	棄却	高松高	六七九
昭和二九年(あ)三一四五	公職選挙法違反		渋川	喜代蔵	三・一	三	棄却	仙台高	三九
昭和二九年(あ)三一六五	賭場開帳図利、同幇助		西岡	友一 外三名	三・一七	一	棄却	名古屋高	五六三
昭和二九年(あ)三二五四	窃盗、詐欺		岩切	勝蔵	三・三一	一	棄却	東京高	九九五
昭和二九年(あ)三二五八	公職選挙法違反		鈴木	伊六	三・二二	三	棄却	仙台高	七一一
昭和二九年(あ)三二七二	職業安定法違反		今村	為記	三・三	一	棄却	福岡高	一二七

昭和二九年(あ)三二七六	公職選挙法違反		池田	正由 外八名	三・二五	二	棄却	広島高岡山支	七七九
昭和二九年(あ)三二九三	窃盗		蛭田	幸正	三・四	二	棄却	仙台高	一五五
昭和二九年(あ)三三三六	公職選挙法違反		砂山	四郎次 外二名	三・二四	一	棄却	東京高	七二七
昭和二九年(あ)三三三九	公職選挙法違反		荒井	太郎 外七名	三・三	一	棄却	東京高	一三五
昭和二九年(あ)三三八三	虚偽有印公文書作成、同行使、収賄、詐欺、同未遂		中山	正昭	三・一七	一	棄却	広島高岡山支	五七一
昭和二九年(あ)三三八九	詐欺、横領		安永	綾子	三・三一	一	棄却	大阪高	一〇〇三
昭和二九年(あ)三四四七	公職選挙法違反		寺原	重俊	三・五	二	棄却	福岡高宮崎支	一六一
昭和二九年(あ)三四四九	歯科医師法違反		小林	利男	三・三一	一	棄却	福岡高宮崎支	一〇一三
昭和二九年(あ)三四八二	横領		山崎	正	三・三	一	棄却	大阪高	一四一
昭和二九年(あ)三五二四	恐喝、暴行、傷害、脅迫、器物毀棄		浅湯	昭悦	三・三一	一	棄却	広島高松江支	一〇二三
昭和二九年(あ)三五八六	業務妨害		越川	善行 外一名	三・三	一	棄却	東京高	一四七

昭和二九年(あ)三六三四	公職選挙法違反	古山徳彌	三・一五	三	棄却	仙台高	四三九
昭和二九年(あ)三六〇六	窃盗	篠崎房治	三・三	一	棄却	東京高	一五一
昭和二九年(あ)三六二七	窃盗	江川光雄	三・二四	一	棄却	大阪高	七三五
昭和二九年(あ)三六三六	公職選挙法違反	伊藤長栄	三・三一	一	棄却	仙台高	一〇二九
昭和二九年(あ)三六三七	公職選挙法違反	中野暢	三・二〇	二	棄却	広島高	九六七
昭和二九年(あ)三六三九	麻薬取締法違反	康斗泰 外一名	三・三一	一	棄却	仙台高	一〇三七
昭和二九年(あ)三六六八	放火、器物毀棄	吉沢良忠	三・八	三	棄却	東京高	一九九
昭和二九年(あ)三六八二	受託収賄、単純収賄、有印公文書偽造、同行使、臨時物資需給調整法違反、詐欺、贈賄、虚偽有印公文書作成、同行使	三浦幸治 外一名	三・五	二	棄却	大阪高	一六七
昭和二九年(あ)三七〇三	公職選挙法違反	宮内元春 外二名	三・三一	一	棄却	東京高	一〇四一
昭和二九年(あ)三七一八	強盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反	渡辺一弘	三・三一	一	棄却	東京高	一〇五一
昭和二九年(あ)三七二二	窃盗	山本義次	三・一一	二	棄却	東京高	三六七

昭和二九年(あ)三七三一	公職選挙法違反	間庭繁一 外二名	三・三一	一	棄却	広島高松江支	一〇六三
昭和二九年(あ)三八五三	酒税法違反	諸琦寿	三・一八	二	棄却	仙台高	五九一
昭和二九年(あ)三八七五	窃盗未遂	鄭子明	三・五	二	棄却	東京高	一七三
昭和二九年(あ)三八九六	公職選挙法違反	千ケ崎惣平 外二七名	三・三一	一	棄却	東京高	一〇九五
昭和二九年(あ)三九〇二	公職選挙法違反	横河荘吉	三・二九	二	棄却	広島高岡山支	八八一
昭和二九年(あ)三九〇五	麻薬取締法違反	顔明輝	三・二四	一	棄却	広島高	七三九
昭和二九年(あ)三九二三	公職選挙法違反	山田明 外二名	三・三一	一	棄却	福岡高	一一〇七
昭和二九年(あ)三九四三	窃盗	張宗善	三・一八	二	棄却	大阪高	五九五
昭和二九年(あ)三九六四	覚せい剤取締法違反、外国人登録法違反	高泰旭	三・二三	二	棄却	東京高	七二三
昭和二九年(あ)四一七六	窃盗	文錫基	三・三〇	二	棄却	大阪高	九七一
昭和三〇年(し)三	強盗殺人被告事件につきなした再審請求棄却決定に対する即時抗告	申立人川建勝利	三・三〇	一	棄却	広島高	九七五

昭和三〇年(し)	七	職権濫用、強要未遂被告事件の刑事訴訟法二六二条一項の請求につきなした請求棄却の決定に対する特別抗告	申立人	孫	斗八	三・九	二	棄却	大阪地	二三九
昭和三〇年(す)	三七	公職選挙法違反被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正申立	申立人	岸	達也 外一名	三・九	二	棄却	最高裁	二八一
昭和三〇年(す)	四六	窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正申立	申立人	船越	良次	三・九	二	棄却	最高裁	二八七
昭和三〇年(す)	七三	業務上過失致死、道路交通取締法違反被告事件につきなした上告棄却決定に対する訂正申立	申立人	マイクル・エー・ブラウン	外一名	三・二五	三	棄却	最高裁	七八七

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十年三月分

最高裁判所事務総局

凡例

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判決	(全)	一日―三〇日)	四九件	一
決定	(1)	一日―一〇日)	六六件	七
決定	(2)	一日―一九日)	九三件	一五
決定	(3)	二二日―三一日)	一〇四件	二五
雑	(全)	一日―三一日)	四七件	三五
不成立	(全)	一日―三〇日)	二八件	四一

頁

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二八年(あ)一八二二	貸金業等の取締に関する法律違反	佐伯秀雄	三・一	三	棄却	福岡高	一
昭和二九年(あ)二二八五	公職選挙法違反、国家公務員法違反	槍垣新兵衛外七名	三・一	三	（水野）破棄自判（他）棄却	広島高	四
昭和二九年(あ)三一四五	公職選挙法違反	渋川喜代蔵	三・一	三	棄却	仙台高	二〇
昭和二九年(あ)一三九三	公益事業令違反	竹原隆士	三・三	三	棄却	広島高	三一
昭和二九年(あ)一四三九	住居侵入、強姦致傷	デニス・チエニー	三・三	三	棄却	大阪高	三九
昭和二九年(あ)三二七二	職業安定法違反	今村為記	三・三	三	棄却	福岡高	五九
昭和二九年(あ)三三三九	公職選挙法違反	荒井太郎外七名	三・三	三	棄却	東京高	六四
昭和二八年(あ)三二九三	窃盗	蛭田幸正	三・四	二	棄却	仙台高	六七
昭和二八年(あ)三〇四六	窃盗賍物運搬	浜千代松外一名	三・八	三	棄却	名古屋高	七一

昭和二九年(あ)三六六八	放火器物毀棄	吉沢良忠	三・八	三	乗却	東京高	七五
昭和二八年(あ)五五二四	放	火	山下善美	三・一〇	一	乗却	高松高	九一
昭和二九年(あ)一七六三	業務上横領	成田繁	三・一〇	一	乗却	秋田支高	九九
昭和二七年(あ)六三五二	貸金業等の取締に関する法律違反	飯塚常治	三・一一	二	乗却	東京高	一〇三
昭和二八年(あ)三五九四	放	火	吉田武美	三・一一	二	乗却	秋田支高	一〇六
昭和二八年(あ)四四〇〇	公職選挙法違反	長田東次	三・一五	三	乗却	宮崎支高	一一一
昭和二九年(れ)一七	詐欺、賍物寄蔵	長船一郎	三・一五	三	乗却	岡山支高	一一九
昭和二九年(あ)二〇四三	公職選挙法違反	沢口朝治外一名	三・一五	三	乗却	仙台秋田支高	一二三
昭和二九年(あ)二四一三	公職選挙法違反	山本徳太郎	三・一五	三	乗却	仙台秋田支高	一四三
昭和二九年(あ)三六三四	公職選挙法違反	古山徳彌	三・一五	三	乗却	仙台高	一五三
昭和二九年(あ)三七三三	贈賄	佐古田憲吉	三・一五	三	乗却	東京高	一五七

昭和二四年(れ)二五一三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	吉田勝美	三・一六	大	乗却	仙台高	一六一
昭和二七年(あ)六九七	農業団体法違反 農業組合法違反	田巻恒彦外一名	三・一六	大	乗却	東京高	一六六
昭和二九年(あ)二四〇九	贈賄	梶田秀夫外一名	三・一七	一	乗却	大阪高	一七三
昭和二九年(あ)二六〇七	食糧管理法違反 物価統制令違反	染谷数間	三・一七	一	乗却	東京高	一八九
昭和二九年(あ)三八五三	酒税法違反	諸琦寿	三・一八	二	乗却	仙台高	一九四
昭和二九年(あ)三九四三	窃盗	張宗善	三・一八	二	乗却	大阪高	一九七
昭和二八年(あ)一一三	関税法違反等	中村良盛外一名	三・二二	三	乗却	福岡高宮崎支高	二〇〇
昭和二八年(あ)二四〇三	業務上横領	松井武男	三・二二	三	乗却	広島高	二〇六
昭和二九年(れ)九	恐喝	松本三郎外三名	三・二二	三	乗却	大阪高	二一〇
昭和二九年(あ)六一八	公職選挙法違反	渡辺正義外一名	三・二二	三	乗却	福岡高	二二四
昭和二九年(あ)八三八	公職選挙法違反	松坂芳秋	三・二二	三	乗却	福岡高	二二七

昭和二九年(あ)三一四一	公職選挙法違反	田岡半平外八名	三・一二	三	乗却	高松高	二三〇	
昭和二五年(あ)一七八八	公務執行妨害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	張命局外七名	三・一二五	二	乗却	札幌高	二四七	
昭和二六年(あ)二三四七	貸金業等の取締に関する法律違反	辻口忍	三・一二五	二	乗却	札幌高函館支	二五二	
昭和二七年(あ)三四八	貸金業等の取締に関する法律違反	及川今朝次郎	三・一二五	二	乗却	札幌高函館支	二五五	
昭和二九年(あ)一三九六	公職選挙法違反	竹内平太郎	三・一二五	二	乗却	仙台高秋田支	二五八	
昭和二八年(あ)八〇六	麻薬取締法違反等	稲垣行夫外三名	三・一二九	三	乗却	大阪高	二六八	
昭和二八年(あ)二〇八九	賍物故買	橋本金作	三・一二九	三	乗却	東京高	二七七	
昭和二八年(あ)一一四七	猥褻文書頒布等	島田勉外一名	三・一二九	三	乗却	福岡高	二八二	
昭和二八年(あ)一二一八	経済関係罰則の整備に関する法律違反	佐藤重盈	三・一二九	三	乗却	仙台高	二八五	
昭和二八年(あ)一四〇五	傷害暴行、住居侵入	脇中巧	三・一二九	三	乗却	広島高岡山支	二八八	
昭和二八年(あ)食糧管理法違反	西本広男	三・一二九	三	乗却	広島高岡山支	二九二		

昭和二八年(あ)三三二五	傷害	佐瀬日出人外一名	三・一二九	三	乗却	札幌高	二九八	
昭和二八年(あ)五一二五	公職選挙法違反	小谷敏春	三・一二九	三	乗却	高松高	三〇三	
昭和二八年(あ)五三七七	公職選挙法違反	島田耕	三・一二九	三	乗却	東京高	三〇六	
昭和二七年(あ)二〇五五	公務執行妨害、昭和二四年埼玉県条例第四三号違反等	栗城勝雄外四名	三・三〇	大	乗却	東京高	三一三	
昭和二八年(あ)四〇三〇	公職選挙法違反	中村直幸	三・三〇	大	乗却	大阪高	三五二	
昭和二九年(あ)三六三九	麻薬取締法違反	康斗奉	三・三一	一	乗却	仙台高	三五六	
昭和二九年(あ)三八九六	公職選挙法違反	千ヶ崎惣平外二七名	三・三一	一	乗却	東京高	三五九	

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二八年(あ)一八九八	放火	江端一七	三・一	三	棄却	名古屋高	一
昭和二八年(あ)二一二三	放火	松村八郎	三・一	三	棄却	東京高	七
昭和二八年(あ)二一五六	物品税法違反	李鐘太	三・一	三	棄却	大阪高	一二
昭和二八年(あ)二二六四	収賄	長門富士雄	三・一	三	棄却	福岡高	一五
昭和二八年(あ)二三七四	賍物故買	成鶴述	三・一	三	棄却	名古屋高金沢支	二一
昭和二八年(あ)二五一一	強要、職業安定法違反	田口鶴吉外一名	三・一	三	棄却	東京高	二五
昭和二九年(あ)三四二〇	強盗致死	進邦克治	三・一	三	棄却	東京高	三三
昭和二九年(あ)三四三三	公職選挙法違反	久保田広	三・一	三	棄却	名古屋高金沢支	三八
昭和二九年(あ)三四四一	横領、有価証券偽造、同行使、詐欺	薗田豊三	三・一	三	棄却	福岡高宮崎支	四二

昭和二九年(あ)三四四五	強盗致死、死体遺棄	萩原幸成	三・一	三	乗却	仙台高	四七
昭和二九年(あ)三四五一	麻薬取締法違反、覚せい剤取締法違反	李永国	三・一	三	乗却	仙台高	五三
昭和二九年(あ)三四五四	詐欺	知念善直	三・一	三	乗却	仙台高	五七
昭和二九年(あ)三五〇五	恐喝	大久保丑雄	三・一	三	乗却	高松高	六〇
昭和二八年(あ)二八八八	強盗致死	佐藤留吉	三・二	二	乗却	仙台高 秋田支	六四
昭和二九年(あ)四一二一	窃盗、住居侵入未遂	金乙京	三・二	二	乗却	名古屋高	七一
昭和二九年(あ)一〇二四	麻薬取締法違反	蔡裕栢	三・三	一	乗却	広島高	七五
昭和二九年(あ)二六六五	公職選挙法違反	前田隆二	三・三	一	乗却	大阪高	八三
昭和二九年(あ)一八九五	窃盗	井崎昭幸	三・三	一	乗却	広島高	八六
昭和二九年(あ)二九一一	公文書偽造、同行使、詐欺	後藤博	三・三	一	乗却	東京高	八九
昭和二九年(あ)三〇六七	出入国管理令違反	権正煥	三・三	一	乗却	東京高	九四

昭和二九年(あ)三〇八三	公職選挙法違反	青山益治	三・三	一	乗却	名古屋高	九七
昭和二九年(あ)三〇九二	窃盗	間野格太郎	三・三	一	乗却	名古屋高	九九
昭和二九年(あ)三〇九五	業務上横領、詐欺	音喜多末治	三・三	一	乗却	仙台高	一〇二
昭和二九年(あ)三一一一	詐欺、相互銀行法違反	馬淵輝一 外一名	三・三	一	乗却	名古屋高	一〇五
昭和二九年(あ)三二八八	殺人未遂	西浦行人	三・三	一	乗却	福岡高	一〇九
昭和二九年(あ)三三一八	公務執行妨害、傷害	市川匡 外一名	三・三	一	乗却	東京高	一一二
昭和二九年(あ)三三三三	詐欺	竹内実	三・三	一	乗却	東京高	一一五
昭和二九年(あ)三三四七	窃盗、窃盗未遂	広野惣一	三・三	一	乗却	東京高	一一九
昭和二九年(あ)三四〇〇	賍物収受、同牙保、同寄蔵、窃盗	趙鏞汶	三・三	一	乗却	福岡高	一二三
昭和二九年(あ)三四一六	強盗傷人、強盗致死	小沢久雄	三・三	一	乗却	東京高	一二七
昭和二九年(あ)三四六二	食糧管理法違反	足尾林蔵	三・三	一	乗却	広島高 松江支	一三二

昭和二九年(あ)三四八二	横領	山崎正	三・三	一	棄却	大阪高	一三五		
昭和二九年(あ)三四八九	食糧管理法違反	東ハルノ	三・三	一	棄却	大阪高	一三九		
昭和二九年(あ)三四九九	有価証券偽造、同行使、詐欺	正木誠治	三・三	一	棄却	大阪高	一四二		
昭和二九年(あ)三五一一	窃盗、有価証券偽造、同行使詐欺、横領、住居侵入	後藤肇	三・三	一	棄却	名古屋高	一四五		
昭和二九年(あ)三五二七	中型機船底曳網漁業取締規則違反	渡辺守外一五名	三・三	一	棄却	広島高	一四八		
昭和二九年(あ)三五三三	窃盗	越野俊英	三・三	一	棄却	札幌高	一五四		
昭和二九年(あ)三五六八	公務執行妨害、傷害	梶山滋	三・三	一	棄却	東京高	一六〇		
昭和二九年(あ)三五七一	窃盗	高義公	三・三	一	棄却	東京高	一六五		
昭和二九年(あ)三五八六	業務妨害	越川善行外一名	三・三	一	棄却	東京高	一六八		
昭和二九年(あ)三五九三	覚せい剤取締法違反	羅才運	三・三	一	棄却	東京高	一七一		
昭和二九年(あ)三六〇六	窃盗	篠崎房治	三・三	一	棄却	東京高	一七四		

昭和二九年(あ)三四六〇	公職選挙法違反	東海林庄六	三・四	二	棄却	仙台高	一七七		
昭和二八年(あ)四九七	連合国占領軍財産等収受所持禁止令違反、覚せい剤取締法違反	金尚沢	三・五	二	棄却	札幌高	一八〇		
昭和二八年(あ)一二三一	食糧管理法違反	葉坂丐吉外一名	三・五	二	棄却	大阪高	一八四		
昭和二九年(あ)三四四七	公職選挙法違反	寺原重俊	三・五	二	棄却	福岡高宮崎支	一八七		
昭和二九年(あ)三六八二	受託収賄、有印公文書偽造等	三浦幸三治外一名	三・五	二	棄却	大阪高	一九一		
昭和二九年(あ)三八二八	詐欺	塚本一	三・五	二	棄却	仙台高秋田支	一九六		
昭和二九年(あ)三八七五	窃盗未遂	鄭子明	三・五	二	棄却	東京高	一九九		
昭和二八年(あ)四八九六	住居侵入、窃盗	湯沢友吉	三・八	三	棄却	名古屋高	二〇八		
昭和二九年(あ)三三二七	詐欺、業務上横領	高柳一寿	三・八	三	棄却	東京高	二一二		
昭和二九年(あ)三五一六	覚せい剤取締法違反	浜岸外一名明	三・八	三	棄却	大阪高	二一五		
昭和二九年(あ)三六二一	賍物故買	杏村清一	三・八	三	棄却	名古屋高	二一八		

昭和二九年(あ)三七〇六	公職選挙法違反	難波佐武郎外三名	三・八	三	棄却	東京高	二二一
昭和二七年(あ)六六四九	職業安定法違反、労働基準法違反	浅倉喜助	三・九	二	棄却	東京高	二二四
昭和二八年(あ)四二三五	偽証教唆	落合忠良	三・九	二	棄却	東京高	二三〇
昭和二九年(あ)三四八〇	公職選挙法違反	木村勝太郎	三・九	二	棄却	大阪高	二四四
昭和二九年(あ)三八九七	窃盗	伊藤正夫	三・九	二	棄却	東京高	二四九
昭和二九年(あ)二三六九	虚偽公文書作成、同行使	徳田忠文	三・一〇	一	棄却	広島高岡山支	二五三
昭和二九年(あ)二四九三	公職選挙法違反	加藤忠嗣	三・一〇	一	棄却	名古屋高金沢支	二六一
昭和二九年(あ)二七七九	覚せい剤取締法違反	川口繁義	三・一〇	一	棄却	東京高	二六六
昭和二九年(あ)三〇〇四	公職選挙法違反	池田畝之助外三名	三・一〇	一	棄却	大阪高	二七〇
昭和二九年(あ)三一一五	公職選挙法違反	滝口吾良	三・一〇	一	棄却	仙台高	二八五
昭和二九年(あ)三一八五	覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反	金永植	三・一〇	一	棄却	名古屋高	二九〇

昭和二九年(あ)三三二〇	公職選挙法違反	柳沢義孝外一名	三・一〇	一	棄却	名古屋高金沢支	二九五
昭和二九年(あ)三四二九	公職選挙法違反	山根助四郎外四名	三・一〇	一	棄却	広島高	二九九

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二九年(あ)三六四九	詐欺	今佐平	三・一一	二	棄却	札幌高函館支	一
昭和二九年(あ)三七二二	窃盗	山本義次	三・一一	二	棄却	東京高	五
昭和二九年(あ)三七九六	昭和二四年政令第三八九号違反、麻薬取締法違反	李英誠	三・一一	二	棄却	広島高岡山支	八
昭和二九年(あ)四〇九二	横領、食糧管理法違反	草野忠夫	三・一一	二	棄却	広島高岡山支	一二
昭和二九年(あ)四一一三	傷害	吉朴珍	三・一一	二	棄却	大阪高	一五
昭和二九年(あ)三一八〇	詐欺	新居恒平	三・一五	三	棄却	大阪高	一八
昭和二九年(あ)三二〇八	傷害	井上倶良	三・一五	三	棄却	福岡高	二一
昭和二九年(あ)三三四九	窃盗、食糧管理法違反	遅沢白	三・一五	三	棄却	東京高	二四
昭和二九年(あ)三三五二	詐欺	奎斗	三・一五	三	棄却	東京高	二九

昭和二九年(あ)三三九八	傷害	金乗鎬	三・一五	三乗却	福岡高	三三
昭和二九年(あ)三四三二	暴行、脅迫、傷害	高瀬真男	三・一五	三乗却	仙台高	三六
昭和二九年(あ)三四八五	窃盗	磯部秋男	三・一五	三乗却	大阪高	三九
昭和二九年(あ)三五〇八	窃盗	三輪守	三・一五	三乗却	名古屋高	四二
昭和二九年(あ)三五一九	業務上横領、詐欺	山本政一	三・一五	三乗却	名古屋高金沢支	四五
昭和二九年(あ)三五二〇	横領、詐欺	橋本光顕	三・一五	三乗却	名古屋高金沢支	四九
昭和二九年(あ)三五二六	非現住建造物放火	松本太吉	三・一五	三乗却	広島高	五二
昭和二九年(あ)三五三四	公職選挙法違反	堀尾浩	三・一五	三乗却	名古屋高	五五
昭和二九年(あ)三五三五	公職選挙法違反	犬飼磯吉	三・一五	三乗却	名古屋高	五八
昭和二九年(あ)三五三八	詐欺	長谷重夫	三・一五	三乗却	名古屋高	六一
昭和二九年(あ)三五四一	覚せい剤取締法違反	呉徳兆	三・一五	三乗却	福岡高	六四

昭和二九年(あ)三五四七	覚せい剤取締法違反	禹明国	三・一五	三乗却	東京高	六九
昭和二九年(あ)三五八八	業務上過失致死	青田英夫	三・一五	三乗却	東京高	七二
昭和二九年(あ)三六〇八	覚せい剤取締法違反	朝日向まつ	三・一五	三乗却	東京高	七五
昭和二九年(あ)三六一二	麻薬取締法違反	韓奉甲	三・一五	三乗却	東京高	七八
昭和二九年(あ)三六四一	窃盗、外国人登録令違反	金秀栄	三・一五	三乗却	仙台高	八二
昭和二九年(あ)三六四四	暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害	高橋茂	三・一五	三乗却	仙台高	八五
昭和二九年(あ)三六四六	詐欺	出口忠信	三・一五	三乗却	福岡高	八八
昭和二九年(あ)三六五七	麻薬取締法違反	副島梅子	三・一五	三乗却	広島高	九一
昭和二九年(あ)三六六四	公職選挙法違反	吉川安逸	三・一五	三乗却	仙台高秋田支	九四
昭和二九年(あ)三六七四	賍物牙保、恐喝、暴行	中谷淳	三・一五	三乗却	高松高	九八
昭和二九年(あ)三六九一	恐喝	枯木保	三・一五	三乗却	広島高松江支	一〇二

昭和二九年(あ)三六九四	殺人未遂、銃砲刀剣類等所持取締令違反	中	武忠平	三・一五	三	乗	却	福岡高宮崎支	一〇五
昭和二九年(あ)三六九八	詐	欺	東キクエ	三・一五	三	乗	却	福岡高	一〇八
昭和二九年(あ)三七二〇	覚せい剤取締法違反	朝日向マツ		三・一五	三	乗	却	東京高	一一一
昭和二九年(あ)三七二四	覚せい剤取締法違反	河	井啓	三・一五	三	乗	却	東京高	一一四
昭和二九年(あ)三七四四	傷害、暴行、公務執行妨害、銃砲刀剣類等所持禁止令違反	岡	義則	三・一五	三	乗	却	広島高	一一八
昭和二九年(あ)三七七二	窃	盗	張	一郎	三・一六	二	乗	却	大阪高	一一二
昭和二八年(あ)五五五二	業務上横領	飯	田義雄	三・一七	一	乗	却	東京高	一二五
昭和二九年(あ)二五四〇	公職選挙法違反	浦	田佑策外一名	三・一七	一	乗	却	福岡高	一三三
昭和二九年(あ)二六五九	収	賄	中井良平	三・一七	一	乗	却	広島高松江支	一五一
昭和二九年(あ)二六七九	詐欺教唆、同未遂教唆、暴行私文書偽造、同行使	徐	中集	三・一七	一	乗	却	東京高	一五八
昭和二九年(あ)二六八六	道路交通取締法違反、業務上過失致死	和	田摂	三・一七	一	乗	却	名古屋高	一六三

昭和二九年(あ)一七二三	業務上過失致死	原	昭治	三・一七	一	乗	却	東京高	一六六
昭和二九年(あ)一七三六	公務執行妨害、傷害	梁	桂鎔	三・一七	一	乗	却	東京高	一七一
昭和二九年(あ)一八〇一	恐	喝	鄭	健次	三・一七	一	乗	却	大阪高	一七七
昭和二九年(あ)二九一四	公職選挙法違反	丸	山茂	三・一七	一	乗	却	東京高	一八一
昭和二九年(あ)三〇〇七	恐	喝	水	川数夫	三・一七	一	乗	却	広島高岡山支	一八四
昭和二九年(あ)三〇八六	傷害、暴行、恐喝	田	中利源	三・一七	一	乗	却	名古屋高	一八九
昭和二九年(あ)三一〇七	公職選挙法違反	奥	村参三郎	三・一七	一	乗	却	名古屋高	二〇一
昭和二九年(あ)三一六五	賭博開帳図利等	西	岡友一外三名	三・一七	一	乗	却	名古屋高	二〇六
昭和二九年(あ)三三三七	歯科医師法違反	中	山民雄	三・一七	二	乗	却	東京高	二一〇
昭和二九年(あ)三三八三	虚偽有印公文書作成、同行使収賄、詐欺、同未遂	中	山正昭	三・一七	一	乗	却	広島高岡山支	二一四
昭和二九年(あ)三四三五	賍物故買、賍物寄蔵	李	相熙	三・一七	二	乗	却	広島高	二二四

昭和二九年(あ)三四六九	職業安定法違反	安	部	滝	雄	三・一七	二	棄却	福岡高	二一八
昭和二九年(あ)三五二二	賍物故買、窃盗	岡	本	荒		三・一七	二	棄却	広島高岡山支	二三一
昭和二九年(あ)三五三一	恐喝未遂	大	串	平	之	三・一七	二	棄却	福岡高	二三四
昭和二九年(あ)三五四〇	賍物収受、賍物牙保、覚せい剤取締法違反	長	塚	ま	さ	三・一七	二	棄却	名古屋高	二三七
昭和二九年(あ)三五七四	賍物故買、窃盗	金	井	兼	八外一名	三・一七	二	棄却	東京高	二四〇
昭和二九年(あ)三六五四	背任、業務上横領	船	越	武	雄	三・一七	二	棄却	札幌高函館支	二四四
昭和二九年(あ)三七六一	窃盗	石	塚	孝	父	三・一七	二	棄却	札幌高	二四八
昭和二九年(あ)三七九三	傷害、窃盗	奥	田	兵	蔵	三・一七	二	棄却	東京高	二五一
昭和二九年(あ)三八〇一	常習賭博、賭博開帳図利	村	井	芳	次郎	三・一七	二	棄却	名古屋高金沢支	二五五
昭和二九年(あ)三八一五	たばこ専売法違反	朴		有	心	三・一七	二	棄却	東京高	二五八
昭和二九年(あ)三八二四	強盗傷人	大		芝	道夫	三・一七	二	棄却	大阪高	二六一

昭和二九年(あ)三八二七	覚せい剤取締法違反	木	村	秀	雄	三・一七	二	棄却	東京高	二六四
昭和二九年(あ)三八三九	窃盗未遂	金	子		実	三・一七	二	棄却	仙台高	二六七
昭和二九年(あ)三八六〇	自転車競技法違反	柳	室	ふ	み	三・一七	二	棄却	大阪高	二七〇
昭和二九年(あ)三八六三	覚せい剤取締法違反	野	村	安	子	三・一七	二	棄却	大阪高	二七三
昭和二九年(あ)三八七〇	窃盗	岡	本	清	司	三・一七	二	棄却	広島高岡山支	二七六
昭和二九年(あ)三八八四	詐欺未遂	吉	田	愛	三	三・一七	二	棄却	東京高	二七九
昭和二九年(あ)三九〇九	公職選挙法違反	中	山	克	己	三・一七	二	棄却	大阪高	二八二
昭和二九年(あ)三九三八	公職選挙法違反	永	田	彦次郎	外一名	三・一七	二	棄却	名古屋高	二八六
昭和二九年(あ)三九六一	窃盗	高	橋		弘	三・一七	二	棄却	東京高	二九二
昭和二九年(あ)四〇二〇	詐欺、同未遂	佐	野	誠	一	三・一七	二	棄却	東京高	二九五
昭和二九年(あ)四〇三一	公職選挙法違反	福	井	芳	重外一名	三・一七	二	棄却	東京高	二九八

昭和二九年(あ)四〇六六	詐欺	楠山栄蔵	三・一七	二乗	却	東京高	三〇二
昭和二九年(あ)四〇八一	恐喝、傷害	小河原卓	三・一七	二乗	却	大阪高	三〇六
昭和二九年(あ)四〇九一	詐欺	松浦次四郎	三・一七	二乗	却	大阪高	三〇九
昭和二九年(あ)四一〇二	窃盗	李東勲	三・一七	二乗	却	大阪高	三一二
昭和二九年(あ)四一一〇	覚せい剤取締法違反	龍田ミスヱ	三・一七	二乗	却	大阪高	三一五
昭和二九年(あ)四一四四	詐欺	今村新一郎	三・一七	二乗	却	福岡高	三一八
昭和二八年(あ)二〇一六	業務上過失致死	横尾政敏	三・一八	二乗	却	福岡高	三二一
昭和二九年(あ)三七五八	公職選挙法違反、私文書偽造同行使、詐欺	川口政美	三・一八	二乗	却	広島高岡山支	三二八
昭和二九年(あ)三八三六	詐欺、横領	奥山俊	三・一八	二乗	却	仙台高	三三二
昭和二九年(あ)三九三七	窃盗	藤田春治	三・一八	二乗	却	大阪高	三三五
昭和二九年(あ)四〇四八	放火	野恭一	三・一九	二乗	却	東京高	三三八

昭和二九年(あ)四〇二三	森林法違反	星野孫七郎	三・一八	二乗	却	東京高	三四一
昭和二九年(あ)四〇六九	覚せい剤取締法違反	李東熙	三・一八	二乗	却	東京高	三四四
昭和二九年(あ)三六〇七	恐喝	斎藤進	三・一九	二乗	却	東京高	二四七
昭和二九年(あ)三八四四	窃盗、覚せい剤取締法違反	村上正	三・一九	二乗	却	福岡高	三五〇
昭和二九年(あ)三九三二	覚せい剤取締法違反	徐在成	三・一九	二乗	却	広島高	三五三
昭和二九年(あ)三九五五	傷害致死	河本菊蔵	三・一九	二乗	却	大阪高	三五六
昭和二九年(あ)四〇四六	覚せい剤取締法違反	中田政道	三・一九	二乗	却	広島高	三五九

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和二六年(あ)二七〇五	詐欺	尾柏純雄	三・二二	三	棄却	名古屋高金沢支	一
昭和二八年(あ)二二四七	贈賄、収賄等	森安正二外一名	三・二二	三	棄却	広島高岡山支	七
昭和二八年(あ)二三〇二	放火未遂	岡初太郎	三・二二	三	棄却	大阪高	一六
昭和二八年(あ)二三五〇	窃盗	下原勇三	三・二二	三	棄却	広島高岡山支	二三
昭和二八年(あ)二四二八	恐喝	卜点変	三・二二	三	棄却	名古屋高	二七
昭和二八年(あ)二四六四	収賄	氏平房雄	三・二二	三	棄却	広島高岡山支	三一
昭和二八年(あ)二六四二	恐喝	鄭慶謨外一名	三・二二	三	棄却	大阪高	三五
昭和二八年(あ)二九二八	遺失物横領	久保力造	三・二二	三	棄却	東京高	三八
昭和二九年(あ)二三二二	詐欺	植田常次郎	三・二二	三	棄却	大阪高	四一

昭和二九年(あ)一九一〇	賍物故買	小用辰治	三・二二	三乗却	東京高	四五			
昭和二九年(あ)三二五八	公職選挙法違反	鈴木伊六	三・二二	三乗却	仙台高	四九			
昭和二九年(あ)三四一八	強盗殺人	舟本昭三	三・二二	三乗却	東京高	五三			
昭和二九年(あ)三六七二	窃盗未遂	近藤利世	三・二二	三乗却	東京高	六三			
昭和二九年(あ)三六八七	窃盗	中井庄造	三・二二	三乗却	広島高岡山支	六八			
昭和二九年(あ)三七七七	業務上横領、有価証券偽造行使、詐欺	日笠一吉	三・二二	三乗却	大阪高	七一			
昭和二九年(あ)三八〇〇	窃盗	日下部富治	三・二二	三乗却	名古屋高金沢支	七七			
昭和二九年(あ)三八一四	窃盗	稲田輝久	三・二二	三乗却	大阪高	八〇			
昭和二九年(あ)三八二九	私文書偽造、同行使、詐欺	小柴八郎	三・二二	三乗却	仙台高秋田支	八三			
昭和二八年(あ)三五〇二	食糧管理法違反、窃盗	大塚晴治	三・二三	二乗却	東京高	八六			
昭和二九年(あ)四〇〇八	窃盗	藤平太門	三・二三	二乗却	広島高岡山支	九〇			
昭和二九年(あ)三九六四	覚せい剤取締法違反、外国人登録法違反	高泰旭	三・二三	二乗却	東京高	一〇六			
昭和二九年(あ)三九四六	賍物故買	宋大文	三・二三	二乗却	大阪高	一〇三			
昭和二九年(あ)三七九〇	窃盗	赤穂健司外三名	三・二三	二乗却	東京高	九六			
昭和二九年(あ)三七四〇	傷害	浜川周市	三・二三	二乗却	高松高	九三			
昭和二九年(あ)三六四五	昭和二四年政令第三八九号違反	富永正夫	三・二四	一乗却	名古屋高	一三五			
昭和二九年(あ)三六二七	窃盗	江川光雄	三・二四	一乗却	大阪高	一三二			
昭和二九年(あ)三五四四	詐欺	内山善次郎	三・二四	一乗却	東京高	一二五			
昭和二九年(あ)三三三六	公職選挙法違反	砂山四郎次外二名	三・二四	一乗却	東京高	一二〇			
昭和二九年(あ)三二一〇	窃盗	松田康利	三・二四	一乗却	東京高	一一五			
昭和二九年(あ)三〇三九	横領	吉岡武男	三・二四	一乗却	福岡高	一一二			
昭和二九年(あ)四〇〇八	窃盗	石井正雄	三・二三	二乗却	東京高	一〇九			

昭和二九年(あ)三六五〇	建造物侵入、窃盗未遂	水上七郎	三・二四	一	乗却	福岡高	一三九	
昭和二九年(あ)三七八一	窃盗	橋本秀太郎	三・二四	一	乗却	大阪高	一四四	
昭和二九年(あ)三八六二	自転車競技法違反	吉田留次郎	三・二四	一	乗却	大阪高	一四七	
昭和二九年(あ)三九〇五	麻薬取締法違反	顔明輝	三・二四	一	乗却	広島高	一五〇	
昭和二九年(あ)三二七六	公職選挙法違反	池田正由外八名	三・二五	二	乗却	広島高岡山支	一五四	
昭和二九年(あ)三三五七	窃盗	熊田美芳	三・二五	二	乗却	東京高	一五九	
昭和二八年(あ)一一二六	貴金属管理法違反	鄭芳玹	三・二九	三	乗却	東京高	一六六	
昭和二九年(あ)二五三六	窃盗	木場義孝	三・二九	三	乗却	名古屋高	一七一	
昭和二九年(あ)二五六二	麻薬取締法違反	福田雄二	三・二九	三	乗却	東京高	一七五	
昭和二九年(あ)二七六五	傷害致死	藤野弘	三・二九	三	乗却	福岡高	一七九	
昭和二九年(あ)二七八九	関税法違反等	桜井豊民外二名	三・二九	三	乗却	大阪高	一八四	

昭和二九年(あ)二八二四	傷害	中田勝美外四名	三・二九	三	乗却	高松高	一九一	
昭和二九年(あ)二九二一	窃盗	牧野貞司	三・二九	三	乗却	東京高	一九九	
昭和二九年(あ)二九八七	詐欺	川原信久	三・二九	三	乗却	名古屋高金沢支	二〇二	
昭和二九年(あ)三〇六九	傷害、傷害致死	笹沼精一	三・二九	三	乗却	東京高	二〇五	
昭和二九年(あ)三一八四	詐欺	畠利則	三・二九	三	乗却	名古屋高金沢支	二〇九	
昭和二九年(あ)三三一六	賍物故買、賍物収受	金鐘浩	三・二九	三	乗却	広島高岡山支	二一二	
昭和二九年(あ)三三五九	恐喝	堀越大正	三・二九	三	乗却	東京高	二一五	
昭和二九年(あ)三三七三	麻薬取締法違反	高汝俊	三・二九	三	乗却	東京高	二一八	
昭和二九年(あ)三四一五	公職選挙法違反	井手文助	三・二九	三	乗却	福岡高宮崎支	二二一	
昭和二九年(あ)三四九一	窃盗	河津常夫	三・二九	三	乗却	福岡高	二二五	
昭和二九年(あ)三五六四	強姦致傷	田米武	三・二九	三	乗却	東京高	二二九	

昭和二九年(あ)三六〇五	窃盗	鈴木龍彦	三・二九	三乗却	東京高	二三二		
昭和二九年(あ)三六六五	強姦致傷	木下清	三・二九	三乗却	名古屋高	二三五		
昭和二九年(あ)三六七七	食糧管理法違反	宮野敏信	三・二九	三乗却	高松高	二三八		
昭和二九年(あ)三七二五	賍物故買	文寿完	三・二九	三乗却	東京高	二四一		
昭和二九年(あ)三七二七	職業安定法違反	坂本祐太郎	三・二九	三乗却	東京高	二四四		
昭和二九年(あ)三七三八	窃盗、賍物故買	石川幹男外一名	三・二九	三乗却	東京高	二四七		
昭和二九年(あ)三七五九	横領	森崎勇	三・二九	三乗却	高松高	二五四		
昭和二九年(あ)三七六七	業務上過失致死	木田七五郎	三・二九	三乗却	仙台高	二五九		
昭和二九年(あ)三七七〇	賍物運搬	高屋敷長吉	三・二九	三乗却	仙台高	二六二		
昭和二九年(あ)三八〇八	覚せい剤取締法違反	高智官	三・二九	三乗却	大阪高	二六五		
昭和二九年(あ)三八二二	窃盗	金君子	三・二九	三乗却	大阪高	二七〇		

昭和二九年(あ)三八五二	公職選挙法違反	鵜川明	三・二九	三乗却	仙台高	二七三		
昭和二九年(あ)三八九二	窃盗	吉川四郎	三・二九	三乗却	東京高	二七七		
昭和二九年(あ)三八九九	公職選挙法違反	北口秀吉	三・二九	三乗却	大阪高	二八〇		
昭和二九年(あ)三九〇二	公職選挙法違反	横河荘吉	三・二九	三乗却	広島高岡山支	二八五		
昭和二九年(あ)三九一三	窃盗	小松崎政治	三・二九	三乗却	仙台高	二八九		
昭和二九年(あ)三九一九	賍物牙保	小林茂平	三・二九	三乗却	名古屋高	二九二		
昭和二九年(あ)三九三三	恐喝、同未遂、脅迫、強要未遂	古田義行	三・二九	三乗却	広島高	二九五		
昭和二九年(あ)三九三九	窃盗	数成正雄	三・二九	三乗却	名古屋高	二九八		
昭和二九年(あ)三九四一	公職選挙法違反	芝田要太郎	三・二九	三乗却	名古屋高金沢支	三〇一		
昭和二九年(あ)三九五三	食糧管理法違反	足沢喜代見外四名	三・二九	三乗却	仙台高	三〇六		
昭和二九年(あ)四〇七七	窃盗未遂	伊藤吉栄	三・二九	三乗却	東京高	三〇九		

昭和二九年(あ)三六三七	公職選挙法違反	中	野	暢	三・三〇	二	乗	却	広島高	三一三
昭和二九年(あ)四一七六	窃盗	文	錫	基	三・三〇	二	乗	却	大阪高	三一六
昭和三〇年(あ)一二四	覚せい剤取締法違反	孫	永	福	三・三〇	二	乗	却	広島高岡山支	三一九
昭和二九年(あ)二九二八	詐欺	磯部勇治			三・三一	一	乗	却	東京高	三二二
昭和二九年(あ)三〇七〇	加重収賄、請託収賄、単純収賄、有価公文書偽造	稲垣音三外四名			三・三一	一	乗	却	東京高	三二五
昭和二九年(あ)三二三四	食糧管理法違反	井川与平外二三名			三・三一	一	乗	却	高松高	三三三
昭和二九年(あ)三二五四	窃盗、詐欺	岩切勝蔵			三・三一	一	乗	却	東京高	三四五
昭和二九年(あ)三三四二	詐欺	介川善太郎			三・三一	一	乗	却	東京高	三五〇
昭和二九年(あ)三三八六	業務上横領、横領、詐欺	西原千太郎			三・三一	一	乗	却	大阪高	三五四
昭和二九年(あ)三三八九	詐欺、横領	安永綾子			三・三一	一	乗	却	大阪高	三五八
昭和二九年(あ)三四一九	窃盗、横領	石川重夫			三・三一	一	乗	却	東京高	三六四

昭和二九年(あ)三四四九	歯科医師法違反	小	林	利男	三・三一	一	乗	却	福岡高宮崎支	三六八
昭和二九年(あ)三五二四	恐喝、暴行、傷害、脅迫、器物損壊	湯	浅	昭悦	三・三一	一	乗	却	広島高松江支	三七四
昭和二九年(あ)三五八〇	公文書偽造	白	鳥	寿美雄	三・三一	一	乗	却	東京高	三七八
昭和二九年(あ)三六一六	賍物故買	小	林	信一郎	三・三一	一	乗	却	東京高	三八二
昭和二九年(あ)三六三六	公職選挙法違反	伊	藤	長栄	三・三一	一	乗	却	仙台高	三八五
昭和二九年(あ)三六四二	銃砲刀剣類等所持取締令違反、歯科医師法違反	鈴	木	勇治	三・三一	一	乗	却	仙台高	三九〇
昭和二九年(あ)三七〇三	公職選挙法違反	宮	内	元春外二名	三・三一	一	乗	却	東京高	三九三
昭和二九年(あ)三七一八	強盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反	渡	辺	一弘	三・三一	一	乗	却	東京高	三九九
昭和二九年(あ)三七二一	賍物故買	林		横圭	三・三一	一	乗	却	東京高	四〇六
昭和二九年(あ)三七二三	公務執行妨害	中	島	力	三・三一	一	乗	却	東京高	四一一
昭和二九年(あ)三七二八	公職選挙法違反	星	野	万一外四名	三・三一	一	乗	却	東京高	四一五

昭和二九年(あ)三七三一	公職選挙法違反	間庭繁一外二名	三・三一	一	棄却	広島高松江支	四一九
昭和二九年(あ)三八〇三	賍物故買	川内弘	三・三一	一	棄却	名古屋高金沢支	四三六
昭和二九年(あ)三八三八	公職選挙法違反	遠藤修司	三・三一	一	棄却	仙台高	四三九
昭和二九年(あ)三八五〇	窃盗	稲垣信太郎	三・三一	一	棄却	名古屋高	四四三
昭和二九年(あ)三八八三	猥褻図画等陳列	高木喜市	三・三一	一	棄却	東京高	四四七
昭和二九年(あ)三九一七	横領	松尾森吉	三・三一	一	棄却	高松高	四四九
昭和二九年(あ)三九二三	公職選挙法違反	山田明外一名	三・三一	一	棄却	福岡高	四五二

刑事雑（全）

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
	判決訂正申立						
昭和三〇年(み)二	恐喝	都在浩	三・一五	三	棄却		二〇四
昭和三〇年(み)三	麻薬取締法違反	金南龍	三・一五	三	棄却		二〇五
昭和三〇年(み)五	公職選挙法違反	渋川喜代蔵	三・二九	三	棄却		二〇七
昭和三〇年(み)六	放火器物毀棄	吉沢良忠	三・二九	三	棄却		二一〇
昭和三〇年(み)四	公職選挙法違反	山本茂外一名	三・三〇	一	棄却		二一七
	特別抗告申立						
昭和三〇年(し)七	職権濫用、強要未遂被疑事件の刑訴法二六二条一項の請求につき大阪地方裁判所がした請求棄却の決定に対する特別抗告	孫斗八	三・九	一	棄却	大阪地方	二一八
昭和三〇年(し)三	再審請求棄却決定に対する即時抗告	川建勝利	三・三〇	一	棄却	広島高	二五五

昭和二九年(あ)四〇〇四	詐欺	金基弘	三・一	三負担			二五九
昭和三〇年(せ)三六	窃盗	徳永悦郎	三・二	二免除			二六一
昭和三〇年(せ)五一	職業安定法違反	韓鉄周	三・四	二免除			二六二
昭和二九年(あ)三三九七	窃盗	貞森清	三・八	三負担			二六三
昭和三〇年(せ)五三	覚せい剤取締法違反	初村繁雄	三・九	二免除			二六五
昭和三〇年(せ)五八	関税法違反	井村勇	三・九	一却下			二六六
昭和三〇年(せ)五九	関税法違反幇助	斎正一	三・九	一棄却			二六七
昭和三〇年(せ)六三	窃盗	宮峠春光	三・一一	二免除			二六八
昭和二九年(あ)三二八七	賍物故買、強盗	江崎兼彦	三・一五	三負担			二六九
昭和二九年(あ)三四七四	窃盗、住居侵入	松本文雄	三・一五	一負担			二七〇

昭和二九年(あ)四一一九	窃盗	佐藤繁治	三・一五	三負担			二七一
昭和三〇年(せ)六九	窃盗	菊地茂	三・一五	一免除			二七三
昭和三〇年(せ)七九	窃盗	貞森清	三・一六	三棄却			二七四
昭和三〇年(せ)七六	強盗傷人	佐竹正司	三・一七	一免除			二七六
昭和三〇年(せ)七八	傷害	稲葉歳一	三・一七	一棄却			二七七
昭和二九年(あ)三三一一	詐欺	島崎清治	三・二三	一負担			二七八
昭和三〇年(せ)六四	詐欺、私文書偽造行使	大田勝	三・二三	一免除			二七九
昭和三〇年(せ)七七	窃盗	加藤早苗	三・二三	二免除			二八〇
昭和三〇年(せ)八三	窃盗	船越良次	三・二五	二免除			二八一
昭和三〇年(せ)七五	強盗殺人	叶幸治	三・二六	一免除			二八二
昭和二九年(あ)二七〇一	傷害	美漢中	三・二八	一負担			二八三

昭和三〇年(せ)七二	窃盗	高林信章	三・三〇	二	免除		二八四
昭和三〇年(せ)八二	窃盗	船越良次	三・三〇	二	免除		二八五
昭和三〇年(せ)九一	窃盗	山口善市	三・三〇	一	免除		二八六
昭和三〇年(せ)九二	窃盗	越野俊英	三・三〇	一	免除		二八七
異議申立							
昭和三〇年(す)四三	住居侵入、窃盗	勝見勝利	三・九	二	棄却		二八八
昭和三〇年(す)六四	窃盗未遂	鄭子明	三・一九	二	棄却		二九〇
昭和三〇年(す)四九	公職選挙法違反	伊藤千吉	三・二二	三	棄却		二九二
昭和三〇年(す)五二	賍物故買、同牙保	千葉照男	三・二二	三	棄却		二九四
昭和三〇年(す)六〇	強盗致死	進邦克治	三・二二	三	棄却		二九六
死亡							

昭和三〇年(あ)五四六	窃盗	森田鉄造	三・一〇	一	公訴棄却		二九八
昭和二九年(あ)三二三四	食糧管理法違反	中瀬正文	三・三一	一	公訴棄却		二九九
その他							
昭和三〇年(す)三七	公職選挙法違反	岸達也 外一名	三・九	二	棄却		三〇〇
昭和三〇年(す)四六	窃盗	船越良次	三・九	二	棄却		三〇五
昭和三〇年(す)五五	麻薬取締法違反	揚基進	三・九	二	棄却		三〇七
昭和三〇年(す)四八	横領、詐欺	池田恒男	三・一五	三	棄却		三〇八
昭和二八年(あ)一八四〇	関税法違反	上野若松	三・一八	二	保管許可		三一〇
昭和三〇年(す)五〇	毀棄、暴行	宇津味善夫	三・二二	三	棄却		三一一
昭和三〇年(す)七三	業務上過失致死、道路交通取締法違反	マイクル・エー・ブラウン 外一名	三・二五	三	棄却		三一五
昭和三〇年(す)八〇	自動車競技法違反	柳室ふみ	三・三〇	二	棄却		三二〇

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二九年(あ)三一五〇	覚醒剤取締法違反	大場善男	三・一	三	棄却	仙台高	七八
昭和二九年(あ)三九三〇	公職選挙法違反	浜上美治	三・一	三	棄却	大阪高	八〇
昭和二八年(あ)一二三一	食糧管理法違反、物価統制令違反	木村和夫	三・五	二	棄却	大阪高	八二
昭和二九年(あ)四一二七	歯科医師法違反	門田稔穂	三・八	三	棄却	高松高	八四
昭和三〇年(れ)　二	業務上横領、物価統制令違反	日下鎌三郎外一名	三・八	三	棄却	名古屋高	八五
昭和二九年(あ)三五三六	公職選挙法違反	久野政春	三・一〇	一	棄却	名古屋高	八七
昭和二九年(あ)三六〇二	公職選挙法違反	石井宗三郎外二名	三・一〇	一	棄却	東京高	八八
昭和二九年(あ)三九八五	覚せい剤取締法違反	宮田誠	三・一〇	一	棄却	東京高	九〇
昭和二九年(あ)四〇一九	火薬類取締法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	金方	三・一〇	一	棄却	東京高	九一

昭和二九年(あ)四〇二二	覚せい剤取締法違反	宋	東	云	三・一〇	一	棄却	東京高	九二
昭和二九年(あ)四〇五〇	公職選挙法違反	西	岡	玄一外一名	三・一〇	一	棄却	高松高	九三
昭和二九年(あ)四〇八九	公職選挙法違反	岡	部	富蔵	三・一〇	一	棄却	大阪高	九五
昭和二九年(あ)三六〇三	法人税法違反	帝国電気株式会社			三・一四	二	棄却	東京高	九六
昭和二九年(あ)四一六二	業務上過失致死	服	部	茂	三・一五	三	棄却	名古屋高	九七
昭和三〇年(あ) 四九	公職選挙法違反	西	島	貞三外一名	三・一九	二	棄却	名古屋高金沢支	九九
昭和二九年(あ)四一三八	覚せい剤取締法違反	李		永守	三・二二	三	棄却	名古屋高	一〇一
昭和二九年(あ)四一四〇	覚せい剤取締法違反	金		英道	三・二二	三	棄却	名古屋高	一〇三
昭和三〇年(あ) 一一	詐欺	荒木		三夫	三・二三	三	棄却	仙台高	一〇五
昭和三〇年(あ) 三〇	道路運送法違反	中村		福一	三・二二	三	棄却	福岡高宮崎支	一〇七
昭和三〇年(あ) 四〇	賍物故買	淡路		勝	三・二二	三	棄却	札幌高	一〇九

昭和三〇年(あ) 一五六	窃盗	仲		敬次	三・一二	三	棄却	大阪高	一一一
昭和三〇年(あ) 三九	公職選挙法違反	森		健一郎外二五名	三・一五	二	棄却	名古屋高金沢支	一一二
昭和二九年(あ)四一四三	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	小椎尾		篁	三・一八	一	棄却	福岡高	一一八
昭和二九年(あ)四一八三	業務上横領、背任	奥野		英一	三・二八	一	棄却	大阪高	一一九
昭和二八年(あ) 八〇六	麻薬取締法違反等	清水		一男	三・二九	三	棄却	大阪高	一二〇
昭和三〇年(あ) 一二七	窃盗	小林		岩雄	三・二九	三	棄却	札幌高	一二一
昭和三〇年(あ) 二〇五	銃砲刀剣類等所持取締令違反、覚せい剤取締法違反	横田		源司	三・三〇	二	棄却	東京高	一二三
昭和三〇年(あ) 二三八	覚せい剤取締法違反	崔		東	三・三〇	二	棄却	大阪高	一二四